

あつて強ひてこれを手に收める必要はない、たゞ調整池とか貯水池の如く火力設備と同じやうな發電を致さなければならぬものは管理の手中に收める方が宜からうと思ふのであります。例外はありますが、既設の水力發電設備は必ずしも手中に收めずとも、この發生電力を送電線に依つて統轄致しまして、電氣そのものを一手に收めて謂はゞ買上げ、卸賣をやりさへすれば結局電力の全體的統轄經營は可能である、而も水力發電設備の評價その他に要する時間等も省けますし、また新設會社の資本もこれに依りまして約半分減ります。迅速にして効果を早く收めやうといふ意味から、既設の水力發電設備は原則としてこれをこの儘に据置く、それがまあ昨年と違つて居る點であります。これらの今後の開發並びに送電線の問題、それから火力發電の入手、これらは新に設備會社を作りまして、その設備會社が新規のものは設備し、現に存在するものは設備會社の手に收めて、政府の國家管理の用途に提供する、それは國策的設備會社でありますから、政府がその資金に對しては十分世話を焼く、また業務遂行上色々な権利との摩擦を防ぐために特權を與へる、それから一面この會社に對しては相當嚴重な監督を加へさせる、管理の方法と致しましては、政府は電氣應を設けまして國家管理業務の一切を電氣應にやらせるが、これは國策研究會でも非常に議論があつたのであります。國が凡ゆる事柄を自らやるといふことは官僚獨善といふ弊害が起りはせぬかといふことが叫ばれて居る、これを防ぐために相當の經驗ある人を特別任用の形式を以つて電氣應の樞要の地位に据えるが宜からう、更に民間の智識を網羅した委員會を作つて、重要事項の決定等に當つてはこれに諮問をして、制度の上りに於いて決議機關に行かう。かくの如くして官民共同の形を取つた組織が出来ますれば、それは官僚獨善の弊害などはなくなつて、これに依つて相當の良い設備が出来てあらうといふ説があつたのであります。民間にこれをやらせると、相當に大きな獨占事業になつて、營利追求に専念させないためには樞軸を國

家が握らなければならぬ。これは特別委員を作つて、更に掘り下げて決定したいといふのであります。あの案は中間報告になつて居ります。前半を取つて國が經營するが、これには十分に委員會その他についての任用令を改正し、それから色々な委員會を作つて、その委員會の意見を尊重して仕事を進めて行きたいといふのであります。また配電事業についても、發電を國家が管理し、配電線を國家統制してその間が中斷されぬ様相當の方法を講じまして、先程も述べました通り國家管理の目的を達成しようとするのであります。それから動力の動員であるとか、農山漁村に對する電氣の普及、家庭電化の普及の點につきましては具體的に申しますと長くなりますから、これは極く簡単に説明する程度に止めて置きたいと思ひます。

これに對しまして事業者の方面から出して居られる御意見にも國家的に大きな眼で觀て統制して行くといふことの必要を御説きになつて居ります。而してその前文に於きましてこの非常時の際でありますから重要資源として電力の擴充、動員計畫の地位を叫ばれて居ります。而して發電の増加と配給の擴張が必要であるといふことを叫ばれて、五つの項目をお舉げになつて居ります。それを徹底すべきものであるといふことを主張して居られますが、たゞ民間のこの種の統制の御意見は、現状をその儘にして置いて進んで行きたいといふ御希望が現はれて居る事は事實であります。その前文の中に、民有國營といふやうな國家管理形態を唱へて實行するといふことは、この非常時といふ荒浪を乗切るには非常に適しないといふやうなことを書いて居られる。何故適せぬかといふことについての理由は、かういふことを言はれると云ふと、日本の企業努力が衰へるものと思ふといふことに在るものゝ様ですが、これは一つ企業心が鈍らないやうに是非御願ひしたいのであります。現在非常時と叫び協心戮力を叫ばれて居る時でもありますから、さういふことを言はれば我々の企業努力が衰へるといふやうな自分で企業努力を否定する様なことは爲さらぬやうに願ひたいの

であります。株が下落して拂込が出来なくなる、社債も募集が出来なくなる、従つて設備の擴充が出来なくなるのではないかといふやうに書いて居られますが、これは國家管理が實現したらさういふことになると思ひます。現在の状態は我々の頭に懸つた議論ならばともかく、國家管理に反對した議論にはならないと思ひます。現在の状態は我々の頭に懸つた雲のやうなものだと言つて居られますが、これは現在のことを批評して居られるもので、實施した後の關係ではない。これは、今日かういふ事を言ひなされるなといふ御注意だと思つて居りますが、國家管理が悪いとか、善いとかいふ材料にはならぬと思ひます。而して擧げられた五つの項目を實現するためには企業の統制の強化を爲さなければならぬと言はれるのでありますが、その内容をよく拜見致しますと、事業設備なり事業區域は依然として各社に分屬させて居りますが、各事業者の境界を乗越えて、相當進んだもので行かなければ、なか／＼その目的を達することは出来ないやうに思はれます。私共がこれを虚心坦懐に拜見して、事業者各位は何のために各社の境界を守つて居るのか、現在會社としての組織があるからこれを無くすることは今日困るといふことであらうと思はれますが、これは一つになつてやつて行く様に考へなければならぬと思ひます。既にドイツに於いても今日強制的に地方電氣事業組合、中央電氣事業組合が出来て居りまして、電氣事業者は勿論強制的に加入せざるを得ない、加入せしめられる、その組織の中には委員長と理事がありまして「ナチス」政府がこれを任命して、料金の設定、建設計畫、送電計畫、凡て重要事項はその委員會が計畫し、その計畫したるものを更に所管大臣が認可するといふ形になつてゐる、あの組織に髣髴としたものがあり、あれに倣つて提案せられたやうに思はれますが、過日本會に於いて小林さんがナチスの法律を採り入れる程日本は未だ切迫した状態になつて居らぬと言はれたが、御自分がそれと同じやうな方法を推奨して居られる、これは飽く迄も各事業者の分派を守らなければならぬといふ立前から自治的に統制を爲さうとい

ふ場合には、この程度のことを當業者としては言はれることは當然と思ひます。とにかくかやうな精神が現はれて參りました以上は、當事者も我々の方針に内心に於いては略々御異存がないのだなといふ氣持を懷きました。自らは言はれる時は、自己の分野を確守しつゝ統制の効果を擧げたいといふためには、私が假に事業者であつても或ひはさういふかも知れませぬ。併し精神的には共鳴を得て居るやうに我々は考へまして、非常に喜んで居るのであります。而して政府は國內一般電氣事業者をしてこの使命を徹底實行せしむべしと書いてありますが、現在の状態を維持することを前提としつゝ、私共に事業の統制を徹底實行しろと御註文になつても、不幸にして私共はその自信を持ってないのであります。これはどうしても組織の問題であらうと思ひます。組織そのものにメスを入れずして、現在の組織の下に、事業者の各位が假りに政府と力を合せて統制の目的を達しようとおつしやつても、これは難かしいと思ひます。かやうに考へましたので詳しくは研究致しませぬが、實は私の考で、なほ松永さんの御話では専門委員が智慧を絞つて書いたとおつしやいましたので、専門委員に一度集つていたゞいて色々説明していたゞきたいと思つて居りますが、たゞ今は大體私の考を申上げたのであります。

これを要するに、さういふ譯から事業者のお出しになつた自治統制では自信がないので、たゞ今申上げました程度の國家管理を實行するといふことが事業者の御精神にも合致したものであり、また多數の委員の御意見もそこに在るやうに私は感じたのであります。甚だ簡単な記述であります、大體かういふ仕組で以つて御認めを願へるならば非常に幸ひであると思つて居ります。大變長い御説明を申上げましたが、業者の御意見に對しての我々の感想も一括して茲にお話した譯であります。失禮の點は御詫びを致します。

右の説明に對して池尾委員、松永委員等の當業者側から國家管理の範圍並びにその方法、外債問題に絡む國家

管理の是非、政府の狙ひ所は要するに電力專賣にあるのではないか等々種々な質問が投げかけられた。これに對し當局は質問の要領を整理の上次回に答辯することになり散會した。

第三回小委員會

第三回小委員會は十一月四日午後逓信大臣官邸に於いて開かれた。先づ前回業者側より爲された質問に對し、大和田電氣局長は総合的に左の如く説明答辯した。

前回御質問がございましたので、統制或ひは國家管理を必要とする理由といふことにつきまして、大體當局の者が考へて居つた内容を聞いて置く方が假令諮問の外であらうとも、この問題を進めて行く上に於て親切でもあり、また參考にもなるといふやうな御希望に依りまして、國家管理を何故に必要とし、考へを進めたかといふやうな事についての幹事としての考へを申し上げたのでございます。その節この問題に關聯致しまして、色々と御質問がありました。これを私が整理を致して見ましたところ、大體に於いてこれは前回お配り致しました幹事の覺書とでも申しますか、その管理の範圍、管理の方法といふ事柄の孰れかに屬する御質問であるやうに考へられたのであります。そこで問題をこの幹事の覺書に集中致しまして、まづ管理の範圍に屬する御質問並びに管理の方法に屬する御質問と私がさう考へます順序に應じまして極めて簡単に私からお答を致し、なほ必要に應じまして、他の専門の幹事その他より詳細のお答を申し上げ、内容を盡したいと考へるのであります。

その中で主要の新規水力發電設備といふものを管理の範圍に移すといふことであるが、その中に「發電水力資源ノ合理的開發利用上避クベカラサル」といふことが書いてあるが、その利用といふ意味がはつきりしない感じがするといふやうな意味のお言葉があつたやうに思つたのであります。これは結論と致しまして

は、主要の新規水力發電といふものは今後は大なる計畫を樹て、さうして水力資源の延命策を講じて、一滴の水と雖も無駄にしないやうにして、日本の國富といふものを開拓する見地から出發致して居りますから、出來得る限り廣く新規の水力は國家の手に依つて國家の意思に依つてこれを開拓して行くといふ心算であります。既設のものと雖もその大計畫の結果大なる影響を受けて、その儘に致したのではみす／＼大計畫を寧ろ既設のものを尊敬する事に依つて妨げられるといふやうな、従つて既設のものを取拂ふか或ひは大改造を加へなくてはならぬといふやうな關係のものは、これは開發上避くべからざるといふ方面に屬します。利用上の問題といふことになりまして、簡単に申しますれば、これは例へば補給用の水力であるとか尖頭負荷用の水力、かやうな一面から云へば貯水池を持つといふやうな關係の水力發電所といふものは恰も火力發電の如く、その發電の方法に相當の用意を致し、色々な關係と連絡を取つたものに致さなければなりません。これは一聯の組織の中の一つの發電所であることを必要と致します。孤立でやられるといふことになると、即ち大勢の軍隊の中に方向を變へて勝手氣儘にやる兵隊が居るといふやうな恰好になりますから、さういふ風な組織に打込まねばならぬと思はれるやうな發電所は、これを一括して、既設のものと雖も管理の範圍に入れる、かう云ふ心算であります。

それから大きな火力を大部分國家管理に移せば燃料節約になるといふ問題についてももう少し具體的に聞きたいといふお話でありましたが、これは前回もちよつと申上げたやうに思ふのでありますけれども、今後の水力の徹底的開發を致しますために、例へば六ヶ月の水量を目標にして發電所を造りますといふと、半年大丈夫使へるといふ設備でありますならば、後の半年の水の多い時は、無駄に水を流すといふ發電設備しか出來ないのであります。これを一ヶ月位或ひは三ヶ月位の水力を目的にして發電設備を致しますと、相當多量

の水が使へることになります。併しながら同時に一年の中九ヶ月といふものは、設備が十分に使へないで幾らか遊びが出来るといふことになる。それらを火力とか或ひは水を貯めて置いて補給水力で以つて九ヶ月の遊びの出来る設備を一年間動かすやうなことが出来れば、これは即ち「フル」に水を活用することになる譯でありますから、それらのことを水と火との両方を非常に巧く組合せて、所謂水主火従、寧ろ或ひは水火併用といふやうな感じで以つて今後進んで行くといふことが、水力開發を完成したい、主として水力を完全に使ひたいといふ意味から、火力の補給の關係が非常に有機的なものになり、また重要な意味になつて参ると思ひます。その動かし方ですが、なか／＼火力については今の貯水池、補給用の貯水池同様相當入り組んだ關係がありますので、十分の注意をして發電をしなければなりません。それをするために大體に於いて火力は矢張り一括致したい。火力を一括すれば前同も申述べました如く、火力の設備といふものは日進月歩の機械その他の發達の著しき影響を蒙つて水力以上に伸びますから、能率の良し悪しといふ事が相當鋭敏に働いて來るのであります。そこでこれを全體的に眺めて行きますと、一番能率の良い火力發電所を完全に働かせまして能率の悪い發電所の方の働き方をなるべく減らすやうに、その能率の高い順序に應じて働かせるといふ、かういふ考へ方を致しまする範圍の幅が火力全體を握りまするといふと特に大きく動きます。それに依りまして個々の火力を持つてゐる會社が能率が悪からうとも、全體としては燃料の節約が相當大きくなると、かう云ふ意味になつて参るのでございますが、抽象的ではありますが、さういふ心算で申上げたのであります。

それから一括せられて居る設備の中から、或ひは送電線を取り、或ひは火力を取つたり致しますと、擔保設備の分離といふことが生ずるが、その事柄が外債處理上困難なる問題を惹起し、少くとも今後の借替の場

合に於いて困るやうな問題が起らないかと、總會でもさういふ御質問がありました。財産が社債の擔保となつて居ります關係についての法律上の問題でありますが、これは相當詳細なる御説明を更に主任の幹事より申上げる心算であります。社債特に外債のインデントチュアに依りまするといふと財産の分離といふことは不可能ではないのであります。これは信用及び擔保等の問題について影響なき限り、財産分離差支なしといふことに契約上も相成つて居るのです。たゞそれがためにはその主任の受託會社といふやうなもの或ひは責任者が實際上及び對外信用上一向差支無いのだといふことになれば問題はないのであります。さういふ關係からして日本に於きましても、社債を、外債を持ちながら擔保財産を分離した實例は現にあるのであります。即ち信用等に於いて影響なしといふことであるならば、財産の分離は可能であります。そこで前回の案に於きましては、社債處理に關する法律案といふものを出しました。これは議會の劈頭に提案致しましたが、總辭職で取り止めになつたことは曾て申上げた通りであります。その法律はどういふふうになつて居るかと申しますと、その外債處理に對する心構へはまづ第一に、信用を害せざることに努めようといふこととであります。その信用を害せざる處置の上に、更に法律上何等問題の起らないやうな處置を講じようといふ、かういふ二つの用意から出發致したのであります。度々聞いて居りました法律を以つてすれば如何なる惡法たりとも従はなければならぬけれども、法律を作ればいゝのだといふのではないので、作ることが妥當なりや否やといふことを前提にした法律でなければ、法律の價値は少いのであります。恰も社債處理に關する法律は惡法であるかの如くいはれて居つたのであります。信用を少しも害せずして而も法律上缺點なきやうな處理を講じてさへ置きましたならば、これは非難の餘地は毛頭あるまいと思ふのであります。然らば如何なる方法を考へたかと申しますと、先づ法律上の關係と致しましては社債の擔保に供して居る財産は

假令設備會社に出資致しませうとも、工場財團としては分離せざるものと看做す、即ち擔保財團としては何等法律上従前と變化なしといふこと、これを裏からいひますれば、設備會社は擔保附の財産の出資を受けるとかういふことになつたのであります。それで濟んで居るのであります。財團なるものに、何等そこには法律上影響なしといふことを國法が保證した以上は、もう擔保の問題は解決して居るのであります。それだけで普通なら良いのであります。もう一方信用を保持するといふ國際信用の問題を考へるといふ意見がありまして、ともかくにも財團が國內法に於いて所有権が移轉して居るのでありますから、一應は財産が減つたと見なければなりません。併しその債權者に對しましては擔保に入れた儘受取つたので、その擔保價值は何も物的には減つて居らぬのであります。設備會社からいへば不服があるといふこともありませんけれども、債權者には何も無い筈であります。たゞその設備が離れましたがために經營状態が何となく面白味が少なくなつたやうな、謂はゞ電氣事業としての經營の幅が少くなり、活動の範圍が縮少されて居るやうな點に於いて、何となく償還能力に不安を抱きはしないかといふ問題が残るだらうと思ひましたので、出資會社の支拂能力に對しては、設備會社がこれに代つて元利金の支拂を爲し得ることとし、更に保證をする、無論全部についての保證を爲し得るといふのであります。設備會社が保證した分につきましては必要に応じて政府が更にその上また保證する、こゝ迄行きますれば支拂能力の點に於いて不安を感じるといふことは無からうと思ふ。これを常識的に申しますと、外債といふものは今日平價で行きますと、二億何千萬圓しか無いのであります。その二億何千萬圓に對して五大電力が十億に達する所の設備を擔保に供して居ります。今後國策として國家管理に移される部分を考へるとして大難把に考へましても全部で五大會社については五億足らずであらうと思ふのであります。然らば外債の價值からいひましたならばこれは離れた所で心配が無い筈で

あります。物的擔保で勿論對人信用に依りまして居るのではないから物的擔保といふ冷酷なる判斷からいへば何等差支ないのでありますけれども、それらにつきましても十二分の配慮を致し、法律上からは法制局、司法省、大藏省或ひは興業銀行、三井銀行この兩銀行が外債に關する日本の保證會社のやうになつて居るのであります。その興業銀行の責任者もこれならばもう問題は無いといふことをはつきりいつて居る程度のもので立會つて作つたのであります。この點につきましては外債で困らないか、若し困つたらさかぬぞと云ふ御注意は有難く受けますが、外債があるから國策をやつてはならぬといふ御趣旨ならその御心配は御返却申上げたいと思つて十二分の確信を以つて進んだのであります。

それからもう一つ主要送電線といふのはどういふ意味か、またこれを國家管理に移す理由はどうか、技術的統制といふこともいはれるが實は買上專賣をやりたいから送電線を取るのぢやないのかといふやうな風に、色々な方面からこの送電線の問題につき質問があつたやうに思ふのであります。國家管理の範圍として茲に擧げて居ります新規水力、主要送電線及び火力設備はこれを管理の手に收めたいといふ精神は前回にも申述べたと思ふのであります。水力の徹底的開發を圖り、これに依つて得たる電氣を國家意識を加へたる卸賣を致したいと、いひ換へるならば電氣の本來の使命を根本的に達成せしめたいといふのであります。が、一番最後の抑へ所を申しますれば、電氣といふものゝ卸賣に達する迄の過程はです、これは水力を日本の國情が一滴も無駄にせざることを必要とするといふやうな事情が若し無かりせば、必ずしも大きな力で水力開發をやらなくても宜いのであります。單に電氣そのものゝ卸賣をすれば宜いのであります。その所が一番大事な點であります。たゞ日本には特殊の事情があつて、即ち水力を根本的に考へて開發をせなければならぬといふ事情がありますから、未開發水力は是非大きな力、大きな計畫でこれを開發して行くことを

要するといふことになつて居ります。而して最後に於いては電力を一手に收めてその販賣を國家的見地から行ふべきものであると云ふことが電気の本質なのだといふところに歸着致して居ります。イギリスの如き水力の根本的開發を要せざる國に於きましては發電も國營に致して居りません。即ちイギリスは送電線を自ら建設し、今迄は火力でありましたから殆んど無かつたのでありませうが、その火力を送電線で繋ぎまして、電氣を一括して自分の手に集めて、如何なる僻遠の地と雖も欲しい者には大體に於いて實費に即したる料金を以つてこれを配給するといふその心持から送電線の國營といふことを斷行致して居ります。その見地は我々も全然同じ境地に立つて居るのであります。現在の既設の水力發電所といふものは發電の方法が比較的火力の補給の如く有機的なる操作を要せざるものと考へまして、これはその儘に原則として残しましても送電線といふものを手に握りませんと、たゞ今の卸賣を爲すといふことが達成し難いのであります。或る人の如きは他のものは一切止めても送電線さへ握つたら宜いではないかといふ説を爲す人もあるのであります。日本の國情は今後は未開發水力の徹底的なる開發といふことが必要であります。これを加へたる國策の實行を必要とする、かう考へて居ります。そこで送電線といふものは極めてローカルな、國家的見地から考へて、網の目を残しても宜しいといふやうな小さなもの、或ひは自家用程度のものにあらざる限り、國家統制上必要だと思はれる送電線は凡てこれを國家管理の範圍に屬せしめざるを得ないのであります。これは未開發の水力を國がやりますといふことを決めます以上、また火力發電所を國が管理するといふ以上、その間に繋がつて居る送電線を無視することの出来ないことは勿論、それは今後の分だけで宜しいといふだけでなく、現在存在する水力發電と現在存在する火力發電といふものは常にこれを睨み合はせて、さうして發電の方法を決定して行かねばならぬのですから、現在の送電線といふものを無視することは出来ない

のであります。一度送電線を管理するといふことになれば、その送電線に連絡ある電氣を何とか處分しなければならぬことは當然であります。即ちその電氣はこれを買上げる、買上げるといふ關係からは今日東京電燈なりその他のものが或る會社の發電力を全部買上げて居るものも相當ある譯であります。此の場合に所謂ロード・デスパッチャーの仕事は東京電燈がこれを掌握して發電會社はその指圖に依つて發電して居ると、かういふことが極めて自然に行はれて居るのであります。送電線を持たず電氣を買上げずに單にロード・デスパッチャーの仕事は抽象的に立入つてやれといはれてもそれは非常な無理な註文であります。事業者の各位から出された印刷物の中には我々自治的に全國的のロード・デスパッチャーについての委員會を作り、その中に役人が入つて指圖すれば宜いといふことになつて居りますけれども、この御趣旨を最も完全に達しようと思へば、發生電力を全部買上げるといふ頭になつてその買上者が指圖するといふことであれば始めてそこに利害の關係が一致しましてスムーズにお示しの目的を達成するのであります。電氣は買上げず、會社は個々獨立して居つて、設備も皆分屬して全體的指圖をし、而も政府がそれを徹底的に實行しろなどといふことをいはれても、これは前回に述べましたやうに到底その任にあらずといふことを申上げる外仕方がないと思ふのであります。なほ送電線につきましては、現在の送電線の圖面を擴げて見ましても私が暫く在任して居りました名古屋方面の情状を見ましても、なるべくこの線の電氣を此所に持つて行く、この線に依つて電氣は此所へ持つて來るといふ風に色々配合することに依る所謂電力統制上の利益といふものは相當に浮び出ると思ふのであります。かういふやうな色々な關係から致しまして、送電線は國家管理内に包含せしめるといふことは絶對的の最も主要なる要素であると左様に考へて居る様な次第であります。

それから今度は管理方法の方に屬すると思はれましたる御質問であります。抑々國家管理といふのは統

師の強化を意味するのか、或ひは民有國營を意味するのかといふやうな御質問もまた前回あつたやうに思ひましたが、これは前回も申し上げたやうに思ひますが、大體に於いて考へて居ります事は、未開發水力を開發して起きた電氣は國の電氣だといふ考へであるのです。それから民間の殘存せる水力發電所の電氣を買上げまして、一手に握らうとする心算であります。さうして國がこれを適當に公益第一といふ見地から賣捌を致すと、かやうに考へて居るのであります。卸賣を爲し買上げを爲すのも皆これは國が主體の心算で居るのであります。國家管理といふ言葉の中には、自ら直接手を下さずとも日常の業務といふやうなものは人にやらせても管理といふ精神を傷けない場合はあると思ひます。これらについての研究は、具體的に色々やりたいと思ひますが、本筋の心持はさういふ心算でありまして、國家といふ心持を以て色々な仕事を人に委託する場合はあり得るのであります。さういふ心算でも、精神は國營を以つて進むといふ心算であるのであります。

それから國家管理といふが、全國を一體に纏めて管理する心算であるが、この場合設備を提供すべき會社の資本はどの位になる豫定かといふやうな御質問がありました。これはどういふ程度まで及ばなければならぬかといふことは必ずしも確定した意見を持つて居りません。これは御意見に依りまして適當に考へて宜いと思ふのであります。たゞ少くとも九州でありますとか、北海道でありますとか、四國であるとかいふやうな、さう云ふ所迄一つの設備會社になつてしまはなければならぬ理窟もないと思ひますが、また一つの會社になつて支店でやつても宜いかとも思ひます。そこらは別に昨年は準備豫算も戴きまして、準備局を作つてそこで一切のさういふ事柄を具體的に決めて實行に移す心算で居りましたから、足搔の取れないやうな考へ方は今迄致しては居らぬのであります。たゞ今の案に依つての資本がどの位になるかといふことについては大體に於いて私共は出資して貰ふ設備の評價額の程度即ち七億圓程度ではないかと思つて居るのであります。

す。これに一、二億加へざつと十億圓位な設備會社が全體として出來上るやうに考へて居ります。尤もこれも帳簿價格その他を考へてやつただけの事でありまして本當の意味の評價は評價の結果決まるのであります。

それから政策料金を実施するといふが、それは一體他の需用家の頭から取立て、やるのであるか、それとも一般の税金から取つてやるのであるか、若し一般の財源からやるならば直接補助をした方が農村電化とか化學工業の奨励になるのではないかといふやうな御趣旨の質問があつたやうに思ひましたが、これは現在やらうとして居ります一般の供給規程に依る電燈その他の小口動力料金を今審査致して居りますが、これについても同様の問題が今起きたのであります。若し地方農村その他の料金を引下げようと思ふならば都會の料金を引上げなければいけないのではないかといふやうな質問も受けたのであります。私共は左様に考へて居らないのであります。國家管理を斷行致しまして全體的の經營をやる結果、茲に相當の餘剰といふもの、價値を作り出すといふ事が出來るといふ計算を我々は持つて居りますから、これが取敢へずの政策料金の實施の資源になるのであります。併しながら社會の如何に氣の短い人と雖も國家管理に移したから即時に料金を幾ら下げるとか、かう迄要求なさらないか、のではないか、かういふ組織を以つて進めれば將來に於いてかくの如く下がる見込があるといふことならば、それを以つて雙手を擧げて歓迎して貰つてもいいのではないかといふ風に考へて居ります。これを國營に移したから即座に二割下げろ、半分にしろと氣短かにはれなくとも、國營にすればなほ更下がるといふ反證を握らない限りはさういふはなくても宜いと思ふ。我々はこの程度を以つて進むならば相當の余剰を見出し得るから、その余剰を以つて一般的政策料金を當てやうといふ心持を持つて居ります。更に將來の新規開發がどん／＼進行致しますならば、その余剰の割合は更に

増加すると、かういふ風に考へて居ります。將來さういふ見込のあるやうな組織に拵へて行く事が現代の人々の責任ではあるまいか、何時まで待つてゐても見込のない状態にじつとして居る事は慎しまねばならぬのではないか、とかういふ風にお考へを願つて置くことに致したいのであります。

更に今申上げたやうなことにありまするが、この専賣といふことは國家管理の目的の一つであるのか、それとも技術統制の結果専賣といふ事をやらねばならぬやうになつて來てゐるのかといふ御趣旨の質問がありました。これは違つて居りましたなら直しますが、さういふ御趣旨ではないかと思ひましたので申上げますが、専賣といふ名をつけるかつけなにかはとにかくとして、さき程も申上げたやうに技術的の國家管理を要すると共に、更に政策的には電氣料金といふものを低廉にするといふことが國策の眼目をなして居るのでありますから、出來ました電氣を取纏めて賣捌くことは是非國がやらうと思つて居ります。これは専賣といふ言葉で言つていゝのかも知れないかと思ふのでありまするが、正にそれは目的の一つであるのであります。他の目的の一つはそれは設備の統制、それから技術の大規模なる計畫實行等に依りまして單價の低減を來たすやうに致したいと云ふこと、これらの目的が種々入り交つて電力國策の目標と相成つて居るのであります。

最後に建設資金に不安を生ずることはないか、東北振興電力の如きはさういふ點に於いて惱んで居るのではないかといふやうな、東北電力はその意味の御例示であつたかは存じませんが、さういふことと思ふのであります。建設資金につきましては前回國家が國策としてかういふ問題を取上げて議論をしながら、自らその建設に對して世話を焼かぬやうなことはどうかとかう私は申上げたところ、ゑらい颯爽として居るが一向内容はないぢやないかといふやうな御批評がありましたるが、全く私共はさういふ風に考へて居るので

ありまして、この建設資金といふものは現在の状態に於きましても、各會社が年々三十萬乃至四十萬キロの開發を致して參ります上に於いて骨折つて資金の収集をして居られる譯なのであります。今後此の御心配は建設會社が出來てその會社が資金の獲得に困るのではないかといふ御心配だと思ふのです。これは現在の事業者が將來困るといふことでは無論ないと思ひます。新規開發は最早設備會社がやるのであります、今後は今の會社は大規模な開發を致しませんのですから、資金の方の大なる御心配はなくなる形になると思つて居ります。設備會社が建設資金を獲得致しますには、國家は出來る限りの世話を焼かなければならぬと思ひます。今日資金管理調整など致して居る際にさういふ資金を出すことはどうかといふお話でありまするが、これは設備會社を作らうと作るまいと同じなものであります。年々三十萬キロの開發をするについては現状に於いても必要なのであります、その資金が要することは同じであります。設備會社といふ國策會社ならば、資金調整その他に於いて便利を與へることを國が考へるのが當然なのであります、金だけは從來より一歩進んで便宜を圖ることになりませう。今日の資本の不十分なる點に於いては我々も困りまして大藏當局及び日本銀行當局とも御相談致しまして出來得る限り便宜を圖つて戴いて居りますが、何分にもこれは電氣の方でこの資金は一、二年先の資金だといふことに財務當局は考へるのであります。今の目の前の問題ではないといふやうな考があるものであります。これは一、二年經つて大變なことになるといふことを申上げて居るのでありまするが、これらの關係は寧ろ現状よりは國家的色彩が濃くなるのでありますから、資金管理があればある程設備會社になつて居る方が宜いのであります。その御心配は全く無益であらうと考へて居ります。私の考へて居りますことは、まあ三十萬キロと致しまして、一億圓か二億圓迄の資金でありますと申ひます。これを各會社で心配して居られたのでありまするが、大規模にやりますといふと幾らかこれは内輪で済む

だらうと思ふのです。その金額はまあ大したことはないと思つても、國家の低利資金或ひは保險の金とか、場合に依つては私は興業債券、勸業債券を許して居る以上必要があるならば國民全體のためにやることでありますから、國民全體に資金を出さしたらどうか、謂はゞ電氣債券のやうなものも發行されて宜いのではないか。勸業債券といふものは地方の事をやるといふ意味で出来て居るのでありませうから、それと同じくこれは最も適切な債券のやうに考へて居るのでありますが、とにかく相當の方法を以つて資金の収集には困らないやうに無論致さなければならぬのであります。それは難かしいではないかと言はれても、難しくないやうにするといふより外にはないと思ひます。東北振興の方がどうも巧く行かぬぢやないか、結局設備會社をつくつても巧く行かぬだらうといふやうな御批評がありましたけれども、東北振興といふものは未だ工事中の會社で商賣して居らぬのです。でありますから、商賣する時にどういふ商賣になるかといふことは今後の成績に依つてこれを批判する外仕方がないのであります。して居らない商賣を目標に取つて、巧く行つてゐるの、ゐないのと言はれたところで仕方がない。然らばどういふ豫定で電氣を賣ることになつてゐるかといふことを御紹介しますならば、最近落成する發電所に依る振興電力會社の卸賣料金は東京の大電氣會社が供給して居る料金よりは遙かに安く供給することが出来る豫定になつてゐるのです。これは餘談でありませうけれども、小林さんが東北振興電力を非常に非難されて居られたが、小林さんがお賣りになる電氣料金よりは遙かに安く賣ることに豫定して居りますから、これを御批評なさる以上は、小林さんの東京電燈は東北振興並に下げられることであらうと私は愉快に思つて居ります。これに依つて關東方面の電氣界には相當の波瀾を生ずるかも知れないといふやうな氣持を抱きつゝ、快く伺つて居たのであります。併しこれは餘談であります。が、決して御心配になつて居る程東北振興は悪く行つて居りませんから、私は東北振興のために雪冤

を致して置きたいと思つて居ります。また水力の開発についても豫定よりは遙かに少ないではないかと言はれたことは大變心外であります。今日は最初の豫定以上が開發可能といふことになつて居るのであります。我々が計畫した頃は十四萬キロでありましたけれども……これを以つて國策會社の成績が悪いだらうといふやうな全く研究不足にして未だ仕事の完成して居らないものを取つて批評されることはどうかと思ふのであります。一應事實に即したる辯明をして置きます。

以上御質問と思つて私が書留めて置きましたものに對するお答はその程度に盡きて居るやうに考へます。管理の必要に對する私の話は實は原稿を書いて居りませんでしたので、それをその儘どういふ風に書いて差上げるか一寸困つたものですから、今日はそれを書いては居りませんが、大體に於いて御質問を整理した結果はその幹事の覺書として差出ししました範圍並びに方法の孰れかに屬するといふ氣持で、結局この問題を覺書に集注していたゞいての質問要領といふ様に思ひまして、その儘で一應のお答を申上げました。なほ具體的の詳細に涉りましては御質問に應じて補足致して行きたいと思ひます。

右に關して業者側より質問並びに意見が開陳されたが、これを要するに現状維持の主張の外には一步も出ず、議論は相變らず「管理の意義」「管理の必要なる理由」「管理の範圍如何」等の政府諮問事項中の語義の問題を離れず、答申内容に觸れて行く形勢は少しも見えなかつた。この形勢を看取した政府は、次回に於いて「電力國家管理の必要」なる理由を、文書を以て明示し、以つて具體的審議の進行に資することとし、一まづ本日の小委員會を散會した。

第四回小委員會

第四回小委員會は翌十一月五日午後遞信大臣官邸に於いて開かれた。開會劈頭幹事は「電力國家管理の必要」

について箇條書にしたる文書を各委員に配布し、前回迄業者側の攻撃的となつてゐた問題に關する政府の所信を明にした。即ち該文書の内容左の如し。

電力國家管理ノ必要

- 一、我國最貴重ノ天然資源タル水力ノ徹底的、合理的開發利用ヲ爲スコト
- 二、大規模ノ發電並ニ送電聯絡ヲ完成シ、電力配給ノ合理化並ニ設備ノ經濟的運用ヲ徹底スルコト
- 三、電氣料金ニ國家意思ヲ反映セシメ且其ノ衡平、低廉化ヲ促進スルコト
- 四、電力ノ各方面ニ於ケル普及利用ノ全キヲ期シ、各種動力及熱源ノ電化ヲ促進シテ燃料資源ノ愛惜保藏ヲ圖ルコト

五、軍需工業ヲ確立シ、電力動員ヲ敏速確實ナラシムル等國防上ノ安固ヲ期スルコト

以上ノ目的ヲ徹底遂行スル爲ニハ電氣事業ノ經營ヲ現狀ノ如キ個々分立ノ狀態ヨリ改メ、設備ノ新設擴張ニ付テハ勿論經營ノ實質ニ付テモ之ヲ國家意思ニ基テ「ワンマン・コントロール」ニ統括スルコト極メテ緊要ナリ。而モ電氣事業が本來自然獨占ノ本質ヲ有シ且生活ノ必需産業ノ基本タリ、巨額ノ資本ヲ固定セシムル典型的公共事業タル特質ニ鑑ミル時之ヲ國家管理ニ移スベキ理由一層明白ナリ。

右文書に關し、大和田電氣局長は幹事として簡單に左の如く説明を加へた。

今御配り申上げましたものは、前々回に私から御説明申上げたものを、何か筋書にしてといふ御話でしたが、實はしつかりした原稿を作つて居りませんでしたので、大體かういふ趣旨に基きまして御話申上げたといふ、甚だ簡單なものでありますけれども取纏めまして一書にして出した譯であります。

國家管理の必要といふ問題につきましては、前回も亦その前からも申上げて居ります如く、最も強度なる

國家管理といふものと、最も弱い國家管理といふものとの間には相當の幅がありますから、その程度、即ちどういふ範圍についてはどういふ程度の管理を爲すべきかといふことについては問題が非常に多いと思ひますけれども、幸ひにして事業者が一つの案を御出しになつたものが、我々の考へて居る國家管理の内容と略々一致した歩調を示されて居りますために、この問題は多く論ずる必要はないと思ひます。また諮問でも國家管理を爲すとあり、たゞその諮問の内容を成す國家管理を爲すことを前提としての具體策については逡信當局としては白紙であるといふ趣旨に私共は申上げましたし、大臣もさう御考へになつて居られますが、その國家管理の要否に關しましても、幸ひにして事業者からも徹底的統制強化といふ案を御出しになりましたので、私共はその問題については或る程度の詳しき討議は省略し得ることになつて居つたやうに感じて居つたのであります。従つて説明に於きましても、それが或る程度に於いては勿論説明を要せざるものも考へて省略致した方面もあつた譯であります。さういふ前提が私の説明の中に潜んで居つたといふことは昨日も申上げたと思ひますが、こゝに改めて申上げたいと思ひます。

さて今日こゝに出しましたものが、この趣旨に則つて私は申上げた積りでありませぬ。かういふことを實現するためには、或る方面に於いては強度の國家管理を要し、或る方面に於いてはこれに劣らうとも、ともかくこれを一括したる遣り方で以つて進まなければならぬ効果を擧げることには出來難い、幸ひなる哉電氣事業は本質的に於いても、特に日本の國情に於いては國家管理の如き遣り方をすることに適當せる事業であるといふことも亦一つの重要なこの問題の要素であります。而して電力國策といふものは昨年来考へられて居るといふ意味で申上げた積りでありませぬ。さういふ意味で御參考に御配り申上げたといふことに御諒承願ひたいのであります。

これに關して主として池尾、松永、今井田、町田各委員等の間に於いて、現状打開の當否の問題を中心に論戦が交はされたが、業者側は依然として國家管理を爲さんとする政府の意圖明瞭ならずとなし、現状維持を強調して譲らず、議事は進行するどころか、愈々後退するばかりで、果ては所謂「イデオロギー」論まで飛び出す始末であつた。仍て黒木委員長は午後五時四十分一まづ休憩を宣し、委員間の懇談に依る互譲妥協を策し、鋭意議事の進行に奔走した。

午後七時再會された小委員會は、速記を中止して懇談會とし、腹藏なく議論を展開して、その間に一致點を見せんとした。然るに業者側の主張は少しも緩和されず、問題は後へ引戻されるばかりであつた。議論應酬盡きず、遂に今井田委員から業者の誠意を疑ふ旨の激論も出たが、ともかく次回より幹事案を中心として議事を進行することゝして午後九時十五分漸く散會した。

第五回小委員會

第五回小委員會は十一月六日午前開催されたが、前回に引續き懇談會として質疑應答を重ねた。併しながら議事の停滯は依然たるものであつた。正午懇談會は何等の進行を見ずして散會した。

本日の小委員會に於いて、今井田委員から電力買上に關する政府の方針につき質問があつた。仍て電氣局に於いては、同日午后局議を開き改めて協議した。

午後六時永井遞信大臣は大和電氣局長を招致して小委員會の情勢を聴取した上種々對策を攻究したが、結局この情勢の儘議事を進行せしめても全員一致の答申案を得ることは困難であるから、最早多數決に依る外なかるべく、仍て次回を以つて打切る方可ならんとの意嚮を洩した。

各委員も胸底に於いては、事態の收拾は多數決主義に依るより外はないと考へてゐたので、委員會全體として

の趨勢は漸次その方向に傾いて行つた。時恰も業者側の最強硬論者たる池尾委員の意嚮として、送電線收用には賛成絶對不可能なるも、多數決に敗るゝことは明瞭であるから、案成立後は責任を以つて任意出資の方法に依つて、同業者の説得に努力することに決意せりとの放送が行はれ、更に財界の重鎮郷誠之助男は、ブロック統制意見なるも、今日の情勢から判断して政府案の成立は避け難しとなし、たゞ設備會社に餘り古手役人を入社せしめざるやう考慮すべしとの見解を洩したと傳へられ、大勢は、今後なほ曲折ありとするも、漸く政府の期待するが如き答申案の成立を見透し得ることゝなつた。かゝる情勢裡に第六回小委員會が開かれた。

第六回小委員會

第六回小委員會は十一月九日午後開かれた。この日も前回の如く懇談會の形式を以つて審議を進めたが、その結果委員長の手許に於いて審議の對象となるべき具體案を纏めて、次回の小委員會に提出することに決し散會した。こゝに初めて審議の上に一進展を認め得るに至つたのであつた。

第七回小委員會

第七回小委員會は十一月十一日午前遞信大臣官邸に於いて開かれた。黒木小委員長は劈頭左の如く挨拶した。

それではこれより小委員會を開會致します。前回皆様の御委嘱に依りまして、委員長の手許で何か案を一つ纏めて呉れといふ御話でございましたので、幹事諸君と協力致しまして、この小委員會の空氣を察知致しまして出来ました案が御手許に配布された案でございます。これは未だ直すべき點も非常にございますし、それから括弧になつて居る説明でございますが、その説明は未だ全く練り方の足りないもので、説明の能くされてゐない點もあると思ひますので、今日は大體の骨子を御論議願つて、大體のところの御賛成を得ますれば、明日午後からでもちよつと開きまして、それまでに練つて置きまして、それをもう一應御目にか

て、小委員会の答申案といふ風に致したいと存じます次第であります。それで皆様にかましてもその御氣分でどうぞ御討議を願ひたいのであります。

配布された案といふのは、勿論遞信當局に於いて作成したものであるが、これには多少の伸縮性を持たしてあるものであつた。該案の内容は即ち左の如くである。

電力國家管理要綱

(一) 管理ノ範圍

(イ) 國家的統制ニ必要ナル左ノ設備ニ依ル發電及送電ハ國家之ヲ管理スルモノトス

一、主要新規水力發電設備

發電水力資源ノ合理的利用上避クベカラザル既設水力發電設備ヲ含ム

(既設水力發電設備ヲ國家管理ノ對象トセザルハ、主要送電設備ヲ通ジテ爲ス國家管理ニヨリ設備ノ利用効率ハ充分ニ之ヲ發揮スルヲ得、發生電力ノ動員ニ付テモ支障ナシト認ムルニ依ル)

一、主要火力發電設備

(火力發電ハ水力發電ニ比シ設備ノ新舊等ニ依ル能率上ノ差等甚ダシク、之ガ運轉順位ノ選擇ハ常ニ配電上ノ實情ニ即シテ行フノ要アリ、之ガ爲メ成可ク廣範圍ニ全火力發電設備ヲ國ニ於テ管理シ、水火併用ノ全キヲ期シ、以テ貴重ナル石炭其ノ他燃料資源ノ節約ヲ圖ルト共ニ發電原價ヲ低廉ナラシムルノ要アルニ依ル)

一、主要送電設備

(主要送電設備ノ管理ハ、之ヲ中核トシテ、全電氣事業設備ノ利用能率ヲ最高度ナラシメ、水力ノ利

用ヲ全幅的ニ盡サシムルニ必要ナルニ依ル)

(ロ) 前項ノ範圍ニ屬スル設備ハ新ニ設立スル特殊會社ニ於テ之ヲ施設シ、既存ノ設備ハ之ヲ會社ニ出資スル

モノトス

前掲ノ送電設備ニ連絡スル既存ノ水力發電ハ之ヲ買入ルルモノトス、但シ場合ニヨリ託送ヲ認ムルコトアルベキモノトス

出資設備ノ評價並ニ買入電氣料金ニ付テハ出來得ル限り其ノ算定基準ヲ法定シ、委員會ノ議ヲ經テ之ヲ決定スルモノトス

(二) 管理ノ方法

(イ) 電力ノ供給、發電及送電設備ノ建設計畫、電力料金並ニ電力ノ配給等重要ナル事項ハ政府之ヲ決定スルモノトス

(ロ) 前項政府ノ決定ニ從ヒ設備ノ建設並ニ業務ノ運営ハ特殊會社ヲシテ之ヲ爲サシムルモノトス

(ハ) 政府ハ電力管理ノ適正ヲ期スル爲メ、官民ノ衆智ヲ蒐メタル電力審議會ヲ設ケ重要事項ヲ之ニ諮問スルモノトス

(電力國家管理ノ目途ハ政府ト民間トノ協力ニ依リ、水力資源ノ徹底的合理的開發利用、水火力ノ完全併用、設備利用率ノ國防上、國民經濟上ニ於ケル全面的向上ヲ達成スルニ在リ、而シテ單一ナル管理意思ノ透徹ヲ期スル爲メニ、凡ソ事業運営ノ中樞的事項ハ政府ニ於テ之ヲ決定シ、營業方面ノ業務ハ會社ノ活潑ナル活動ニ委ヌルヲ得策トスルニ依ル)

(三) 特殊會社

- (イ) 資金調達ニ關シ利便ヲ圖ルト共ニ利益配當ニ對スル政府ノ保證、租税ノ減免其ノ他業務遂行上必要ナル特權ヲ附與スルモノトス
- (ロ) 會社ノ役員ハ政府之ヲ任命シ、定款ノ設定變更、社債ノ募集、利益金ノ處分其ノ他重要事項ハ政府ノ認可ヲ受ケシメ、會社ノ業務ニ關シテハ監督上必要ナル命令ヲ爲スモノトス
- (會社ハ電力國策遂行上ノ一半ヲ擔當スル機關ナルヲ以テ、特ニ資金ノ調達其ノ他ニ付便利ヲ圖ルト共ニ、總裁副總裁ノ如キ中樞ヲ成ス幹部ハ勅裁ヲ經テ政府之ヲ任命シ、理事ハ株主總會ニ於テ倍數ヲ選出シソノ内ヨリ之ヲ任命シ、監督ノ周到ヲ期シ、電力審議會ノ運用ト相俟ツテ官民何レモノ獨善ニ陥ラザルノ用意ヲナスモノナリ)

(四) 電力動員

- (イ) 平時大體最高需要ノ一割程度ニ相當スル餘剩電力ヲ用意セシムルト共ニ、豫備ヲ整理シ、自家用發電ニ付テモ相當程度ノ連絡統制ヲ爲スモノトス
- (ロ) 電力供給ヲ確保シ、電力使用ノ急需ヲ充タス爲メ必要ニ應ジ消費管制ヲモ爲スモノトス
- (平時ニ於テモ相當程度ノ餘力ヲ存セシムルノ用意ヲ怠ラザルト共ニ、速ニ所用ノ場所ニ電力ノ大量集中ヲ爲シ得ル様送電連絡ノ完備ヲ圖リ、又非能率ノ爲メ當時使用セザル火力發電設備ト雖モソノ保守ヲ十分ナラシメ、非常發電ニ待機セシメ、自家用發電設備モ主要送電線路ニ連絡シ置キ、平時ニ於テハ有利ナル餘剩電力消化ノ一助トモナシ、非常時ニ於テハ電力動員ヘノ參加ヲ可能ナラシムルガ如キ適切ナル方途ヲ講ジ、尙、消費管制ヲ爲シ得ルコトシ、電力使用ノ急需ニ應ジ供給ノ確保ヲ爲シ電力ノ國家的使命ノ達成ニ遺漏ナカラシム)

(五) 配電事業

- (イ) 發電及送電ノ國家管理ニ照應シ、配電事業統制ノ擴充強化ヲ圖ル爲區域ノ整理統合ヲ爲シ供給業態ノ改善、電氣利用ノ普及ヲ促進スルモノトス
- (ロ) 國家管理ニ依ル料金政策ト相俟ツテ料金ノ低廉且均衡ヲ得ル様其ノ監督ヲ擴充スルモノトス
- (電力ノ生産、配給ヲ合理且經濟的ナラシメントスル電力國家管理ト照應シ配電事業ノ統制ヲ一層強化擴充スルニ非ザレバ國家管理ノ大目的ハ竟ニ首尾一貫シテ之ヲ達成シ得ルモノト爲シ難シ、即チ配電區域ノ整理統合ヲ圖リ經濟採算ノ不均衡ヲ是正シ業態ノ改善、料金ノ均衡化ヲ促シ、國家管理ニ依リ料金政策ト相俟ツテ一層強力且適切ナル料金監督ヲ如實ナラシメ、農村ニ於ケル電氣利用ノ普及改善等ニ付テモ更ニ積極的ナル方策、施設ノ實現ヲ期セントス)

右案に關シ若宮、澁澤、大橋、岩倉、津島、田島、松永、池尾各委員、大和田、高橋各幹事間に質疑應答が重ねられたが依然決定案となるに至らず、會議は更に翌日に持越された。

黒木委員長は本日業者側から放たれた質問並びに津島委員の意見等を參酌して、更に案を能く整理の上引續いて翌日小委員會を開く旨を宣し一先づ散會した。

第八回小委員會

第八回小委員會は翌十二日午後遞信大臣官邸で開かれた。先づ黒木委員長は

ではこれより委員會を開會致したいと思ひます。御手許へ配布致しました案は、昨日の案を多少この括弧の中の文句を變へまして作成したのでございます。一應係りの方に讀んで戴くことに致します。

と挨拶して、案の朗讀をさせた。その内容は左の如くである。

電力國家管理要綱

(一) 管理ノ範圍

(1) 國家的統制ニ必要ナル左ノ設備ニ依ル發電及送電ハ國家之ヲ管理ス

一、主要新規水力發電設備

發電水力資源ノ合理的利用上避クベカラザル既設水力發電設備ヲ含ム

(既設水力發電設備ヲ國家管理ノ對象トセザルハ、之等設備ノ評價其ノ他ノ手續ニ多大ノ時日ヲ要シ急施ヲ喫緊トスル時局ノ要求ニ處應シ能ハザルト、主要送電設備ヲ通ジテ爲ス國家管理ニヨリ設備ノ利用率ハ充分ニ之ヲ發揮スルヲ得、發電力ノ動員ニ付テモ支障ナシト認ムルトニ依ル)

一、主要火力發電設備

(火力發電ハ水力發電ニ比シ設備ノ新舊等ニ依ル能率上ノ差等甚シク、之ガ運轉順位ノ選擇ハ常ニ配給上ノ實情ニ即シテ行フノ要アリ、之ガ爲メ成可ク廣範圍ニ火力發電設備ヲ國ニ於テ管理シ、水火併用ノ全キヲ期シ、以テ貴重ナル石炭其ノ他燃料資源ノ節約ヲ圖ルト共ニ發電原價ヲ低廉ナラシムルノ要アルニ依ル)

一、主要送電設備

(主要送電設備ノ管理ハ、之ヲ中核トシテ、全電氣事業設備ノ利用率ヲ最高ナラシメ、水力ノ利用ヲ全幅的ニ盡サシムルニ必要ナルニ依ル)

(2) 前項ノ範圍ニ屬スル設備ハ新ニ設立スル特殊會社ニ於テ之ヲ施設シ、既存ノ設備ハ之ヲ會社ニ出資スルモノトス

前掲ノ送電設備ニ連絡スル既存ノ水力發電ハ之ヲ買入ルモノトス、但シ場合ニヨリ託送ヲ認ムルコトアルベキモノトス

出資設備ノ評價並ニ買入電力料金ニ付テハ出來得ル限り其ノ算定基準ヲ法定シ、委員會ノ議ヲ經テ之ヲ決定スルモノトス

(二) 管理ノ方法

(1) 電力ノ需給、發電及送電設備ノ建設計畫、電力料金並ニ電力ノ配給等重要ナル事項ハ政府之ヲ決定スルモノトス

(2) 前項政府ノ決定ニ從ヒ設備ノ建設並ニ業務ノ運營ハ特殊會社ヲシテ之ヲ爲サシムルモノトス

(3) 政府ハ電力管理ノ適正ヲ期スル爲、官民ノ衆智ヲ蒐メタル電力審議會ヲ設ケ重要事項ヲ之ニ諮問スルモノトス

(電力國家管理ノ目途ハ政府ト民間トノ協力ニ依リ、水力資源ノ徹底的合理的開發利用、水火力ノ完全併用、設備利用率ノ國防上、國民經濟上ニ於ケル全面向上ヲ達成スルニ在リ、而シテ單一ナル管理意志ノ透徹ヲ期スル爲メニ、凡ソ事業運營ノ中樞的事項ハ政府ニ於テ之ヲ決定シ、營業方面ノ業務ハ會社ノ活潑ナル活動ニ委ヌルヲ得策トス、カクシテ一方會社ノ企業參加ニ依リ純粹官營ノ弊ヲ去リ他方國策ニ關スル重要事項ノ決定ヲ國家ノ手中ニ收ムルコトニ依リ大資本ヲ擁スル特殊會社ノ陥リ易キ專恣ヲ完全ニ制御セントスルモノナリ)

(三) 特殊會社

(1) 資金調達ニ關シ利便ヲ圖ルト共ニ利益配當ニ對スル政府ノ保證、租稅ノ減免其ノ他業務遂行上必要ナル

特權ヲ附與スルモノトス

(ロ) 會社ノ役員ハ政府之ヲ任命シ、定款ノ設定變更、社債ノ募集、利益金ノ處分其ノ他重要事項ハ政府ノ認可ヲ受ケシメ、會社ノ業務ニ關シテハ監督上必要ナル命令ヲナスモノトス

(會社ハ電力國策遂行ノ一半ヲ擔當スル機關ナルヲ以テ、特ニ資金ノ調達其ノ他ニ付利便ヲ圖ルト共ニ、總裁副總裁ノ如キ中樞ヲ成ス幹部ハ勅裁ヲ經テ政府之ヲ任命シ、理事ハ株主總會ニ於テ倍數ヲ選出シソノ内ヨリ之ヲ任命シ、監督ノ周到ヲ期シ、電力審議會ノ運用ト相俟ツテ官民何レモノ獨善ニ陥ラザルノ用意ヲ爲スモノナリ)

(四) 電力動員

(イ) 平時大體最高需要ノ一割程度ニ相當スル餘裕電力ヲ用意セシムルト共ニ、豫備設備ヲ整備シ、自家用發電ニ付テモ相當程度ノ連絡統制ヲ爲スモノトス

(ロ) 電力供給ヲ確保シ、電力使用ノ急需ヲ充タス爲必要ニ應ジ消費管制ヲ爲スモノトス

(平時ニ於テモ相當程度ノ餘力ヲ存セシムルノ用意ヲ怠ラザルト共ニ、速ニ所要ノ場所ニ電力ノ大量集中ヲ爲シ得ル様送電聯絡ノ完備ヲ圖リ、又低能率ノ爲常時使用セザル火力發電設備ト雖ソノ保守ヲ十分ナラシメ、非常發電ニ待機セシメ、自家用發電設備モ主要送電線路ニ連絡シ置キ、平時ニ於テハ有利ナル餘剩電力消化ノ一助トモナシ、非常時ニ於テハ電力動員ヘノ參加ヲ可能ナラシムルガ如キ適切ナル方途ヲ講ジ、尙、消費管制ヲ爲シ得ルコトトシ、電力使用ノ急需ニ應ジ供給ノ確保ヲ爲シ電力ノ國家的使命ノ達成ニ遺漏ナカラシム)

(五) 配電事業

(イ) 發電及送電ノ國家管理ニ照應シ、配電事業統制ノ擴充強化ヲ圖ル爲區域ノ整理統合ヲ爲シ供給業態ノ改善、電氣利用ノ普及ヲ促進スルモノトス

(ロ) 國家管理ニ依ル料金政策ト相俟ツテ料金ノ低廉且均衡ヲ得ル様其ノ監督ヲ擴充スルモノトス
(電力ノ生産、配給ヲ合理且經濟的ナラシメントスル電力國家管理ト照應シ配電事業ノ統制ヲ一層強化擴充スルニ非ザレバ國家管理ノ大目的ハ竟ニ首尾一貫シテ之ヲ達成シ得ルモノト爲シ難シ、即チ、配電區域ノ整理統合ヲ圖リ經濟採算ノ不均衡ヲ是正シ業態ノ改善、料金ノ均衡化ヲ促シ、國家管理ニ依ル料金政策ト相俟ツテ一層強力且適實ナル料金監督ヲ如實ナラシメ、農村ニ於ケル電氣利用ノ普及改善等ニ付テモ更ニ積極的ナル方策、施設ノ實現ヲ期セントス)

黒木委員長は、本要綱を以つて本委員會の答申案とした旨を述べ、暫く速記を止めて懇談に入つた。

懇談に入つても、池尾、松永兩委員は終始反對の態度を持したが、大多數は字句の修正程度で答申案とすることに賛意を表した。懇談會後討論に入つたが、先づ池尾委員が反對論を開陳し、左の如く反對の理由を明かにした。

私は全般的に今日のこの案の内、電力動員、配電事業等に御書きになつて居ることには反對致しませぬ、結構だと思ひますが、この(一)、(二)、(三)の範圍、方法に關しましては私は反對を致します。反對の理由は、一、本案ハ平時的統制形態ヲ企圖スルニ急ナル爲メ却テ現下ノ非常時局ニ際シ生産力擴充ノ國策ト背馳スル結果ヲ招來スベシ

一、本案ニ依レバ既存企業ノ一部ヲ強制的ニ割取スルコトナリ法的ニ不合理ニシテ一般財界ニ非常ナル不安ヲ與フル虞アリ

尙詳細ノ意見ニ就テハ本委員會ニ於テ論述スルコトアルベシ

かういふので私と松永の名で出します。

三好、若宮、大橋、澁澤の各委員はそれ／＼賛成意見を述べ、津島委員も賛成した。たゞ津島委員は財界との關係につき左の如き希望を開陳した。

私はこの諮問案の答申案として小委員會がこの案を本會議に報告されることについては異存ございません。これは或ひはこの委員會の仕事、職務でないことであるかも知りませぬが、一種の希望と申しますか、感想と申しますか、それを私は附け加へさせていたゞきたいと思ひます。それはこの委員會で私は實際電氣の仕事を担当せられて居る方も集つてこの會議が開かれたといふ趣旨から成るべく意見の一致を見たる案が得られるものであらうといふことを希望もして居つたのでありますが、たゞ今池尾さんの御發言に依つて當業の方の委員に於いては全般に對して、全般と申しますのはあとの(四)、(五)の點を除いて御反對になるといふことを承りました。寔にこれは遺憾なことであるとかう思ふのであります。

而して本委員會の委託された職務でないか分りませぬが、この案を總會に報告する際、或ひは政府がどういふ成案を御作りになるかは別の問題と致しまして、この種案が具體的に實施されるのは恐らく一年、二年の後のことであらう、議會の協賛、その他準備のために相當日時を要すること、思ひます。その間に於ける我が國の電氣事業が、この法律の効果が未だ現はれない期間に於けるその電氣事業の狀態がどうなるかといふことについては、恐らく私は産業界に於いても金融界に於いても最も關心を有つて居るところであらうと思ふのであります。然るにこの點については委員會は何等討議する暇もなし、或ひはそれは委員會の固有の仕事でないと思つて居りましたから別に發言を致しませんでした。この技術的の電力の統制の方法に

つては私は素人でありませぬから、多く發言を致しませんでした。併しその經過的の期間に於ける我が國の電氣事業に支障なからしむるためには相當萬全の策を講じ、また或る意味に於いてはこの案が出て實現されるまでに於いては相當色々な議論が出ると思ひますが、さういふ點については一つこれは正式の報告といふことを御願ひするといふ意味ではありませぬが委員會に於いて現はれた感想、希望として適當な方法をつつて委員長から當局に御傳達願へば大變結構だと思ひます。恐らく今日の生産擴充の内に於いて電力の關係は非常に資金も多く要ります。私が最近経験したところによりますと、事業資金調整法の制定以來金融機關の貸出した金額を業別に見ますと、貸付金に於いては電氣事業が一番多いのであります。さういふ狀態でございますので、この金融關係に將來何か支障が起るといふことであれば餘程問題であると考へて居ります。併しこれは本委員會で度々申上げますやうに、どうしやうといふやうな我々は委託を受けて居りませぬから私は深くこれを今日も、亦從來も議論を致しませんでした。要するに私の希望といひますか、この經過的の期間に於いて、電氣事業に支障がないやうな如何なる措置を御執りになるかといふことについて、財界は重大な關心を持つて居るといふことを委員長から適當の方法を以つて當局に御傳達願へれば結構であります。内容については私は素人でありませぬから餘り意見はございませぬが、それを委員長の報告として總會に御報告になることは私は異論はないのでございます。さういふことを希望致します。

岩倉委員は左の如き三箇條より成る希望事項を附して賛成した。

一、政府ハ水力資源ノ開發ヲシテ全カラシムル爲他種利水、治水、其ノ他ノ權益ノ關係ヲ合理的ニ調整スル様

配意スルコト

二、國有ノ電力設備ハ可及的之ヲ電力國家管理ノ範圍ニ移スコト

三、政府ノ管理組織中ニハ相當程度實地經驗ヲ有スル有能者ヲ參加セシムルコト
右ノ希望事項ハ小委員會答申案に附帶することとし、案はこゝに業者のみを除く全委員の賛成といふ、全會一
致ではないが大多數を以つて漸く決定した。

第四回總會

第四回總會は十一月十七日午後通信省第一會議室に於いて開かれた。まづ小委員會決定案に依つて作成された
臨時電力調査會の答申案が各委員に配布された。該案の内容左の如し。

答 申 案

昭和十二年十一月 日

臨時電力調査會會長 永井柳太郎

逓臣大臣 永井柳太郎 殿

本調査會ハ昭和十二年十月十八日ヲ以テ諮問セラレタル事項ニ付慎重審議ヲ遂ゲ別紙ノ通り議決致候此段及答
申候

(別紙)

答 申

電力ノ豊富且低廉ナル供給ヲ普ネテ確保シ、其ノ自然獨占ノ陥リ易キ專恣ヲ排シ、特ニ戰時體制ニ順應シ生産
力ノ擴充ノ爲動力動員ヲ容易且迅速ナラシムルハ、眞ニ方今ノ急務トス、而シテ之ガ爲臨時電力調査會ハ速カ
ニ電力ノ國家管理ヲ實施スベキモノト認メ、其ノ具體的方策トシテ左記電力國家管理要綱ヲ議定シタリ

右答申ス

電力國家管理要綱

(一) 管理ノ範圍

(1) 國家的統制ニ必要ナル左ノ設備ニ依ル發電及送電ハ國家之ヲ管理ス

一、主要新規水力發電設備

發電水力資源ノ合理的利用上避クベカラザル既設水力發電設備ヲ含ム

(既設水力發電設備ヲ國家管理ノ對象トセザルハ、之等設備ノ評價其ノ他ノ手續ニ多大ノ時日ヲ要シ急
施ヲ喫緊トスル時局ノ要求ニ處應シ能ハザルト、主要送電設備ヲ通ジテ爲ス國家管理ニヨリ設備ノ利
用能率ハ充分ニ之ヲ發揮スルヲ得、發生電力ノ動員ニ付テモ支障ナシト認ムルニ依ル)

一、主要火力發電設備

(火力發電ハ水力發電ニ比シ設備ノ新舊等ニ依ル能率上ノ差等甚ダシク、之ガ運轉順位ノ選擇ハ常ニ配
給上ノ實情ニ即シテ行フノ要アリ、之ガ爲メ成ルベク廣範圍ニ火力發電設備ヲ國ニ於テ管理シ、水火
併用ノ全キヲ期シ、以テ貴重ナル石炭其ノ他燃料資源ノ節約ヲ圖ルト共ニ發電原價ヲ低廉ナラシムル
ノ要アルニ依ル)

一、主要送電設備

(主要送電設備ノ管理ハ、之ヲ中核トシテ、全電氣事業設備ノ利用能率ヲ高度ナラシメ、水力ノ利用ヲ
全幅的ニ盡サシムルニ必要ナルニ依ル)

(2) 前項ノ範圍ニ屬スル設備ハ新ニ設立スル特殊會社ニ於テ之ヲ施設シ、既存ノ設備ハ之ヲ會社ニ出資スル

モノトス

前項ノ送電設備ニ連絡スル既存ノ水力發電ハ之ヲ買入ルルモノトス、但シ場合ニヨリ託送ヲ認ムルコトアルベキモノトス

出資設備ノ評價並ニ買入電力料金ニ付テハ出來得ル限り其算定ノ基準ヲ法定シ、委員會ノ議ヲ經テ之ヲ決定スルモノトス

(二) 管理ノ方法

(イ) 電力ノ需要、發電及送電設備ノ建設計畫、電力料金並ニ電力ノ配給等重要ナル事項ハ政府之ヲ決定スルモノトス

(ロ) 前項政府ノ決定ニ從ヒ設備ノ建設並ニ業務ノ運営ハ特殊會社ヲシテ之ヲ爲サシムルモノトス

(ハ) 政府ハ電力管理ノ適正ヲ期スル爲、官民ノ衆智ヲ蒐メタル電力審議會ヲ設ケ重要事項ヲ之ニ諮問スルモノトス

(電力國家管理ノ目途ハ政府ト民間トノ協力ニ依リ、水力資源ノ徹底的開發利用、水火力ノ完全併用、設備利用率ノ國防上、國民經濟上ニ於ケル全面的向上ヲ達成スルニアリ。而シテ單一ナル管理意志ノ透徹ヲ期スル爲メニ、凡ソ事業運營ノ中樞の事項ハ政府ニ於テ之ヲ決定シ、營業方面ノ業務ハ會社ノ活潑ナル活動ニ委スルヲ得策トス。カクシテ一方會社ノ企業參加ニ依リ純粹官營ノ弊ヲ去リ、他方國策ニ關スル重要事項ノ決定ヲ國家ノ手中ニ收ムルコトニ依リ、大資本ヲ擁スル特殊會社ノ陥リ易キ專恣ヲ完全ニ制御セントスルモノナリ)

(三) 特殊會社

(イ) 資金調達ニ關シ利便ヲ圖ルト共ニ利益配當ニ對スル政府ノ保證、租稅ノ減免其ノ他業務遂行上必要ナル特權ヲ附與スルモノトス

(ロ) 會社ノ役員ハ政府之ヲ任命シ、定款ノ設定變更、社債ノ募集、利益金ノ處分其ノ他重要事項ハ政府ノ認可ヲ受ケシメ、會社ノ業務ニ關シテハ監督上必要ナル命令ヲ爲スモノトス

(會社ハ電力國策遂行ノ一半ヲ擔當スル機關ナルヲ以テ、特ニ資金ノ調達其ノ他ニ付利便ヲ圖ルト共ニ、總裁副總裁ノ如キ中樞ヲナス幹部ハ勅裁ヲ經テ政府之ヲ任命シ、理事ハ株主總會ニ於テ倍數ヲ選出シソノ内ヨリ之ヲ任命シ、監督ノ周到ヲ期シ、電力審議會ノ運用ト相俟ツテ官民何レモノ獨善ニ陷ザルノ用ヲ爲ナモノナリ)

(四) 電力動員

(イ) 平時大體最高需要ノ一割程度ニ相當スル餘裕電力ヲ用意セシムルト共ニ、豫備設備ヲ整備シ、自家用發電ニ付テモ相當程度ノ連絡統制ヲ爲スモノトス

(ロ) 電力供給ヲ確保シ、電力使用ノ急需ヲ充ス爲必要ニ應ジ消費管制ヲ爲スモノトス
(平時ニ於テモ相當程度ノ餘力ヲ存セシムルノ用意ヲ怠ラザルト共ニ、速ニ所要ノ場所ニ電力ノ大量集中ヲ爲シ得ル様送電連絡ノ完備ヲ圖リ、又低能率ノ爲常時使用セザル火力發電設備ト雖其ノ保守ヲ十分ナラシメ、非常發電ニ待機セシメ、自家用發電設備モ主要送電線路ニ連絡シ置キ、平時ニ於テハ有利ナル餘剩電力消化ノ一助トモナシ、非常時ニ於テハ電力動員ヘノ參加ヲ可能ナラシムルガ如キ適切ナル方途ヲ講ジ、尙、消費管制ヲ爲シ得ルコトトシ、電力使用ノ急需ニ應ジ供給ノ確保ヲ爲シ電力ノ國家的使命ノ達成ニ遺憾ナカラシム)

(四) 配電事業

(イ) 發電及送電ノ國家管理ニ照應シ、配電事業統制ノ擴充強化ヲ圖ル爲區域ノ整理統合ヲ爲シ、供給業態ノ改善、電氣利用ノ普及ヲ促進スルモノトス

(ロ) 國家管理ニ依ル料金政策ト相俟ツテ料金ノ低廉且均衡ヲ得ル様其ノ監督ヲ擴充スルモノトス

(電力ノ生産、配給ヲ合理的且經濟的ナラシメントスル電力國家管理ト照應シ配電事業ノ統制ヲ一層強化擴充スルニ非ザレバ國家管理ノ大目的ハ竟ニ首尾一貫シテ之ヲ達成シ得ルモノト爲シ難シ。即チ配電區域ノ整理統合ヲ圖リ、經濟採算ノ不均衡ヲ是正シ、業態ノ改善、料金ノ均衡化ヲ促シ、國家管理ニ依ル料金政策ト相俟ツテ一層強力且適實ナル料金監督ヲ如實ナラシメ、農村ニ於ケル電氣利用ノ普及改善等ニ付テモ更ニ積極的ナル方策、施設ノ實現ヲ期セントス)

希 望 事 項

一、政府ハ水力資源ノ開發利用ヲシテ全カラシムル爲他種利水、治水其ノ他ノ權益トノ關係ヲ合理的ニ調整スル様配意スルコト

二、國有ノ電力設備ハ可及的之ヲ電力國家管理ノ範圍ニ移スコト

三、政府ノ管理組織中ニハ相當程度實地經驗ヲ有スル有能者ヲ參加セシムルコト

討議に入るに先立つて黒木委員は、小委員會に於ける經過並に結果につき左の如く報告した。

小委員會の御報告を致したいと思ひます。小委員會の議事の經過並びに結果を御報告申し上げます。

小委員會は總會の委託を受け答申案作成のため十一月一日第一回會議を開き、不肖委員長に選ばれまして、爾來會を開きますこと前後八回、時として懇談を重ね夜陰九時を過ぎましたことも一再ならず、極め

て、熱心且つ慎重に審議を盡したのであります。その結果我が國の電力は主として天然の水力資源より生ず

るものであり、國家民生上、根本的普遍的必需のものであるといふ公共の本質に鑑み、更にその經營が巨額の資本を固定せしめ且つ自然的獨占到歸すべき經濟的特性に照しましても、全國の發送電事業及び設備を統合致しまして、これを單一の國家意志に依る計畫的經營の下に置く事が適當であり、特に我が國として最も貴重である水力資源を徹底的に且つ合理的に開發利用致しまして燃料を節約し、大規模の發電を行ひ、送電連絡を完成し、周波數の整理を促進致しまして、良質、豊富、低廉を目標とする電力經濟の理想を實現すると共に、動力動員を確實且つ迅速ならしめ、また必要に應じ料金に政策を加へ、國力培養の根基と云ふべき、農山漁村の振興に寄與し、或ひは軍需工業を平時經濟的に確立し、國防目的の達成を圖る等、方今に於ける國家の要務を遺憾なく遂行致しますためには、電氣事業を現状の如き、個々分立の經營に放置することは最早許されぬことであつて、一刻も早くこれについて、劃切なる國家管理を行ふべきものであるとの結論に到達したのであります。而して、小委員會は更に進んで、然らば如何なる内容の國家管理を爲すべきや、その範圍、方法如何について審議を進めました。結局國家的統制に必要な發電及び送電事業は、國家に於いてこれを管理し、その事業設備は、國家財政の現狀に鑑みて、特殊會社に施設せしめ、管理業務の運用については、國家意志と民營の長所とを取入れることが適切であるといふことに多數意見の一致を見、別途御手許に配布致しました答申案の如き電力國家管理の要綱の決定を見るに至つたのであります。

なほ右決定を見るに至りました間に於いて、委員の間、或ひは委員と政府當局との間に熱心に討議せられました内容については詳細は速記録に依り御承知願ひたいのでありますが、就中主要なものを二、三御紹介申上げますれば、まづ電力國家管理は平時立法的の感がある、この際は非常時動力對策を以つて足れりとな

すべきではないか、また革新のための革新として、非常時局の波に便乗し登場したるものではないか、といふ趣旨の疑をなす向きがありました。これに對しては電力國策の確立は、數十年來遞信省の堅持する方針であつて、決して昨今の流行ではなく、全く事業の特質が、平常に於いて區劃整理的調整を必要とするものであつて、而もそのことが、電力の非常時對策を遺憾なく遂行せしむるためにも重要な基礎となるものである、また現下の戰時動力對策としては、現に夫々の機關に於いて、目下具體的に計畫中であるといふ答がありました。

次には御諮問の外的ことではありましたが、矢張り根本に於いて、電力に國家管理を爲す必要の有無が問題となり、これについて政府當局より詳細なる主張がありました。電力に統制を徹底強化すべき必要は、事業者の意見書にも明言せる通りであつて、小委員會としても多數はその必要あることを疑はず、たゞその管理の程度を如何にすべきやが問題として攻究すべきであるといふことになつたのであります。次いで電氣事業者たる各委員から總會に提出せられた意見書の内容について批判が行はれまして、電氣事業に對する統制を強化し、徹底實行すべしと列擧せる五つの項目は、各委員共同感ずるところでありましたが、その實現の方法として、業界の現狀を基礎とし、個々分立の儘の自治統制に委すべしとなせる點については、この方法にて目的を達成し得る位ならば今更問題は生じないところで、到底同意し難いといふのが、殆んど當業者以外の委員全部の意見であると認められました。又電力國家管理の斷行は、一般産業界を不安に陥れる恐れなきやを懸念せらるる向きもありましたが、電力に國家管理を行ふのは、電力の有する特質に基くものであつて、これに依つて一般産業の繁榮をこそ導くべきものであつて、一般産業を萎微せしむとの懸念は理由なきものであるといふ趣旨の政府當局の意嚮は大體諒承致しました。次に送電線を管理して政府に於い

て電力の專賣をすれば、發電は民間に任せましても國家管理の目的は達し得るとの主張が委員中より提唱せられました。右については我が國に貴重なる水電資源の完全利用、燃料資源の節約等の見地より考へ、更に未開發水力及び火力發電設備の管理を行ふことが一層有效であるといふことに拜承致しました。

なほ委員から幹事に對し試案の提出を求めましたところ「政府ハ自ら計畫ヲ定メテ將來ノ水力開發ヲ新ニ設立スル設備會社ヲシテ開發セシメ、尙主要送電設備及火力發電設備ヲ右會社ヲシテ入手又ハ施設セシメ、此ノ設備ニ依ツテ政府ハ電力ノ卸賣ヲ爲ス」といふ大要右様の趣旨の提案がありました。小委員會は引き続きこの試案を中心として調査を進めたのであります。その間行はれました質疑應答の主要なものを御紹介申し上げます。先づ主要新規水力發電設備及び主要送電設備の意義と、主要送電設備及び主要火力發電設備を特に國家管理に移す理由が論議せられたのであります。主要新規水力發電設備及び主要送電設備とは、夫々水力資源をその地形並びに環境に應じ理想的に開發し、且つ電源を綜合的に連絡してその利用を全からしめ、電力需給調節の圓滑を圖る等のため必要あるものを意味するものであり、これがためにはこれらの設備を、多數の民間企業に分屬せしめてゐては、到底目的を達し難い事情を詳細伺つて大體に於て諒承したのであります。なほ管理の範圍に關聯し現物出資に伴つて、平價に依る現存二億數千萬圓の外債處理について問題が提起されたのであります。この點に關しましては工場財團に屬する電力設備は、財團所屬の儘設備會社に移轉し、社債の擔保物たる工場財團の内容には何等の變更無からしむるのであるから問題はなく、その上社債の元利支拂については設備會社の肩代り辨濟並びに設備會社及び政府の保證を認める等債權の保證及び對外信用の保持に努むる旨の説明を承はつたのであります。また特殊會社の將來の資金調達上の問題がありました。國策會社として配當保證その他の特權に依り保護せられるのでありますから、その社債が市場

に於いて消化せられない様な事態は想像に難いのでありますが、それは別と致しましたが、國家は新會社のため資金調達上の特別の配意を爲すべきこと固よりであるとの御答辯がありました。次に料金政策を遂行するには一般需用家を犠牲にするか、または國家の負擔に依らねば不可能ではないかとの點につきましては、新規電源の確保と綜合運営とに依り略々その實現を期し得るものであり、特に綜合的の統一運営に依つて各個事業者の分立を以つてしては到底達成し得ざる莫大なる利益を擧げることが出来る見込みである旨の説明がありました。その外全國を單一の特殊會社の下に統制する趣旨なりや、買上電力料金を如何に決定するや、水主火從の方針は果して適正なりや、時局の推移に對應したる電力増産の具體策如何等につき重要な論議が行はれましたが、これらは全部速記録に譲ること、致します。

最後に電力審議會の權限及び設置の時期についての質問がありました。電力審議會には官民の衆智を蒐め、管理業務中重要事項と目されるのは必然的諸問事項として必ずこれに附議する趣旨であり、またその設置の時期に關しては出資設備の範圍決定に參照する必要がある關係上、國家管理案實施準備時代から設置せらるゝものであるとの御答辯がありました。

大體以上の経過を辿りまして、結局電力問題はこれを未解決の儘徒に推移せしめますには餘りにも重大であつて、決して策の得たるものではなく、特に刻下内外の情勢に鑑みましても、一日も速に電力の國家管理を實施することが必要であるといふことに大多數の委員の意見の一致を見まして、最初に申述べました如き電力國家管理要綱を取纏めることが出来た次第であります。本案につきましては、營業者方面の委員は本要綱の第四項及び第五項を除く他の項目についての反對がございましたが、他の委員は全部の御贊成を得ましたので、三つの御希望條項を附してこゝに答申案を得るに至つた次第であります。その希望條項は

一、政府ハ水力資源ノ開發利用ヲシテ全カラシムル爲他種利水、治水其ノ他ノ權益トノ關係ヲ合理的ニ調整スル様配意スルコト

二、國有ノ電力設備ハ可及的之ヲ電力國家管理ノ範圍ニ移スコト

三、政府ノ管理組織中ニハ相當程度實地經驗ヲ有スル有能者ヲ參加セシメルコト

でございます。なほ一委員より本案實行迄に相當日時を要すること、思ふが、その間に處して發送電計畫の遂行を圓滑ならしむる様特別の配意をせられんことを政府に傳達する様との希望がありました。大體以上の通りでございます。この段御報告致します。

何卒總會に於きましても本案に御贊成あらんことを切望致します。

右に對しまづ大橋委員は、小委員會決定案は頗る穩健な案で、決して事業の根本に變革を加へるが如き強力なるものではなく、電氣事業者側五名の委員が提出した案を具體化し、その效果を實現し得べき手段を執らうとすたものに過ぎないと、贊成論を述べた。

清瀬委員は、小委員會が案外早く案を纏めた事は結構であるが、委員會の空氣が定まらぬ裡に小委員會に附して出来上つた案であるから、委員會としては、小委員會の案を詳細に検討したる後でなければ贊否を決しかねるから、兩三日熟讀玩味の時間を與へられたく、そのためには小委員會の速記といふやうなものを印刷にして我々委員に配布して貰ひたいと希望を述べた。

清瀬委員の希望に對して議長たる永井遞信大臣は左の如く答へた。

たゞ今清瀬委員のお話がありました。大體この會議は御存知のやうに極めて懇談的の會議でありまして、前に總會を三回開いた場合も何れも出来るだけ懇談的にお話をされて、それに對してその席で色々お聴

取りになつたことの御批評がありまして、比較的圓滿に進行して参つたのであります。たゞ後の會議の御参考にもと思つて記録も差上げてはありますけれども、とにかく我れ一語、彼れ一語で極めて懇談的に話を進めて参つたのでありますので、今日の黒木委員長の御報告、大橋委員のお話もたゞ今承つて居りまして、頗る御明瞭に御意義のあるところも拜承したやうに思ひまするので、まづそれにつきましてなほ委員の御意見をお進めになりまして、その意見の交換の進行の事態に依りまして、如何に取計らうかといふことを決めたと思ひます。

松永委員は、政府は業者の自治統制は出来ぬと頻りに統制不可能論を唱へられるが、これは従來政府が認可主義、特許主義を執つて來たからであつて、改正電氣事業法の運用が昭和十二年十二月から行はれることになつたし、謂はゞ目下自治統制の過程に在るのであると、大橋委員の賛成論を反駁し、小委員會で留保した反對論を、大要左の如く開陳した。

自分は本會議の始めに於いて既に戦時に對處する電力動員、乃至は生産擴充といふことは、國家管理の範圍、内容が宜しきを得ないと戦時對策が直ちに平時的施設に變化して急激なる革新氣分が含まれる結果一般財界に動搖を來さしめ、電力資金の調達を困難ならしむる虞れがある事を指摘して置いた。我々の自治統制案はこの點に最も留意したものである。幹事案が途中で提出され、それが骨子となつて答申案が出来たのであるが、國家管理の解釋等で質疑應答を重ねた結果、戦時、平時の徹底的對策に於いて缺くところがあることを明にした。外債問題で議論出来なかつたことも遺憾であるし、委員長が答申案を作成したことも遺憾である。答申案の經濟的基礎については疑問が多い。主要送電線及び既設水力發電設備の運用について最も必要な火力を別に會社をつくつて政府管理の下に運營するといふことは殘存會社の信用を破壊し、工事中の

資金調達さへも困難にする。年に四十萬キロ、或ひは戦時であるから四十萬キロ以上の發電を必要とするといふならば二億數千萬圓から三億圓の資金を必要とする、年々歳々これだけの資金が要るのであるから財界に不安を與へては資金の調達が出來ない。料金低下の基礎も危い。技術的にも一貫作業が出來ずエフィエシシーが減ずるであらう。

池尾委員も亦絶對反對を唱へた。その反對論の要旨は大體左の如きものであつた。即ち先ず臨時電力調査會對する政府諮問の形式を痛撃したる後徐に論旨を進めた。

まづ國家管理が必要であるといふ斷定の下に具體的方策を問ふといふ諮問の形が變である。國家管理といふ意味は頗る曖昧である。國營、官營といふ意味に近いものであれば必要か否かを先に検討せねばならぬ筈である。遞信大臣は民有國營、民有民營といふ様な學說に囚はれず全く白紙状態で國家の必要とするところを研究したいと云つて居られるが、電氣事業の全體に國家管理が及ぶことは當然である、而も國家管理がこれ／＼をやるには必要だと斷言されるのは何の故か。この諮問は見様に依つて甚だ狡く出來てゐる。政府案が出たのを見ると、特殊會社をして一定の設備を爲さしめ國がこれを運營するといふ、國が設備會社に對しては重要な事柄は悉く決定してたゞその遂行は特殊會社をして行はしめるといふ、所謂民營の形を残してゐるだけの話である。政府案に依ると先づ國家管理の範圍を問題にしてゐるが、抑々國家管理とは何ぞやの問題に關しては、一、二の委員が討議を避けよう避けようとしたのは不可解といはねばならぬ。政府當局は、國家管理をやれば戦時にも對應出來るし、國防の充實、國民生活の安定も出來るといひ、國家管理を打出の小槌か、魔法使ひの杖かの様に萬能のものと決めてかゝつてゐる。これこそ獨善の甚だしきものといはねばならぬ。加ふるに政府には確固たる方針が立つてゐない。主要送電線は電力專賣のために取上げるの

か、統制のために出資させるのか明瞭でない。なほその他にもはつきりしない點がある。或る委員の如きは、賛否の意見表明の際に、内容はよく分らぬがまあ、宜しいではないかといひ、また或る委員の如きは、時間的に長くなるからといつて賛成した。かゝる重大問題は練りに練つて十分審議を盡すべきである。今般の案の如きは、一應調査會にかけたといふ形式を整へる程度のものであり、且つ世上傳へられるが如く本日を以つて會を終了し、即決してしまふのだといふなれば、自分はこの席を退かせて貰ひたい。

と退席までも仄めかして言葉鋭く反對した。

平川委員は、自分は反對的立場を執る者ではないが、二、三了解出来ない點があるから質問すると前提して、政府の所謂特殊會社なるものは民有民營の精神に依るものか、民有國營の精神によるものか明瞭でない。民有民營の精神なれば特殊會社の必要はなくなる筈だ。大會社の合併でも差支へないわけである。本案は、最後には國有國營にする目的で出来た疑がある。本案が議會の協賛を経て實施される迄には少くとも二年以上はかゝるであらう。その間時局に處する電力飢饉を招かせぬか、その對策があるか、財界に及ぼす影響についての對策があるか、特に外債について擔保物權の變更に債權者が應ずるや否や、これは慎重に考慮せねばならぬ事と思ふが如何、と質問した。これに對し田島政務次官から答辯があつたが、特に外債問題については前年來慎重に研究を遂げて來た旨を答へた。

森委員は、本件は重大案件につき今日直ちに採決することなく、更に繼續審議せんことを希望し、若し會議を今日打切とする意嚮であるならば、一應質問して置きたい事があると前提し、政府の計畫するところに依れば豊富低廉の根據が薄弱なること、送電線並びに火力發電設備の強制出資が不當なること、水力電氣は既設會社に開發せしむるを至當とすること等を述べた。これに對して田島政務次官は、國家管理に因つて生ずる利益の諸點、

現物出資が法制の研究上何等不當でない點、電氣事業の本質が他事業と全く異なる點等を詳述した。

若宮委員は、森委員の質問に關聯して、現に計畫中なる發電はその計畫をしてゐる既設の會社にやらせるのかどうかと質問したが、田島政務次官は、現に既設會社が實行に着手してゐるものは、その儘繼續して實行して貰ふと云ふ考へであると答へた。

この時平川委員は、議事進行に關して發言を永め、かゝる問題を一日で決定することは困難であるから、更にもう一回繼續開會されたいと要望した。これに對し議長永井遞信大臣は左の如く述べて意中を暗示した。

ちよつと私から一言申し上げたいと思ひます。先程からこの調査會をもう少し繼續したらどうかといふ御意見もござりますが、これは一つ御懇談申し上げたいと思ひます。この調査會は數回開いて戴きまして色々論議を聞かせていたものであります。また小委員會に於きましても數回審議をしていただきまして、色々詳細な點に涉つて熱心に御論議を盡していただいたのであります。また殆んど全部の委員諸君は誰方も格別に御多忙の御方々でありまして、この委員會に御出席を煩はすことも實は恐縮して居りますが、實際御迷惑になつて居るお方も少くないやうであります。現に今日も略々同じやうな議論が繰返されて居るのであるから、もう賛否を決するならば自分は賛成の意思を表示したい、若し採決をするならば賛成として數へて貰ひたいといふことを御話になつて御歸りになつたお方もございます。また今日出席されませぬが、手紙を以つて、大體議論が略々自分としては盡きて居ると思ふが差支があつて出席出来ないから、萬一賛否を決するやうなことがあつたら賛成としては是非取扱つて貰ひたいと申出て、手紙を下すつたお方が十二人ございます。今日はもう歸るが若し賛否を決することがあつたならば賛成にして取扱つて貰ひたいと書残してお歸りになつたお方が五人ございます。かういふやうな状態でありまして、随分御多用な中を繰合せて、中には非常に

遠方の土地から態々お出でになつたお方もあるのをごいまして、出来得るならば大體今日も小委員會の経過について委員長の御報告があつて、その委員長の御報告に従つて相當論議が交換され、その上また色々御質疑もあり、それに對する應答もありまして、大體御意見の交換は出来てゐるやうに思ひます。勿論中には前々より數回御意見を御述べになつて絶對反對であるといふ意思表示をされて居るお方もありまして、實は出来らばかういふ御多忙の時に御出席を願つて、御迷惑を掛けて居るのでありますし、既に賛否の意思も明かになつて居るので、この邊で今日の委員長の報告を纏めたらどうかといふ御希望の方も相當ありますので、出来得るならばこれを纏めたいと思ふのであります。併しこの上なほ續けなければどうしてもこれには反對だ、今賛否を決めるのには反對だといふお方がどれ位ありますか、参考にちよつと手を擧げて戴きたいでございます。

この時小林委員はどうしても財界に不安を與へないといふ明白な確信が得られないから、この際日本銀行、興業銀行の當局者及び財界有力者の意見を聴きたいと希望した。

清瀬委員は、委員の多忙を理由として即決する必要はない、大問題であればある程、十二分の審議を要すると述べた。

次いで増永委員が發言したが、その途中秋田委員は議事進行について發言し、時も既に六時(午後)に近いのであるから、本日はこの程度にし、政府は委員の希望に副ふやう更にもう一回委員會を續開しては如何と述べ、清瀬委員は、一回と限らず續行と云ふ意味なら秋田委員の意見に賛成すると述べ、これに賛成するもの多く、遂に委員會は更に續行されることになつて本日は散會した。

第五回總會

第五回總會は十一月十九日午後遞信省第一會議室に於いて開かれた。

先づ松本委員から主要送電設備、主要火力發電設備等の範圍、意義について當局の明瞭なる見解または解釋を求め、田島政務次官より答辯あり、重ねて專賣の趣旨なりや否やを質し、自分は專賣の趣旨にあらざるものと了解すると質疑を打切つた。

次いで清瀬委員は、國家管理を必要とする理由、豊富低廉の根據、強制出資の問題、社債處理の問題等につき田島政務次官と質疑應答を爲し、その間町田委員は議事を進行せしむべしと發言し、永井議長は特に外債問題に關し

清瀬君に申し上げますが、政府のこの方法に對しまする施設につきましては、十分申上げる機會があると思ひます。併し今私共取急いで御審議を願ひたいことは、小委員會の作成致しました具體案を御審議を願つて、それを承認して戴くかどうかといふ點でありまして、いま清瀬委員のお話になつて居ります點と、丁度先日小林委員が御發言になりました、この問題に關聯して、興業銀行總裁、日本銀行副總裁の意見を參考に聴きたい、また財界に特殊な御關係のある各務委員などの御意見を聴きたいといふことのお話がありましたので、丁度適當の機會と思ひますので、これらの權威ある御方々の御意見を一應伺ひたいと思ひます。と述べて、先づ寶來興業銀行總裁の意見開陳を促した。そこで寶來委員は左の如く意見を述べた。

ちよつと一言申し上げます。諸案に依りますると主要の新規の水力發電設備、主要の火力發電及び主要の送電設備に依る發電及び送電は國家に於いてこれを管理せらるゝといふのであります。これに依りますると、既設會社に取りましては事業の根幹に大變動を來すことになる。それでありまして、さういふことになりますれば、内外の債權者に對して當然に諒解を求める必要があると思ふ。殊に外國債權者に對しては、一層

その感じを深くする。従つて適當の時機を見計らつて、是非共外國債権者側の完全なる諒解を得らるゝ様に御處置ありたい。これは申す迄もなく、今後我が國の産業發達のために外資の輸入の段々と緊切を加ふる様でありますから、一層この點について十分慎重に考へて戴きたい。なほ本案の要綱に依りますれば、發電設備の中に、主要の火力發電設備と主要の送電設備を、新設會社に出資することになつてゐる。これは電力會社の經營上から見ますならば、嚴格の意味に於いては、一系統の運轉に圓滑を缺くことになる。これは内外の信託證書に定めてあるところに背馳しはせぬか。従つて若しこれがために収益状態に變化を來すやうなことがありますならば、これは相當問題が大きからうと思ふ。若し収益が減少する様なことであるとすれば、外債信託證書に依りますれば元利金の支拂の源泉として或る程度の収益の維持を必要とする。この収益の維持を必要としてゐる規定に反するやうなことでありますならば、これまた結果は大きからうと思ふ。この點につきまして十分御用意のあること、は存じまするが、どういふやうにお考へになつて居られるか承りたい。従つて若し外債の元利金の支拂を危からしめるやうなことがありますならば、適當な方法を以つて新設會社をしてその支拂を確實にするやうに取計らねばならないこと、考へて居ります。さらにまた必要に應じては、政府に於いて支拂の保證をするといふことも或ひは必要であるかも知れぬ。従つて外國債権者に對しては實害を被らすことがないやうに、また無理を避けるやうに、外國債権者に對して十分に納得せしめるやうにしていたゞきたい。この邊について十分の御配意をしていたゞきませぬと、今後益々外資の輸入を必要とする際に、相當困難を來しはせぬかと考へられます。なほまた電力の内債は、五大電力會社の内債には擔保その他の關係に於いて外債とは離るべからざる關係を持つてゐるのであります、これにつきましても大體事情の許す範圍に於いては、十分に外債同様の趣旨を以つて處理して戴きたい。

なほこの既設會社に對して特に考へなければなりません。これは、現に建設工事の進行中のもの、この新資金の調達をどうするか、新規に社債を發行致します場合には、信託證書の規定しますところに依りますると、常に會社の全財産の半額を超ゆることは出来ないといふことになつて居る、この度の要綱に依りますれば、現物出資をして代りに株券を貰ふ。株といふのは固定資産でない。若しさうでありますならば、嚴格にこれを解釋致しますると、今後新なる社債といふものは發行不能に陥ることがありはせぬかと思ふ。若しさういふ風なことでありますならば、結局建設中の工事は中止するの已むなきに至りはせぬかと思ふ。これについては政府に於いて元利拂ひを保證する、さういふやうなことをしていたゞかなければ到底新規の社債が發行出来ないやうなことになりはせぬかと思ふ。この點について政府に相當の御用意があると思ひまするが、一言御注意を喚起して置きます。なほその外、外債元利金の爲替損の負擔、既存の外債及び内債の借替、さういふ問題についても十分考慮していたゞいて、支拂を確實にしていたゞきたい。

なほ最後に申上げたいと思ひますことは、本案に依りますれば、新會社は恐らく四、五十萬キロの電力を一手に開發されることになるだらうと思ひます。若しさうであるならば、事業資金は年々三億の巨額に上るだらうと思ひます。如何に國策會社でありまして、年々新規の資金として數億圓を募集すると云ふことはなか／＼容易ではない。滿鐵の如きでも、今日資金の調達の上に年々相當の困難を感ずるといふことを考へますれば、新設會社の事業が非常に確實である電力事業であると致しましても、三億の新資金を毎年調達するといふことは、これは甚だ容易でないと思ふ。これに依りますれば資金調達に關し利便を圖るとかうありますが、どういふ風な意味で三億の資金を年々御調達なさるか。これらの點についても承りたいと思ひます。

實來委員の一種の警告的質問に對して、田島政務次官から時の情勢に從つて十分注意する旨の答辯があつた後、大和田電氣局長は、同問題につき左の如く當局の見解を披瀝した。

たゞ今の外債の問題でありまするが、擔保を分離するといふことが外債の約款に對する一つの違反である、これが一つの法律問題であることは事實であります。併しながら御承知の如く信用を害せざる場合に於いては、財産を分離することも別に差支へがないといふ規定もある。たゞこの場合には大體に於いて債権者の承諾を要する、この承諾を排除せんとせば、立法手續を以つて先程お話があつた如く拒み得ざる分離といふことにすれば、同意を要しないといふことも成立つ譯でありまするが、併しながら分離をしながらも、信用に害なきやうにやれば差支ないといふ實體を考へつゝ、なほ且つ擔保財産を分離せざる處置を法律で講じて置かう、かういふ處置を執らうといふのでございます。従ひまして、前例もありますやうでありまするが、外債の債権者の關係に於いては出資の問題はないのと同様である、依然として舊の債務者が、外債の支拂に當るといふ立場に立つのでございますから、この問題はそれだけで解決して居るものと思ひます。併しながらなほ二重、三重、或ひは四重に念を入れまして、詰り外債権者といふものが安心をすれば宜からう。この安心をするやうな處置を執りたいといふので、若し元利の支拂についての償還を債務者が怠るやうなことがあれば、設備會社がこれを代つて拂ふ。即ち保證債務者となる。その上に更に設備會社が全體的に保證に立ちまして、その再保證を政府が致さう。かういふ位に念を入れれば、最早信用の上に於いて外債権者がこれを云爲するといふことはあり得ないと思ひます。それでもなほ且つ言ふことゝもなれば、それはもう國と國との問題ぢやないかといふやうに、問題が起らないやうに實質を整へまして、その上に法律に於いては擔保物件は出資せしめてもせざると同様、工場財團は分離せざるものと見做すといふことにしまして、これに

依つて問題を解決する。たゞ債権者として、残りました出資者が非常に外債を持つてゐることは困るといふやうな會社があれば、その會社のために設備會社が債務を承繼する。これは法律上承繼をして宜しい。かういふ風にして一點の非難を與へられる餘地のないやうに致しまして、この外債處理の問題は解決するといふことになる。これは昨年案の時も重要問題でありましたから、凡ゆる關係の方面の者が集りまして、まづこの位にして置けば心配はないといふことを、實際家並びに大藏當局、司法當局、銀行の方々も集られまして、一つの案を纏め上げたのであります。これは今後共更にもう一回最も有力なる興業銀行の總裁にお願致しまして、なほ昨年案に加ふべき點があれば更に補正したいと思ひますが、今迄のところ大體、少しの鼠穴さへも塞がうといふ位に、念を入れて居りますから、御安心を願つて置きたいと思ひます。

それからもう一つは殘存會社の社債の問題でありまするが、今後の建設資金は設備會社が建設に當りますから、大なる資金の需要は殘りの會社にはない譯で、比較的少しでも宜しい筈であります。大水力發電所の建設などは最早既存會社にはありません。故にこの方面の大社債とでもいふべきものは、さう心配はしなくても宜いのではないかと考へますが、比較的從來の如く大なる社債を殘存會社が必要としない關係に立つといふことを御諒承を願ひたいのであります。それから滿鐵の例をお挙げになりましたが、これは國の持つてゐる株券が非常に澤山ありまして、豫算に縛られて拂込が困難になるといふ問題もあつたやうに考へますが、今回の設備會社につきましてはさういふ關係は左程ない積りであります。それからもう一つ今回新に作らうと致しまする國策會社といふべき特殊會社は三、四十萬キロの開發を年々やるのでありますから、少くとも一億乃至二億の建設資金を年々要するのであらうが、この調達に随分困難であらうといふ事柄は、寔に我々も心配して居るところであります。併し年々三、四十萬キロの開發は特殊會社が出来ようとして出来まいと

やらなければならぬもので、即ち従来の會社が各々やつて居つた開發を續けて行くだけの問題であります。詰り一手で纏めるか、各々の會社がそれを分けて調達するかといふだけの問題でありまして、一手に集めて投資することは厭だといふやうな金融界の御意嚮もあつたやうであります。併しながらこの點につきましてはこの事業の本質に鑑みて、適當の御援助をお願いしなければならぬと思つて居ります。大體さういふやうな事柄を申上げて置きます。

次いで日本銀行副總裁津島委員が起つて左の如く意見を述べた。

私はこの委員會ではなるべく發言を差控へたいと存じて居りました。と申しますのは、私は小委員會に列席を致しまして、その席上で十分意見を述べざる機會はありませんでしたが、多少の意見は述べて置きました。委員長からその意見は御報告あるべきが至當であると思ひましたから、この席上に於いてはなるべく他の方に御發言を願つて、時間をその方々に割いた方が宜しくはないかと考へました。但したゞ今の興業銀行總裁寶來委員に爲した政府御當局の意見を拜聴し、且つまた私が小委員會に於いて申上げましたことは、これは小委員會の委員としてよりも寧ろ委員長に、私は政府御當局に私の考へを御傳達願ひたいといふ發言でありました。委員長に於かれましては、勿論政府御當局にその意思のある所を御傳達下さつたと思ひますけれども、幸ひ會長が私に發言をせよと云つて居られますから、この機會に多少委員の方々には御迷惑であるかも知れませんが、なほまた小林委員から私に何か意見を言へといふチャレンヂも來て居りますから、かういふ機會に大變お忙がしいところを御迷惑であります。一つ申上げたいと思ひます。

私は卒直に申上げます。かくの如き重大問題は政府のお考へ、我々委員の考へる所、而してこの直接の業に當つて居る方々の意見が一致して、始めて茲に國策として有效圓滿に遂行出来るのではないかといふこと

を確信して居るのであります。これは皆様御同感だと思ひます。然るに小委員會では遺憾ながら全會一致の案が出来ませぬので、茲に委員長報告通りの案が多數決になつたと思ひます。この點について遺憾に思つて居ります。これは致し方ないと致しまして、實は私は電氣事業の事については全くの素人でございます。従つて本案の諮問の趣旨から觀て、國家管理に關してどういふ具體的な案があるかといふ御諮問でありまして、立案については政府に於いて時間の關係上金融の問題であるとか、財界に對してどういふ影響があるとか、この對策はどうであるかといふことは、この立案の中には盛込む暇もなかつた。また諮問案の事柄から見て意見を述べる機會はなかつたのであります。最後に於いて私は専門家の作りましたこの管理要綱といふものに對しては、これを小委員會案として御報告になることについては異存はないといふことを申上げて、十分に検討する暇もなく、従つてその方面については發言する資格もありませんが、たゞ今の日本興業銀行總裁の御話も承り、御當局のお話も承つて感じますことは、この案に依つて新しい會社が出来た場合に、新會社に對しては政府に於いて確信を以つて資金の調達をやるかといふやうな御言明がありました。これについては暫く信頼致して、それから殘存會社については適當の措置を講じてやる。殊に資金も餘り要らぬといふことであるから、假りに本案が實行されれば資金も餘り要らない、司令もする、かういふことであります。が、これに對して意見を述べる事は差控へたい。たゞ小委員會に於いて私が申上げたことは、假りに本案が實行になりました場合には、こゝに書いてあります要綱を見まして、出資設備の評價はどうなるか、これが今日決れば財界は安定致します。帳簿價格でやるか、帳簿價格でやるかといふことであればそれで安心出来る。或ひは未だ不安心であるかも知れませぬが、とにかく物は決する。出資評價はいづれ法律が通つて、評價委員會を作つて、そこで色々物を言ふから、果していづれの價格で出資するかといふことは、我々財界

に居る者は想像をこすれ何事も言ふことは出来ないといふことは、こゝに財界に對して不安を興へないか。これが一つ。なほまた、先程松本委員からお話がありました、主要送電線の設備を出資するといふ「主要」といふのは何であるかといふこと、これは國家統制上必要であるけれども、どういふものであるかといふことは今日は具體的に決めることは出来ない。これもやはり準備機關或いは電力審議會に於いてお決りになるといふことになる、實は一年半か二年掛るといふことでありますから、要するに如何なるものであらうか。實施には相當の期間がこゝにあるといふことは何人も考へなければならぬ、その期間に於いて、非常に未知數な事項が或る一定の期間持ち越して行くといふ状態であるといふこと自體が、相當財界に於いて揣摩臆測が色々行はれ、その結果はどうであるかといへば、既存電力會社等の資金等について、金融機關に於いて色々な考慮をするといふことになりはしないか、これが私の心配であります。即ちこれを要約致しますと、將來出来る會社はどういふ形態で出来るか、或いはどういふ資金調達をやるかといふことは暫く措きまして、この改革の期間に於ける現在の電力會社、これに對する資金の調達問題、或いは事業の擴張問題が相當不安なものになるのではなからうかといふやうな虞れを抱いて居る。これに對しては殊に今日は生産力擴充のために非常に電力が要る。非常に資金が要る。我々は資金調整の調査あたりで資金の動きを見ますと、電力事業に對しては非常に金が要つて居ります。これが若し何か不安があるといふことであれば、これは事業の生産その他に非常な影響があるのではないかといふことを、私は非常に心配致す次第でございます。その意味に於きまして、かういふやうなことは小委員會案は極めて抽象的の案になつて居りますが、具體的にこれが成案をお作りになるやうな場合に於いては、これらの點については能くお考へになることが必要でなからうかといふやうな意味で、私は希望を申し上げたのでありますが、これは私は今日甚だ

重複になりまして、小委員の方には御迷惑であつたと思ひますが私の感想として述べました次第であります。

なほ色々ありますが、最後にいづれ詳細のことは外の委員方、事業に關係のある先輩からお話がありますから私はこの程度に止めて置きますが、たゞ外債の點がたゞ今お話が出ましたから、殊に電氣局長からも大臣からもつきりと御言明がありました、私はそれについてなほ蛇足を一言述べさせて戴きます。今度の外債處理については、内債も勿論であります、たゞ今御言明を得ましたやうに、大臣も公明正大にやる、適當な方法を講ずるといふことを御言明になつた。寔に私は結構だと思ひます。私は十分注意を致しませんでした、この前回の法案として議會に提案されました法案を見まして、相當用意周到に債権者の利益を保護するやうに出来て居るやうに私は拜見して居ります。併しながら政府が一方的に法律を出して如何に親切に考へて出しても、相手方にその意思が通じなければ、法律問題でなく事實上の問題として、相手方の上に將來に相當の禍を残すこと、思ひます。この點は甚だ若輩が申すことは失禮かと思ひますが、私も多少の經驗がありますから茲に感想を申し上げるのであります、大正九年南滿洲鐵道株式會社の南滿鐵道の社債を政府が肩替りして、英貨債に直すと千二百萬「バンド」ですが、政府が議會に法律を出して——これは政黨内閣であつたと思ひますが——無事に衆議院を通過して貴族院に廻つて、どういふ質問があつたかと申しますと、これは政府が肩替りするから滿鐵社債よりも非常に有利なる状態になりますので、債権者の利益は十分保護されてゐるといふのが、政府の當時の御説明であつたと記憶して居ります。速記録があるから御覽下さればその通り出て居りますので申して居るのでありますが、それに對してはどういふことであつたかといふと、かういふ案を出すといふことを發行銀行なり債権者側に了解を得たかどうかといふことであつた。そ

これはその當時の政府は得て居らなかつた。一方的に議會に法律を出して、法律が通れば何でもやれるといふのでやつたために或る程度に於いて行き詰つたといふことがあります。かういふ關係も考慮されて昭和七年の七百萬「バウンド」の支拂の時は、十分に債權者側に了解を得て置きました。さうすべきであらうと思ひますが、前回法律案を出す時には政府は既に財界の發行銀行なり、そのインデペンチアに調印して居る方々が、これで満足して居るといふやうな御了解が遂げてあつたかどうか、若しこれがあれば今度は電氣局長が得たといふやうな内容を御説明にならなくてもそれは結構だと思ひますが、さういふやうな關係もありますから執るべき手續は十分執つて、言はれる通りの公明正大さを具體的に御説明になれば、私は外債處理といふ問題にも餘程道が開けて來ると思ひますが、甚だ出しやばつた言ひ方で恐縮致しますが、さういふ點について一應政府御當局のお考へを煩はしたい。若し十分了解を得て居るといふことでありましたら、この場所でさう御答辯になれば餘程これは問題が簡單であらうと思ひます。將來の外債處理といふ問題がどうなるか知りませぬが、餘程我が國の資本の事情についてはお互ひに十分研究して行かなければならぬと思ひますから、十分に御考慮を願ひます。甚だ蛇足と思ひましたが、その點の感想なり希望なりを申上げるのであります。この案自體については私は別に意見を持つて居りませぬ。餘程電力事業そのもの、統制といふことが入つて居る案で、私は電力事業については素人でありますから、多數の委員が宜いといふことであれば私は別に異存がありません。小委員會でも意見を述べて居りますが、かういふことについて政府の御考慮を十分煩はしたい。御考へを承らなくても宜しうございます。希望として聴くといふことであればそれで結構であります。甚だ長い時間を取つて恐縮であります。私の發言はこの程度で止めます。

更に各務委員が起つて財界に於ける諸關係につき次の如く述べた。

私はこの會に列するのが三回目でありまして、皆様の御所見卓説を承つて大いに啓蒙せられたのでございます。然るに自分が民間の事業に關係して居る一員として、財界の方面よりどういふ風な觀測をして居るかといふことに對して、何かお答へしなければならぬやうな破目に、前回に小林君がそこに私を陥れたのでありまして、大體は餘りかういふ所で立つてしやべることは自分は非常に不得手でもあり、餘り好まないのですが、なにさまた大變大きな議論が持上つて居るやうに拜聴致しますので、自分も多少の所懐を申述べるのが自分の役目と信ずるのであります。

國家管理といふ問題がこゝに起り、而して國家管理を爲す上に於いては、今日迄の政府の電氣事業の認可とか或ひは事業法に依る監督とかいふやうなことが不十分であるからして、更に進んで送電線及び火力發電所を各會社より出資せしめて、これをば諸會社の事業から分離せしめて、新しい一つの國策會社を起してこれに經營せしめる、かういふ案が小委員會に於いて作成せられて、こゝに論議されて居るやうであります。國家の政策上の問題につきましては、私共は政治家でございませぬからして、その政策は如何といふことを討議致します意思はございませぬが、一般に眺めまして國家管理といふことは必要なことである、殊に電氣事業が公益事業である、公益事業であるといふことは世間一般に認めて居るから、これを管理するといふことは當然のことに考へます。が問題はその方法如何であらうと思ふのですが、その方法についてこゝに提出されました小委員會案は大綱ではありますが相當詳細に涉つて記載されて居りまして、その順序については私共も了解されるのでございます。たゞ自分は、一財界人として或る事を經營するにつきましても第一番に着眼すべきはその實行が如何なる形で出来るか、また考へた通りにそれが相當に繼續的に實行されるかといふことを、常に考へるのでございます。その實行問題につきまして種々な疑問が發せられるのでござい

いますが、その疑問の要点は既に實來委員及び津島委員より述べられまして、私から更にその疑問に蛇足を要しないと信じて居るのでございます。

外債處理とか或ひは金融關係に於ける資本の供給等の問題以外に自分が眺めまする點は、財界に如何なる影響を起すかといふ問題であらうと思ふのであります。これは財界といふものは兎角神經過敏であつて、何等か物に見透しのつかない場合、所謂危懼憂慮の念慮が深い場合には、それが風聲鶴唳となつて色々な面倒を生ずることあります。これは皆様御承知のことと思ひます。この問題について然らばどういふ點に危懼憂慮すべき點があるかといへば、この案に依りまして送電線及び火力發電を統合するその特殊會社自體の經營及びその收支損益の計算がどんな風になるかといふことについて危懼されて、相當想像を逞しうするといふときには、矢張りどういふものを拵へて、而して國策會社としてどんな經營をするか、或ひは前回にも承りましたやうに電力會社の首を挽ぎ取つてさうして外のものを拵へるんぢやないかといふやうな懸念が強いとすれば、これが立派な危懼憂慮の種になるのであります。またこの案に依つて自ら分離しました結果の殘餘の財産、即ち人體で言へば首に位する水力發電所、手足に位する所の配電設備の諸會社、而してその臟器たる胴のために支配されるのに、どんな手足だの首が振れるやうになるかといふ一つの疑を持つのであらうと思ふのであります。更に進んでたゞ今實來委員より申されました外債の關係とか或ひは内債の關係に於きましても、殘留財産が總ての負擔をば負はなければならぬ。而してその臟器に當る部分は特殊會社に受繼がれて居る。さうすれば殘留した會社が直接責任を總ての負擔に對して負はなければならぬ。これらに對する影響とか、或ひはその會社の經營上に生ずる困難等を考へ來ると、矢張り大きな懸念に堪へないのぢやないかと思ふ。即ちこれらの危懼憂慮の諸點が財界より眺めれば、相當神經が過敏になり得る性質を持つ

て居ると思ふのであります。或ひは全く杞憂に過ぎないことでせうけれども、何人も杞憂でないとか、あるとかといふ豫言をすることは出来ませぬから、この問題が解決しない間は相當神經過敏になり、變動を生ずるのぢやないかといふ疑を抱かせるのでございます。然らばこれがどういふ風にしてこれをさういふ危懼を抱かめないやうに行けるかといふことを考へて参りますと、先づ以つて矢張り計數的に、特殊會社の經營若くはこれが目論見よりすればどれ位の收支或ひは損益計算が得られるか、また新しく投資をしなければならぬその資本については、先程田島委員よりの御話の如く、政府が元利の保證を爲すといふやうなことが、具體的にさうなつて居るといふことが、はつきり致しますとか、而してまたその間に計算について新しき事業と現會社より繼承したる送電線及び火力發電所の出資に對する利益、かういふものが區別されて、而も送電線及び火力發電所についてはその新設備の如何に拘はらず相當なる利益の配當なりが出来るといふやうなことが明らかに、また現在の諸會社の營業成績が現在の状態を繼續する限りには、さう株主に對する配當とかいふ事柄が大きな變化を生じない、計數的にさういふことが説明出来ませぬれば、これが一番民間をして安心せしめる途ではないかと思ふのであります。その計數が多からうと少なからうと、苟もこれが數字に表はされて新規發送電會社が五分なら五分の配當をするものであるといふ風に確になりますれば、それは、それに依つて自ら事態に順應して、世間はそれに對する氣構へを致すことになると思ふのでございませぬ。

かやうな點について唯財界人としてこの案の成行について自分が感得致します點は、とにかく財界の神經を餘り刺戟させぬやうにすることがまづ案の成立が成功する所以ではないかと思ふ。とかく官營とか官が中へ入つて仕事に關與するといふことになると、今迄の財界はそれに餘り慣らされて居りませぬからして、矢

張り何かしら恐ろしいやうな気分がするのではないか。さういふ場合でなくつても、如何にも神経が財界に變動を起させるといふことの實例を私は思ひ起して見ると、前の鐵道國有の時でした。國有では三年の利益換算して處置するといふので、殆んど鐵道會社の株式が直ぐに公債に換價される價まで明白になつて居たのですが、世間がこれを本當に受取つて理解する間に六ヶ月かゝつて、その間に民有の鐵道會社の株式といふものが非常に下落をして、當時の公債に換價さるべき値打から申しますると、恰も公債百圓のものが六十圓、五十圓といふやうな非常に低い價値で賣買されました。それが六ヶ月の間である。その間外國の店が頻りに買込んで外國へ送つたりして居りました。かやうに財界なり所謂大衆の気分が落ちつかない時には、政府が買收するとかどうするとかいふことになる、そこに非常な恐れを抱いて、謂はゞ誰しもその當時は株を賣つてしまつたといふことが起つたのでございます。この電力界に於きましては、この五十億以上の大きな投資であり、日本の世帯の上から見ると殆んど謂はゞ身分不相應といふ位迄大きな投資になつて影響する所が著しいのですから、これが色々な恐怖の念を懷けば相當影響する所大なるを憂へるのでございます。それで小委員會の案につきましても、政府委員の御説明に於きましても、これは電力會社即ちこゝに出席されて居る電力界を代表されたる有力なる諸君その他と協力して、抱合つて好い氣持でこれを實現させよう、かういふことに伺つて居りますが、非常に結構なことで、何とか協調の精神を以つてこの問題を深く御研究になつて進めることを希望して已まないのでございますが、今迄現はれました形に於いては、大變にその間に大きな谷が出来て、電力代表の御方々はこれに對しては非常な不賛成を唱へられて居るといふやうな事情で、若しこの儘で行きましたならば、全く業者が議論別れになつて、政府はこの大體の決定に依つて議案を提出したり、またはこれが議會に於いて討議されるといふやうな状態になり、若しもまた議會で十分

に討議の上、それがパス致しましても、更に新しい會社の機構の下に電力當業者と協調して進まなければならぬのですが、そこに最も障碍の多い出資範圍の問題とか、或ひは電力料決定とか諸般の困難な問題がありますが、これが一々衝突して居つたら限りがなくことぢやないか。その衝突して居る間は民心不安であつて、財界もこの電氣事業に十分なる認識を致さないといふ事情が存するのでありまして、私は茲に委員として財界方面から眺めた一個の意見を申述べると共に、どうか政府の方に於かれましても、たゞ今この案の前途に横つて居る色々な障碍についても深く検討せられて、それらの障害を除くことに努められ、また電力の當業者諸君の方も出來得る限り協調して、さうして實際に案が出来た場合には皆それこそ一致して抱合つた形で、和氣霽々として本問題を解決せられることを偏に望んで已まない次第であります。これだけのことを一言私是一个の感じとして申し上げます。

財界を代表する意味で右三委員の意見開陳後、小林委員、清瀬委員、増永委員、田島政務次官等の間に質疑應答あつて、町田委員は早く小委員會決定の答申案を採決すべきことを懇願し、委員會がなほ續行されるか否かを質した。岩倉委員は小委員會と同様決を採らぬことを提議した。麻生委員は、財界々々と言つて財界ばかり氣にする意見が出たが、日本には財界でない多數の部分のあることも忘れてはならない、あれも不可、これも駄目だと言つて居つては、國民は希望を何處に持てばよいのか分らぬ、資本家は宜しく何れか一ヶ所位國民の望む所に穴をあけてやるべきである、と、業者側委員に讓歩を要望した。森委員は小委員會案の財界に及ぼす影響甚大なりとし、左の如き意見書を各委員に配布して參考に供した。

臨時電力調査會答申案ニ對スル意見

標記答申案ノ統制ノ主旨ニハ賛成ナルモ原案中其實行方法ニ就キ左ノ通り意見ヲ陳述ス

一、未開發水利ハ國家ノ必要ニ應ズル建設計畫ノ下ニ之ヲ既設會社ヲシテ開發セシムルヲ以テ原則トスベシ、但シ特ニ特殊會社ヲシテ開發セシムルヲ必要トスル明確ナル理由アルモノハ此ノ限ニ在ラズ

特殊會社ヲシテ開發セシムルコトハ其最大ノ目的タル急速且低廉豐富ナル電力ヲ得ル所以ニ非ズ

既設水力發電設備ヲ既設會社ヲシテ從來通り保有セシムルニ支障ナシトセバ新規發電設備ヲ別箇ノ組織ヲ以テ建設セシムルノ要ヲ認メズ、寧ロ統制上一河川一事業者主義ヲ徹底セシメ幾多ノ經驗ト優秀ナル技術ヲ有スル既設會社ヲシテ有效且經濟的ニ開發セシムルヲ可トス

二、主要既設送電設備並ニ主要火力發電設備ハ一定料金ヲ以テ特殊會社之ヲ貸借スベシ
新設ヲ要スベキ送電設備並ニ火力發電設備ハ特殊會社ヲシテ之ヲ建設セシムベシ、但シ既設會社ヲシテ建設セシムルヲ便宜トスルモノハ此ノ限ニ在ラズ

三、右ノ結果トシテ特殊會社ハ營業者、需用者ノ出資ニヨル小額ナル資金ヲ以テ足り然モ充分ノ目的ヲ達シ得ベシ

説明

右ノ方法ニヨレバ國家ハ急速且容易ニ充分國家意思ヲ表現シタル統制ヲナシ然モ尨大ナル新規有價證券ノ氾濫ニヨル經濟界ノ脅威ヲ避ケ得ベク更ニ資産ノ評價、外債關係等幾多困難ナル問題ニ觸レズ且民間トノ摩擦ヲ防止シ得ベシ

なほ林、池尾兩委員より反對意見があつたが、これで委員の發言は大體終つたので、永井遞信大臣は左の如く述べて調査會の終了を宣した。

大體御發言の通告も盡きたやうに思ひます。それで先程町田委員から御發議になりましたことに關聯して申し上げます。この臨時電力調査會は、申上げる迄もなく來るべき通常議會に電力政策として、議案を提出する準備として開催致しまして、御審議を願つたものでありまして、最初私が御挨拶申上げました通りでございます。従つてその當時に申上げましたやうに、議會に對する準備でありまして、十分に時間を有しないので、皆様は御多用の御方であることを存じながら、可成り頻繁に本調査會を開きまして、御繰合せ御出席を願つたのでございます。然るに皆様はその趣旨を御了承下さいまして、格別御多用の御方でありまするにも拘はらず、今日迄の間に本調査會の總會を開きたること五回、小委員會を開きたること八回、短時間の間に於いては他の調査會に多く類例を見ざる程、御勉強下さいましたことは、寔に私の感激に堪へないところでございます。この度皆様の格別なる御勉強の結果と致しまして、小委員會の黒木委員長から御報告になりました小委員多數の認めた原案が提出せられました、各位の御審議を願つたのでありますが、これに對しましても、一昨日、本日の兩回に互つて隔意なき意見を御交換下さいまして、誰方の御意見も一つ残らず私共拜聴致して居る者に取つては、教訓を與へざるものはありませぬ。また參考とならざるものはありませぬ。皆さんのお話は、一々拜聴致して居りました私に取りましては非常な資料となつたのでありまして、この皆様のお話になつたことは、私の成案を得ます上に有意義なる基礎となるのであります。

この黒木委員長から御報告になり、皆様の御手許に配布せられました所謂原案といふものに對しましては、今日迄或ひは御書面を以つて、或ひは電報を以つて或ひは直接私をお訪ね下さつて、また使の人に依つて賛成の意を通じて下さつた御方が二十五名ございます。即ち三十五名の委員諸君の中で既に二十五名の御方はたゞ今申上げましたやうに、或ひは書面を以つて、或ひは電報に依つて、或ひは直接私をお訪ね下さつ

て、また或ひは使の人に依つて賛成の意を通じて下さつたのでありまして、この問題に對する本調査會の意思の存する所は自から明になつて参りました。また假令賛成でない御方の御意見と致しましても、一々その體驗から出ました御言葉であり、或ひは御研究の結果の御質疑であり、御報告でありまして、將來政府の成案を作るには非常に参考となることを喜んで居るのでございます。従つて本調査會は既にその多數の御方の意思の存する所も判り、委員諸君の色々な御意見も拜聴致しましたので、本日をも以つて終了致すのでございます。終了致しますけれども、なほ調査會の終了後と雖も、諸君が政府の成案を作る上に参考となるであらうと御氣付になりましたことがありますならば、どうぞ恐縮ながら、なほ私に對して個人的に色々な御示教を願ひたいと思ひます。或ひはまたお拵へになりました數字、計數、その他に涉る資料がありますならば、私共に御惠與下さいまして、この上ながら電力問題の解決に對して御協力下さらんことを、衷心より御願ひ致す次第でございます。

こゝに調査會が豫期の成果を収めましたことを心から感謝し、諸君の數日に互る格別の御勉勵に對して、衷心より敬意を表し、謝意を表して、この調査會を終了する次第でございます。寔に有難うございました。かくて議論沸騰した臨時電力調査會は同日午後六時四十五分漸く終了を告げ、答申案は絶對多數を以つて決せられた。

この調査會中一貫して反對態度を表明して來た業者側委員は、答申案大多數採決の趨勢に對して、調査會終了と同時に具體的にして獨自主な對策の樹立に苦心してゐたが、調査會終了後約一ヶ月、十二月十七日の閣議に於いて電力國策要綱が採擇せられる前日、即ち十二月十六日に電力聯盟は所謂五大電力會社の共同計算案なるものを発表した。これは発表前日の十五日電力聯盟委員會に於いて作成されたものであるが、曩に五大電力會社社長の

連名の下に臨時電力調査會に提出せる電力統制案の内容たる配給一元化案を實行に移さんとするもので、要するに五大電力會社間に共同計算制を確立して收支を明にし、原價計算を公表して電力料金の公正を期せんとするに在り、その原則とするところは次の如くである。

發送電事業ノ共同計算制

- 一、聯盟所屬五社ハ電源ノ開發ヲ進メ生産擴充ニ備フルハ一日モ忽ニスベカラザル吾邦ノ現状ニ鑑ミコノ際萬難ヲ排シテ發電設備ノ擴充ニ努メ遺憾ナキヲ期スルハ勿論、之ト同時ニ曩ニ發表セル電力統制案ニヨル配給ノ綜合一元化ヲ實現シ以テ戰時體制ニ順應シテ電力動員ニ具フルト共ニ平時的ニハ之ニヨリ發電力ノ最高度ニオケル利用ヲ圖ルコト
 - 一、前項ノ目的ヲ達成スル上ニ於テ各社間ノ協力ヲ容易ニシ利害ノ相異ヲ解消スルタメ五社間ニ共同計算制ヲ確立スルコト
 - 一、發電、送電及ビ配電ヲ通ジ五社ノ電氣事業ニ關スル收支ハ擧ゲテ之ヲ共同計算ニ移シ電氣事業上ノ收支ヲ明カナラシムルト共ニ更ニ進ンデ原價計算ノ公表ヲナシ電氣料金ノ公正ヲ期スルコト
 - 一、共同計算ハマツ五社間ニ於テ實行シ五社以外ノ各社ニ對シテハ漸次之ガ參加ヲ勸誘シ終局ニ於テ全國統一ヲ期スルコト
 - 一、電力聯盟本部ニ技術部及ビ計算部ヲ置キソレゾレ專任者ヲ聘シテ綜合統制ノ事項ヲ掌理セシムル外參與會ヲ設ケ官民有力者ノ參加ヲ得テ之ガ運行ノ適正ヲ期スルコト
- 以上五大電力會社の新提案に對して逡信省當局は、既存電力會社が營利會社として存する限りは、所期の効果を擧ぐることは頗る困難なりとの建前から冷靜な態度を示した。

第八節 永井案成る

逓信省電氣局は、臨時電力調査會の答申案が決定するや、かねてより研究を進めつゝあつた骨子に基き成案を作成し、直ちにこれを企畫院の審議に附し、一方永井逓信大臣は閣議採擇の準備工作として個別的に各閣僚を訪問、諒解を求めた。

かくて昭和十二年十二月十七日の定例閣議に、所謂永井案なる電力國策要綱の提出を見た。永井逓信大臣は、臨時電力調査會の答申案を骨子として逓信當局が作成したる電力管理案の要綱を詳細説明した。これに對して中島鐵道、賀屋大藏、吉野商工の各大臣より質疑はあつたが、案は僅に三十分にして閣議の採擇するところとなり、細目に關しては逓信、大藏、商工三省間に於いて協議することに決つた。即ち電力國策要綱の内容左の如し。

電力國策要綱（昭和十二年十二月十七日閣議決定）

一、管理ノ範圍

(イ) 國家的統制ニ必要ナル左ノ設備ニ依ル發電及送電ハ政府之ヲ管理ス

(一) 主要新規水力發電設備

發電水力資源ノ合理的利用上避クベカラザル既設水力發電設備ヲ含ム

(二) 主要火力發電設備

(三) 主要送電設備

(ロ) 前項ノ範圍ニ屬スル設備ハ新ニ設立スル特殊會社ニ於テ之ヲ施設シ、既存ノ設備ハ之ヲ特殊會社ニ出資セシムルモノトス

前掲ノ送電設備ニ連絡スル既設水力發電設備ニ依ル發生電力ハ之ヲ買入ルルモノトス、但シ場合ニ依リ其ノ託送ヲ認ムルコトアルベキモノトス

出資設備ノ評價並ニ買入電力料金ニ付テハ其ノ算定基準ヲ定メ、委員會ノ議ヲ經テ之ヲ決定スルモノトス、但シ政府ハ出資設備ヲ擔保トスル債權ニ付債權者ノ權利ヲ害セザル公正妥當ニシテ且必要ナル措置ヲ爲スモノトス

二、管理ノ方法

(イ) 政府ハ電氣廳ヲ設ケ、電力ノ受給、發電及送電設備ノ建設計畫、電力料金等重要ナル事項ノ決定及電力ノ配給ニ關スル指令ヲ爲サシムルモノトス

(ロ) 設備ノ建設並ニ業務ノ運営ハ特殊會社ヲシテ前項電氣廳ノ決定ニ從ヒ之ヲ爲サシムルモノトス

(ハ) 政府ハ電力管理ノ適正ヲ期スル爲、官民ノ衆智ヲ集メタル電力審議會ヲ設ケ重要事項ヲ之ニ諮問スルモノトス

三、特殊會社

(イ) 資金調達ニ關シ利便ヲ圖ルト共ニ利益配當ニ對スル政府ノ保證、租税ノ減免其ノ他業務遂行上必要ナル特權ヲ附與スルモノトス

(ロ) 會社ノ役員ハ政府之ヲ任命シ、定款ノ設定變更、社債ノ募集、利益金ノ處分其ノ他重要事項ハ政府ノ認可ヲ受ケシメ、會社ノ業務ニ關シテハ監督上必要ナル命令ヲ爲スモノトス

四、配電事業

(イ) 發送電ノ國家管理ニ照應シ、配電事業統制ノ擴充強化ヲ圖ル爲區域ノ整理統合ヲ爲シ、供給業態ノ改善、

電氣利用ノ普及ヲ促進スルモノトス

(四) 國家管理ニ依ル料金政策ト相俟チテ料金ノ低廉且均衡ヲ得ル様其ノ監督ヲ擴充スルモノトス

五、電力動員

(イ) 平時ニ於テ相當ノ餘裕電力ヲ用意セシムルト共ニ、豫備設備ヲ整備シ、自家用發電ニ付テモ相當程度ノ連絡統制ヲ爲スモノトス

(ロ) 電力供給ヲ確保シ、電力ノ急需ヲ充ス爲必要ニ應ジ消費管制ヲモ爲スモノトス

六、其ノ他

(イ) 政府ハ農山漁村、家庭ノ電化ヲ容易ナラシムル様特別ノ配意ヲ爲スモノトス

(ロ) 政府ハ水力資源ノ開發利用ヲ完カラシメ、他種利水、治水其ノ他ノ權益トノ關係ヲ合理的ニ調整スルモノトス

(ハ) 國有ノ電力設備ハ之ヲ特殊會社ニ出資シ、國家管理ノ範圍ニ移スモノトス

(ニ) 政府ノ管理組織中ニハ相當程度實地經驗ヲ有スル有能者ヲ參加セシムルモノトス

電力國策要綱説明書

(一) 電力國家管理の必要

1. 産業を興隆して戦時體制に順應する生産力の擴充に備へ、農山漁村を振興して國民生活の安定を圖り、以て國際收支の改善、國防充實の要請を充足することは、我國現下の内外の諸情勢に照し、一日も忽にすることの出来ぬ重要事項であります。而して電力は國民生活の日常に缺くべからざるものであり、凡ゆる産業の原動力として、進んでは産業上國防上必須不可缺なる新興化學工業に於ける最大要素として、天然

資源の乏しきを補ふ重要な職務を有するものであり、而も是等は一に豊富低廉なる電力の供給如何に懸つて居るのであります。更に農山漁村に電力を普及することは其の疲弊を救ひ、銃後の護りを固くする所以で國家的に頗る重大なる意義を有することは申す迄もありません。即ち一般産業のため、消費大衆のため、又國防のため、而して國家の繁榮の爲、出來得る限り電力の供給を低廉に、豊富に且自由ならしむることが、最も緊急な國務であると謂はねばなりません。隨て他の一般産業に比して特に強力なる國家の指導統制を必要とするのみでなく、その事業が元來自然的獨占性のものである結果、營利のみを目的とする民間の經營に委ねる時は、右公共目的に考へて如何に電力の供給を必要とする場合にも、採算上不利なる方面には之を拒み、又は供給するにしても利益を損せざる考慮を必要とするからであります。又既存の水力發電を原則として除きましたのは、是等設備の價格が巨額であり、評價其の他の手續きに多大の時日を要して、電力の國家管理を急速に實施せねばならぬ現下の時局に應じ得ない虞れのあること及國家の管理する送電設備を通じて既存水力發電設備に依り發生する電力を買上げることに依り支配することが出來、電力統制の目的は達成し得ると認めただからであります。

2. 國家管理に要する電力設備は新に特殊會社を設立して、之をして施設せしむるのであります。即ち既存の電力設備にして國家管理に必要なものは、各其の所有者をして特殊會社に出資せしむるのであります。而して出資財産の價格は出來得る限り一定の算定基準に依り、且評價委員會の審議を経まして、其の公正妥當なるを期し度いと考へて居ります。又出資設備に附隨する社債等の處理に關しましては債權者の權益を害せざることに充分留意して萬遺漏なき方法を採ることは固よりであります。尙政府と致しましては國有の電力設備を率先して國家管理の範圍に屬せしめ、民間に範を垂れることが本國策の實現を容易ならし

むる所以と信じますので、此の點に關し格段なる御配慮を希望するものであります。

3. 管理の方法は、電力設備の建設計畫、電力の受給、其の料金等事業運営の中樞事項は朝野の知識、經驗者を集めた電力審議會に諮問の上政府が之を決定し、會社は此の決定に基いて設備を適當に建設し又は日常の業務を自由に行ひ得る等、民間の創意をも充分に發揮せしむる仕組と致します。即ち政府と會社とは一體と成つて、各々其の短所を補ひ、以て圓滿無礙なる事業の運営を爲さんとするものであります。

(二) 特殊會社の特權と監督

特殊會社は民間資本を有効に活用し、國策の線に沿つて設備の擴張乃至其の改良計畫を適正且敏活に遂行せねばならぬ重要使命を有するものであります。謂はゞ國家の代行機關ともいふべきものでありますから、政府と致しましては、之に對して相當の特權を附與する一面特別の監督も加へて、其の運営に聊の遺憾もなからしむることは當然のこととあります。即ち資金の調達に關し特に便益を計ると共に、配當の保證、租税の減免其他事業の遂行上必要なる種々の特權を附與することに致しました。又監督の方面より致しましては、會社の役員の中、總裁及副總裁に付ては勅裁を経て政府に於て任命し又理事に付ては株主總會に於て選舉した二倍の候補者中より之を任命する等慎重且公正なる配慮を致しますと共に、定款の設定變更、社債の募集、利益金の處分等の重要事項は政府の認可を受けしむることに致すのであります。

(三) 配電事業の統制

配電事業を國家管理の直接の對象としなかつた理由に付ては既に述べた通りであります。併し國家管理の効果が一般需用家に直接接觸する配電部門に透徹しないときは、其の目的は首尾一貫して達成せられたとは稱し難いのであります。茲に於きまして配電事業の現状に付ても充分吟味を加へ、區域の整理統合を計つて經

營の不均衡を是正し或は業態の改善、料金の均衡低廉化を促す等、國家管理に依る料金政策と相俟つて一層有効適切なる効果を擧げ、以て電力國策の精神を一貫したい考であります。

(四) 電力國家管理の實現

要するに本案は官民合體して各其の長所を生かし、電力經濟の理想とする豊富、低廉、確實なる電力の供給を計つて、國防、産業乃至國民生活上に於ける電氣事業の重大使命を遺憾なく發揮せしめんとするものであります。斯業の本質其の現状に照し且は非常時局を擔當する現内閣の責務に鑑みまして、本案に關しましては唯其の即時斷行あるのみと確信するものであります。

第九節 法案議會提出手續成る

従前頼母木案に對して示された業者側の態度並びに臨時電力調査會に示された業界の傾向より推して、電力國策關係法案が議會に提出されるれば、論戰の中心題目となるべきは明瞭なので、逕信當局は議會對策を整備する必要があつた。そこで十二月二十二日省内に電力問題委員會を設け、平澤次官が委員長となり専ら經濟部門を擔當し、特殊會社の事業目論見書の作成、事業開始迄の電力需給對策等電力國家管理案の質疑應答に必要な經濟的資料の蒐集整備に當り、大和田電氣局長は副委員長として専ら法制部門を擔當し、電力管理法案その他の法律案の立案整備に當つた。永井逕信大臣も亦田島、犬養兩政務官を双翼にして第一線に立ち、議會工作や對外交渉に努力し、かくて全省一致國家管理の實現に邁進する陣容を整へた。

明ければ昭和十三年一月十九日、かねて法制局に於いて審議中であつた電力管理法外關係法案は、臨時閣議の結果正式に議會提出に決し、茲に該法案は第七十三議會の劈頭に提案されることになつた。同時に政府は電力國

策遂行につき近衛總理大臣談並びに永井遞信大臣談を發表した。即ち左の如し。

近衛總理大臣談

本日閣議決定を見た電力國家管理法案は、平戰兩時を通じて國力充實、國民生活安定の基本條件をなすものであつて、政府の今期議會に提出する重要國策の一つである。

私は本案の實現に對する國民の協力を切望する次第である。

永井遞信大臣談

天然資源として、我國唯一とも謂ふべき發電水力の積極的、徹底的開發と火力發電の合理的經濟的併用と、之を總括する全國大送電網の樹立とに依り、資源の完全なる活用を圖りて電力の供給を容易且確實にし、國防の要求、生産力の擴充、國際收支の改善、農村電化の促進に貢獻し、以て國民生活の基礎を擴大強化するは時務の急なるものである。我國現在の電氣事業は多數の營利會社の分立經營に委せられ、且私經濟的觀點から一切の計畫が行はるゝので、國策上の要望に反するもの少からず、到底緊要なる國家的公共的諸要請を充し得ない。仍つて電氣事業の特殊性に應じ、その國家的使命と國民經濟上の重要職能とを遺憾なく發揮せしむる趣旨の下に既存事業に及ぼす影響にも深甚の注意を拂ひ、電力管理法、日本發送電株式會社法、電力管理に伴ふ社債處理に關する法律及び電氣事業法中改正法律を立案し、本日の閣議に於て正式に議會に提出して其實現を期することに決定した。外は支那事變の歸趨端倪を許さざるものあり、内は民意と民力とを糾合し國民生活を再建設して東亞の安定勢力たる實力を振興發揚すべき秋、私は國力充實の基本的要件を爲すものであると確信する所の本案に對し全國民の強力なる支援を熱望して止まない。

而して第七十三議會に提案と決定した電力管理法案、日本發送電株式會社法案、電力管理に伴ふ社債處理に關

する法律案、電氣事業法中改正法律案の四法律案の内容は左の如くである。

電力管理法案

第一條 發電及送電ハ政府本法ニヨリ之ヲ管理ス但シ自己ノ専用ニ供シ又ハ一地方ノ需用ニ供スル電氣ノ發電及送電ニシテ勅令ニ別段ノ定アルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第二條 本法ニ依リ管理スル發電及送電中勅令ヲ以テ定ムル電力設備ニ依ル發電及送電ハ日本發送電株式會社法ノ定ムル所ニ依リ日本發送電株式會社ヲシテ之ヲ行ハシム

第三條 政府ハ日本發送電株式會社ノ電力設備ノ建設又ハ變更ノ計畫及電力料金其ノ他ノ電力受給ニ關スル重要事項ヲ決定ス

前項ノ規定ニ依リ決定スベキ電力料金ノ基準ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條 政府ハ其ノ管理ニ屬スル發電又ハ送電ヲ爲ス者ニ對シテ發電又ハ送電ノ方法ニ關シ管理上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第五條 發電及送電ノ豫定計畫、電力料金其ノ他政府ノ管理ニ屬スル發電又ハ送電ニ關スル重要事項ニ付政府ノ諮問ニ應ズル爲電力審議會ヲ置ク

電力審議會ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六條 第四條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

第七條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シテ前條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ亦前條ノ罰金刑ヲ科ス

附 則

本法施行ノ期日ハ各條ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條ノ規定施行ノ際現ニ第二條ニ定ムル發電又ハ送電ヲ爲スコトヲ得ル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當分ノ内仍従前ノ例ニ依リ發電又ハ送電ヲ爲スコトヲ得

電力管理法案理由書

電氣ノ價格ヲ低廉ニシ其ノ量ヲ豊富ニシ之ガ普及ヲ圓滑ナラシムル爲天然資源タル水力ノ完全ナル利用ヲ爲スノ必要アルヲ以テ發電及送電ノ事業ハ之ヲ國家ノ管理ニ歸セシムルコト現下内外ノ狀勢ニ鑑ミ極メテ緊要ナリトス是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

日本發送電株式會社法案

第一章 總 則

第一條 日本發送電株式會社ハ電力設備及其ノ附屬設備ヲ爲シ政府ノ管理ニ屬スル發電及送電ヲ行フコトヲ目的トスル株式會社トス

日本發送電株式會社ハ主務大臣ノ命令ニ依リ又ハ其ノ認可ヲ受ケ前項ニ定ムルモノノ外附帶業務ヲ營ムコトヲ得

第二條 日本發送電株式會社ノ存立期間ハ設立登記ノ日ヨリ五十年トス但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ延長スルコトヲ得

第三條 日本發送電株式會社ノ株式ハ記名式トシ政府、公共團體、帝國臣民又ハ帝國法人ニシテ社員株主若ハ業務ヲ執行スル役員ノ半數以上資本ノ半額以上若ハ議決權ノ過半數ガ外國人若ハ外國法人ニ屬セザルモノニ限リ之ヲ所有スルコトヲ得

第二章 出 資

第四條 政府ハ電力管理法第二條ノ規定ニ依ル勅令ノ定ムル電力設備及其ノ附屬設備ヲ本章ノ規定ニ依リ日本發送電株式會社ニ對シ出資セシムルコトヲ得

第五條 政府ハ前條ノ電力設備及其ノ附屬設備ヲ日本發送電株式會社ニ出資セシメントスルトキハ出資セシムベキ設備及出資ノ期日ヲ公告スベシ

前項ノ場合ニ於テハ政府ハ日本發送電株式會社及當該設備ノ所有者ニ其ノ旨ヲ通知スベシ

第六條 前條第二項ノ通知ノ後出資ノ目的タル設備ノ所有者當該設備ノ現狀ヲ變更セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第七條 第五條第二項ノ通知ノ後ハ出資ノ目的タル設備ノ所有者ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ當該設備ヲ讓渡シ又ハ當該設備ヲ新ニ所有權以外ノ權利ノ目的ト爲スコトヲ得ズ

第八條 政府ハ日本發送電株式會社ニ對シ國有ノ電力設備及其ノ附屬設備ヲ出資スルコトヲ得

第九條 出資ノ目的タル設備ノ價格ハ當事者間ノ協議ニ依ル協議調ハザルトキハ主務大臣之ヲ裁定ス價格ニ關スル當事者間ノ協議ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ

第十條 協議及裁定並ニ前項ノ認可ニ關シ必要ナル評價ノ基準其ノ他ノ事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

主務大臣第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ裁定又ハ認可ヲ爲サントスルトキハ電力評價審査委員會ノ議ヲ經ベシ

第十一條 電力評價審査委員會ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十二條 日本發送電株式會社ハ出資ノ目的タル設備ノ所有者ニ對シ第九條ノ規定ニ依リ決定シタル價格ニ相

當スル株式金額ノ全額拂込済株式ヲ割當ツベシ但當該株式一株ノ金額ニ滿タザル部分ニ對シテハ金錢ヲ以テ支拂フベシ

出資ノ目的タル設備ニ變更アリテ其ノ變更部分ニ付株式割當ノ日迄ニ價格決定セザルトキハ當該部分ニ對シテハ金錢ヲ以テ決済スルコトヲ得株式割當後變更ヲ生ジタル部分ニ付亦同ジ

第十二條 出資ノ目的タル設備ハ日本發送電株式會社ノ成立又ハ増資ノ日ニ於テ日本發送電株式會社ニ出資セラレタルモノト看做ス

第十三條 第九條ノ規定ニ依ル裁定價格ニ付不服アル出資者ハ裁定ノ通知アリタル日ヨリ一月内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第九條ノ規定ニ依ル裁定價格ガ通常裁判所ノ認定シタル價格ニ違セザルトキハ其ノ差額ハ日本發送電株式會社ノ成立又ハ増資ノ日以後ニ於テ金錢ヲ以テ之ヲ支拂フベシ

第十四條 電力設備及其ノ附屬設備ヲ出資シタルニ因リ殘存電氣事業ヲ繼續スルコト能ハザルニ至リタルトキハ出資者ハ日本發送電株式會社ニ對シ當該事業設備ノ買收ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル買收價格、買收範圍其ノ他買收ノ條件ハ當事者間ノ協議ニ依ル協議調ハザルトキハ主務大臣之ヲ裁定ス

前項ノ裁定中買收價格ニ付不服アル者ハ裁定ノ通知アリタル日ヨリ三月内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得
第九條第二項及第四項ノ規定ハ第二項ノ價格ニ關スル協議ニ第九條第四項ノ規定ハ第二項ノ裁定ニ付之ヲ準用ス

第十五條 電力設備及其ノ附屬設備ヲ出資シタル者ハ日本發送電株式會社ニ對シ出資ノ日ヨリ三年間ヲ限リ其

ノ出資ニ對シ與ヘラレタル株式ヲ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ額面金額ヲ以テ買入ルルコトヲ請求スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ日本發送電株式會社ハ一時其ノ株式ヲ取得スルコトヲ得第一項ノ買入代價ニ付テハ日本發送電株式會社ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ發行スル社債券ヲ以テ之ヲ交換スルコトヲ得

第十六條 第四條ノ規定ニ基キ日本發送電株式會社ニ出資セラレタル電力設備及其ノ附屬設備ニ付當該設備ノ所有者ガ有シタル河川、湖又ハ沼ノ使用ニ關スル權利義務並ニ道路其ノ他土地ノ占用又ハ使用ニ關スル權利義務ハ命令ノ定ムル所ニ依リ日本發送電株式會社之ヲ承繼ス

第十七條 第十二條及前條ノ場合ニ於ケル登記ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三章 役員

第十八條 日本發送電株式會社ニ總裁副總裁各一人理事五人以上及監事三人以上ヲ置ク

第十九條 總裁ハ日本發送電株式會社ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス副總裁ハ總裁事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ總裁缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

副總裁及理事ハ總裁ヲ輔佐シ定款ノ定ムル所ニ從ヒ日本發送電株式會社ノ業務ヲ分掌シ又ハ之ニ參與ス
監事ハ日本發送電株式會社ノ業務ヲ監査ス

第二十條 總裁及副總裁ハ勅裁ヲ經テ政府之ヲ命ジ其ノ任期ヲ五年トス理事ハ株主總會ニ於テ二倍ノ候補者ヲ選舉シ政府其ノ中ヨリ之ヲ命ジ其ノ任期ヲ四年トス

監事ハ株主總會ニ於テ之ヲ選任シ其ノ任期ヲ三年トス

第二十一條 總裁副總裁及日本發送電株式會社ノ業務ヲ分掌スル理事ハ他ノ職務又ハ商業ニ從事スルコトヲ得

ズ但主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第四章 業 務

第二十二條 日本發送電株式會社ノ爲ス電力ノ受給其ノ他ノ業務ノ運営ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十三條 日本發送電株式會社ハ電力管理法第三條ノ建設又ハ變更ノ計畫ニ從ヒ主務大臣ノ命ズル所ニ依リ電力設備及其ノ附屬設備ノ建設又ハ變更ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ命令ヲ爲ス場合ニ於テ必要アルトキハ發電ノ爲ニスル河川、湖若ハ沼ノ使用ニ關スル許可又ハ電力設備ノ施設ニ關スル許可若ハ認可ハ當該許可又ハ認可ヲ爲シタル行政官廳ニ於テ之ガ取消ヲ爲シ若ハ其ノ條件ヲ變更シ又ハ當該施設工作物ノ變更若ハ除却ヲ命ズルモノトス

第二十四條 日本發送電株式會社ハ前條ノ行政官廳ノ處分ヲ受ケタル者ニ對シ相當ノ補償ヲ爲スベシ
許可又ハ認可ヲ受ケ未ダ工事ニ着手セザルモノニ付テハ前項ノ補償ハ調査又ハ測量其ノ他工事準備ノ爲支出シタル通常ノ費用ノ限度ニ於テ之ヲ爲スベシ

第二十五條 日本發送電株式會社ノ爲シタル電力設備及其ノ附屬設備ノ建設又ハ變更ニ因リ著シク利益ヲ受クル電力設備ノ所有者ハ利益ヲ受クル限度ニ於テ當該建設又ハ變更ニ關スル工事ノ費用ノ一部ヲ負擔スベシ

第二十六條 第十四條第二項及第三項ノ規定ハ第二十四條ノ補償又ハ前條ノ負擔ニ付テ之ヲ準用ス

第二十七條 日本發送電株式會社ハ正當ノ事由アルニ非ザレバ其ノ送電設備ニ接續スル發電設備ニ依リ發生シタル電力ノ買入ヲ拒ムコトヲ得ズ

第二十八條 日本發送電株式會社ハ政府ノ發電及送電ノ管理ニ關スル經費ノ範圍内ニ於テ命令ノ定ムル所ニ依

リ電力料金收入中ヨリ相當ノ金額ヲ政府ニ納付スベシ

第五章 特 權

第二十九條 日本發送電株式會社ハ株金全額拂込前ト雖モ其ノ資本ヲ増加スルコトヲ得

第三十條 日本發送電株式會社ハ商法ニ規定スル制限ヲ超エテ社債ヲ募集スルコトヲ得社債ノ總額ハ拂込ミタル株金額ノ三倍ヲ超ユルコトヲ得ズ

第三十一條 日本發送電株式會社左ノ事項ニ付登記ヲ受クル場合ニ於テハ其ノ登録税ノ額ハ左ノ額トス但シ登録税法ニ依リ算出シタル登録税ノ額ガ左ノ額ヨリ少キトキハ其ノ額ニ依ル

一 設立及第四條又ハ第八條ニ規定スル出資ニ因ル資本ノ増加

二 拂込株金額又ハ増資拂込株金額ノ千分ノ一

三 第四條、第八條又ハ第十四條ニ規定スル出資又ハ買収ニ基ク不動産ニ關スル權利ノ取得

不動産ノ價格ノ千分ノ三

北海道、府縣及市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ日本發送電株式會社ニ對シ前項ニ規定スル不動産ニ關スル權利ノ取得ニ關シ地方税ヲ課スルコトヲ得ズ

第三十二條 日本發送電株式會社ニハ初營業年度及爾後十年間ヲ限リ所得税及營業收益税ヲ免除ス但シ所得税及營業收益税ノ地方税ノ賦課ニ付テハ之ヲ免除セザルモノト看做ス

前項但書ノ規定ニ依リ所得税又ハ營業收益税ガ免除セラレザルモノト看做サル場合ニ於ケル地方税ノ賦課ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十三條 日本發送電株式會社ノ每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ拂込ミタル株金額ニ對シ年百

分ノ四ノ割合ニ達セザルトキハ政府ハ初營業年度及爾後十年間ヲ限り之ニ達セシムベキ金額ヲ補給スベシ但
シ其ノ額ハ每營業年度ニ於テ拂込ミタリ株金額ニ對シ年百分ノ四ノ割合ヲ超過スルコトヲ得ズ
每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過スルトキハ其
ノ超過額ハ前項ノ規定ニ依ル補給金ノ償還ニ充ツベシ日本發送電株式會社ハ每營業年度ニ於ケル配當シ得ベ
キ利益金額(前項ノ規定ニ依ル償還金額ヲ含マズ)ガ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過スル
トキハ其ノ超過額ノ二分ノ一以上ヲ配當準備ノ爲別ニ積立ツベシ
前項ノ規定ニ依ル積立金ハ後營業年度ニ於ケル第一項ノ規定ニ依ル補給金ノ計算ニ付テハ之ヲ配當シ得ベキ
利益金ト看做ス

第六章 監督及義務

第三十四條 政府ハ日本發送電株式會社ノ業務ヲ監督ス

第三十五條 定款ノ變更、利益金ノ處分、社債ノ募集、合併及解散ノ決議ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレ
バ其ノ効力ヲ生ゼズ

第三十六條 日本發送電株式會社ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ電力設備若ハ其ノ附屬設備ヲ讓渡シ又
ハ當該設備ヲ所有權以外ノ權利ノ目的ト爲スコトヲ得ズ第二項ノ規定ニ依ル場合ヲ除キ電力設備又ハ其ノ附
屬設備ノ取得ニ付亦同ジ

第三十七條 主務大臣ハ日本發送電株式會社監理官ヲ置キ日本發送電株式會社ノ業務ヲ監視セシム

第三十八條 日本發送電株式會社監理官ハ何時ニテモ日本發送電株式會社ノ金庫、帳簿及諸般ノ文書物件ヲ檢
査スルコトヲ得

日本發送電株式會社監理官ハ必要ト認ムルトキハ何時ニテモ日本發送電株式會社ニ命ジ業務ニ關スル諸般ノ
計算及狀況ヲ報告セシムルコトヲ得

日本發送電株式會社監理官ハ株主總會共ノ他諸般ノ會議ニ出席シ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第三十九條 主務大臣ハ日本發送電株式會社ノ決議又ハ役員ノ行爲ガ法令、法令ニ基キテ爲ス處分若ハ定款ニ
違反シ又ハ公益ヲ害スト認ムルトキハ其ノ決議ヲ取消シ又ハ役員ヲ解任スルコトヲ得

第七章 罰 則

第四十條 日本發送電株式會社左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ總裁又ハ總裁ノ職務ヲ行ヒ若ハ代理スル副總裁
ヲ五千圓以下ノ過料ニ處ス副總裁又ハ理事ノ分掌業務ニ係ルトキハ副總裁又ハ理事ヲ過料ニ處スルコト亦同
ジ

一 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ許可又ハ認可ヲ受クベキ場合ニ於テ其ノ許可又ハ認可ヲ受ケザ
ルトキ

二 本法ニ基キテ爲ス命令ニ違反シタルトキ

第四十一條 日本發送電株式會社ノ總裁、副總裁又ハ理事第二十一條ノ規定ニ違反シ他ノ職務又ハ商業ニ從事
シタルトキハ千圓以下ノ過料ニ處ス

第四十二條 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前二條ノ過料ニ付之ヲ準用ス

第四十三條 出資ノ目的タル設備ノ所有者第六條ノ規定ニ違反シ主務大臣ノ認可ヲ受ケズシテ電力設備又ハ其
ノ附屬設備ノ現狀ヲ變更シタルトキハ千圓以下ノ罰金ニ處ス
出資ノ目的タル設備ノ所有者ハ其ノ代理人使用人共ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シテ前項ノ違反行爲ヲ爲シ

タルトキハ自己ノ指揮ニ出セルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ
第一項ノ罰則ハ當該所有者法人ナルトキハ取締役其ノ他法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

附 則

第四十四條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十五條 政府ハ設立委員ヲ命ジ日本發送電株式會社ノ設立ニ關スル一切ノ事務ヲ處理セシム

第四十六條 第五條第二項及第十一條ノ規定中日本發送電株式會社トアルハ會社設立ノ場合ニ於テハ設立委員トス

第四十七條 第十三條ニ規定スル訴ハ日校發送電株式會社ノ成立前ニ於テハ設立委員ヲ相手方トシテ之ヲ提起スルコトヲ得

第四十八條 設立委員ハ定款ヲ作成シ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ前項ノ認可アリタルトキハ設立委員ハ株式總數ヨリ金錢以外ノ財産ヲ目的トスル出資ニ對シテ割當ツベキ株式ヲ控除シタル殘餘ノ株式ニ付株主募集スベシ

第四十九條 株式申込證ニハ定款認可ノ年月日並ニ商法第二百二十六條第二項第二號、第四號及第五號ニ規定スル事項ヲ記載スベシ

第五十條 設立委員ハ株主ノ募集ヲ終リタルトキハ株式申込證ヲ主務大臣ニ提出シ其ノ検査ヲ受クベシ、設立委員ハ前項ノ検査ヲ受ケタル後遲滯ナク第一回ノ拂込ヲ爲サシムベシ

第五十一條 前條ノ拂込アリタル後設立委員ハ遲滯ナク創立總會ヲ招集スベシ

第五十二條 創立總會ノ決議ハ出席シタル株式引受人ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス

第五十三條 創立總會ニ於テハ第二十條ノ規定ニ準ジ理事候補者ノ選舉及監事ノ選任ヲ行フベシ

第五十四條 創立總會終結シタルトキハ設立委員ハ其ノ事務ヲ日本發送電株式會社總裁ニ引渡スベシ

電力管理ニ伴フ社債處理ニ關スル法律案

第一條 工場財團ニ屬スルモノハ日本發送電株式會社法第十二條及第十六條ノ規定ニ依リ日本發送電株式會社ノ成立又ハ増資ノ日ニ於テ同會社ニ移轉シタル後ト雖モ仍其ノ工場財團ニ屬スルモノトス

前項ノ場合ニ於ケル登記ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 日本發送電株式會社法第四條ノ規定ニ基キ工場財團ニ屬スル電力設備及其ノ附屬設備ヲ出資シタル者ハ第四條第一項ノ規定ニ依リ支拂義務ノ承繼アリタル場合ヲ除ク外日本發送電株式會社が抵當權實行ニ依リ受クルコトアルベキ損失ノ補償ニ充ツル爲勅令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ擔保ヲ供託スベシ

日本發送電株式會社ハ前項ノ供託物ノ上ニ質權ヲ有ス

第三條 前條第一項ノ出資者が出資設備ヲ擔保トスル社債ノ元金又ハ利息ノ支拂ヲ怠リタル場合ニ於テハ日本發送電株式會社ハ其ノ出資者ニ代リ當該社債ノ元金又ハ利息ノ支拂ヲ爲スコトヲ得

日本發送電株式會社前項ノ規定ニ依リ社債ノ元金又ハ利息ノ支拂ヲ爲シタルトキハ當該出資者ニ支拂フベキ株式配當金又ハ社債ノ償還金若ハ利息ヲ以テ其ノ元金又ハ利息ノ支拂額及避クコトヲ得ザリシ費用ノ償還ニ充當スルコトヲ得

第四條 政府ハ工場財團ニ屬スルモノノ全部又ハ大部分ノ出資其ノ他ノ事由ニ因リ第二條第一項ノ出資者ニ工

場財團ヲ擔保トスル社債ヲ負擔セシメ置クコトヲ適當ナラズト認メタルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ日本發送電株式會社ヲシテ當該社債ノ元利支拂義務ヲ承繼セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ社債ノ元利支拂ヲ承繼セシメントスルトキハ政府ハ當該社債ノ種類及名稱並ニ承繼ノ期日ヲ公告スベシ此ノ場合ニ於テハ政府ハ日本發送電株式會社及前項ノ出資者ニ其ノ旨ヲ通知スベシ

前項ノ承繼期日ガ日本發送電株式會社ノ成立又ハ増資ノ日ナルトキハ當該出資者ニ對シ日本發送電株式會社法第十一條第一項ノ規定ニ依リテ爲ス株式ノ割當ハ出資ノ價格ヨリ社債ノ承繼價格ヲ控除シタル金額ニ依ル

第五條 政府ハ前條第一項ノ場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ日本發送電株式會社ヲシテ第二條第一項ノ工場財團ニ屬スル殘存電力設備及其ノ附屬設備ヲ買收セシムルコトヲ得

日本發送電株式會社法第十四條第二項乃至第四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ於ケル買收價格其ノ他ノ買收條件ニ付之ヲ準用ス

第一條及日本發送電株式會社法第三十一條ノ規定ハ第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六條 日本發送電株式會社ハ勅令ノ定ムルモノヲ除クノ外前條及日本發送電株式會社法第四條ノ規定ニ基キ移轉セラレタル電力設備及其ノ附屬設備ヲ擔保トスル社債ニ關シ原契約上課セラレタル負擔及制限ヲ承繼ス

第七條 日本發送電株式會社法第四條ノ規定ニ基キ電力設備及其ノ附屬設備ヲ出資シタル者ハ其ノ社債ニ關スル契約ニ拘ラズ電力管理法日本發送電株式會社法又ハ本法ニ依ル資産ニ關シテノ變動ヲ理由トシテ其ノ社債ノ元利支拂ニ付期限ノ利益ヲ失フコトナシ

前項ノ規定ハ日本發送電株式會社ガ第四條第一項ノ規定ニ依リ支拂義務ヲ承繼シタル場合ニ同會社ニ付之ヲ準用ス

第八條 第四條第一項ノ規定ニ依リ支拂義務ノ承繼アリタル場合ヲ除キ政府ハ第六條ノ社債ノ元利支拂ニ付日本發送電株式會社ヲシテ保證ヲ爲サシムルコトヲ得

政府ハ第四條第一項ノ規定ニ依リ日本發送電株式會社ガ支拂義務ヲ承繼シタル社債ノ元利支拂ニ付保證ヲ爲スコトヲ得前項ノ保證債務ニ付亦同ジ

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

電氣事業法中左ノ通改正ス

第二十三條 第二項中「業務並ニ」ノ下ニ「利益金ノ處分、減價銷却其ノ他」ヲ「改善」ノ下ニ「供給ノ擴充」ヲ加フ

第二十四條 第一項中「電氣ノ流用」ノ下ニ「若ハ託送」ヲ加フ

第二十六條ノ二 主務大臣ハ公益上必要アリト認ムル場合ニ於テハ電氣ノ普及料金ノ均衡其ノ他供給業務ノ改善ヲ圖ル爲第一條第一號又ハ第三號ノ電氣事業者ニ對シ電氣事業ノ全部又ハ一部ノ讓渡ヲ命ズルコトヲ得

第二十九條第四項及第五項ノ規定ハ前項ノ勅令ニ依ル讓渡ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第二十七條第四號ヲ第五號トシ第三號ヲ第四號トシ同條第二號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

三 電氣設備ガ日本發送電株式會社法第四條ニ規定スル出資ニ因リ日本發送電株式會社ノ所有ニ歸シタル

第三十二條第一項中「第二十四條第一項」ノ下ニ「第二十六條ノ二」ヲ加フ

第十節 永井案と輿論

永井遞信大臣が電力案を取上げて以來の世評は、頼母木遞信大臣時代よりも寧ろ酷烈なるものがあつた。その賛成或ひは反對の理論的根據は、頼母木遞信大臣時代と大同小異であつたが、眞剣さと深刻さとに於いては當時を凌ぐものがあつた。併しながら業界、財界並びにこれに追隨する少數の言論機關を除いては、大體に於いて、革新政策の實現を待望する空氣が瀰漫してゐた結果、賛成論を述べるものが多かつた。中には徹底革新論を説いて、永井案は退歩せりといふものさへあつた。即ち反對の緩和には効少なく、革新強化陣營からは物足らずとされた傾もあつたが、一口に云へば、政府案は業界、財界並びに之に追隨する少數言論機關の反對は受けたが、大衆の支持を受けたのであつた。

永井案に對する反對運動の最も特徴的な點は、頼母木案時代の陽性なるに反して陰性なる點にあつた。電氣協會、電力聯盟及び各種經濟團體の反對運動は、頼母木案時代には二・二六事件の昂奮が稍々さめかけて來た時でもあり、政黨が多少反撥力を得て來た時でもあつたので、可なり露骨であり且つ陽氣な傾向があつた。然るに永井案に對する場合は、支那事變の影響から潛行的になつて來たのである。前回には、數回に互つて數萬の反對論の小冊子を撒布した電氣協會も、今回は言論戰、宣傳戰共に表立たず、内部的統一と經濟團體連繫に専心した傾きがあつた。

臨時電力調査會の傾向が全く明瞭となつた昭和十二年十一月十六日、社團法人電氣協會理事會は、左の如き反

對決議を行つた。

今や舉國一致、カヲ戰時經濟ノ確立ニ注ギ時局に善處スベキノ際苟クモ事業ノ根本ニ變革ヲ加ヘムトスルガ如キハ到底賛成シ難キトコロナリ

臨時電力調査會委員諸君ハ慎重ニ此點ヲ考慮セラレムコトヲ希望ス

昭和十二年十一月十六日

翌年一月には、大阪商工會議所が、これに應ずるが如く左の如き決議を爲して政府に原案撤回を要望した。この時は既に閣議が電力案の議會提出を決定して居たのである。

電力國家管理ニ關スル決議

政府ガ今議會ニ提出セラレントスル電力國家管理案ハ極メテ不徹底ニシテ國內電氣事業ニ對スル合理的統制ノ目的ヲ達セザルノミナラズ、却ツテ企業ノ形態ヲ紊シ内地外地ニ於ケル生産力擴充ノ基礎タル電力ノ開發ヲ滯シメ延イテハ我國産業ノ發展ト國防ノ充實ヲ阻害スル惧アリ、今や我國ハ重大ナル時局ニ直面シ官民一致協力シテ戰時經濟ノ強化ニ邁進スベキ際財界ニ動搖ヲ來シ、官民相剋ノ端ヲ誘發スル本案ノ如キハ須ク之ヲ撤回セラレントヲ要望ス

大阪商工會議所

かゝる反對運動にも拘はらず、議會劈頭提案と決しては、運動の焦點は當然議會對策に置かれざるを得ない。池尾會長以下電氣協會總動員で貴衆兩院議員に働きかけた成果は、果然兩院に於ける未曾有の痛烈なる質問戦となり、遂に會期延長をさへ見るに至つたのである。

第一章 衆議院の審議經過

第一節 近衛總理大臣の信念

前後三年間朝野論議の中心となつた電力國家管理案は、昭和十三年一月二十五日衆議院に上程された。時恰も支那事變進行の途上にあり、電力案は當業者は勿論財界の執拗なる反對と、これに纏はる各政黨、各會派の動向は全く混沌として豫測を許さず、審議に入らざるに早くも幾多の波瀾を惹き起す形勢が見えた。かゝる情勢裡に、電力案が上程される二日前、即ち一月二十三日の衆議院本會議に於いて、近衛總理大臣の施政方針に關する質疑の際、第一議員俱樂部小池四郎氏の質問に對する總理大臣の答辯は、政府の電力案取扱方針を示唆するものとして多大の注意を集めた。

この日小池氏は、内閣參議郷勇爵が「電力案が實現すれば、他の産業に重大なる影響を及ぼす、若し自分の意見を問はれば、自分は反對意見を述べるであらう」と言明してゐるが、政府は言論の自由を彈壓したるが如く財界の營利主義に對し統制を加へる意思はないか、革新政策斷行のためには摩擦は避け難いと考へてゐる政府が、片々たる反對論に屈し、一部の修正を爲すが如きことあれば、近衛内閣の國民に對する信用を失墜するであらう、と近衛總理大臣の肚を打診したが、その際近衛大臣は次の如く答辯して、信念を明にしたのであつた。

申す迄もなく今日は戦争の目的達成のために全力を盡すべきであります。この戦争目的といふ國家的必要の前には、あらゆるものを犠牲としなければならぬのであります。個人の營利心の如きも或る程度までこれを犠牲とすることは已むを得ない。またそのためには相當の摩擦を覺悟しても革新的の政策を行はねば

ならぬといふ、たゞ今のお説には全く御同感であります。(拍手) 組閣當時摩擦相剋を解消すると申しましたが、これは不必要の摩擦の解消といふ意味でありまして、凡そ或る政策を実現するためには、そこに多少の摩擦があることは當然である。この政策を実現するために當然生ずることあるべき摩擦は決してこれを回避するものではございません。(拍手) 只今電力問題についてお話がございましたが、この電力問題は國家の有する産業の基礎をなすものであつて、これを國防の上から見ましても極めて緊要なことであります。政府は熱心にこの議會の御協賛を望んでゐるのでありまして、必ず諸君の御協賛を得らるゝこと、確信致して居ります。内閣參議の中に電力問題について反對の人があるといふ御話でありましたが、これはあつても差支ございません。内閣の參議は支那問題に關して内閣の籌畫に參ずるものであります。支那問題に關して内閣と意見を異にする場合は問題ではありませうが、外の問題に付いては差支ないのであります。

即ち近衛總理大臣は、組閣當初の相剋摩擦解消の方針に一部變更を加へ、而も内閣參議たるばかりでなく財界の重鎮たる郷男爵の反對意見を、問題ではないと軽く一蹴したわけで、この答辯は、議會に於ける電力案の運命を卜するものとして當時頗る興味を持たれたものであつた。

第二節 議案委員附託となる

一月二十五日午後一時二十一分開會された衆議院本會議に於いて、電力管理法案外三法律案は一括して繰上げ上程され、永井遞信大臣は左の如く提案の理由を説明した。

たゞ今上程せられました電力國家管理に關する四法案につき、一括してその提案の趣旨を説明したいと存じます。

電氣は光熱用として今日の國民生活に不可缺であるのみならず、各種産業に對する動力として、且つ國防上、産業上最近益々その重要性を發揮しつゝある新興化學工業の原料的要素として重大なる職能を有し、殊に農山漁村に對してはその供給を一層豊富且つ容易ならしむることに依りて、生産を増大し、副業を助長し、勞力の缺乏を補ひ、以つて銃後の生産安定に貢獻せんとする重大使命を有するのであります。電力事業はかくの如き廣汎なる公共性と、その供給に關しては特有の獨占性を有するのであります。電力資源の開発並びにその供給に關することは單に營利的若くは私經濟的觀點よりの決定に委ねべきではなく、國防上、國民經濟上、且つ國民生活上の諸要求に應じ得るやう國家的、公共的見地に立ちて適切な計畫を樹立することが、即ち電力國策の眞精神でなくてはならぬと信じます(拍手) 然るに現時の我が國に於いては、電力事業が多數の營利會社の分立經營に委ねられ、加ふるに各社間の利害關係が相錯綜し、その間に連絡統一を缺くこと少からざる結果、事業の經營に於いて國家的、公共的的使命の達成に遺憾の點が頗る多いのであります。茲に於いて電氣事業はこれを國家の管理の下に置き、單一意志に依る計畫的綜合的運營を爲し、平戰兩時に備ふることが必要であり、而もかくすることにより電氣事業の特質としても最も經濟的の効果を擧げ得るのであります(拍手) 即ちかくの如くにして初めて水力資源の徹底的合理的開發、石炭、石油等燃料資源の節約、非常時に於ける敏速確實なる動力動員、都市農村を通ずる電氣料金の衡平等を可能ならしめ、以つて電氣事業の國家的、公共的使命を達成することが出来るのであります。

而してこれが實行方法と致しましては、國家財政に及ぼす影響乃至國家管理實施後に於ける事業の成果、既存電力會社への影響等、種々の點について慎重なる考慮を拂ひましたる結果、國家が管理する電力の範圍を發電及び送電に限り、これがため必要な主要新規水力發電設備、主要火力發電設備並びに主要送電設備は新に

日本發送電株式會社を設立し、同會社をしてこれを所有、施設せしむることゝしたのであります。既存の水力發電設備は原則として現状の儘とするのでありますが、その發生電力は國家の管理する送電設備を通じて買受けしむるのであります。

特殊會社に出資せしむる既存の電力設備の財産評價につきましては、まづ當事者間の協議に委ね、協議が成立すれば政府はその結果を認可し、若し協議が不成立の場合には政府に於いてこれを裁定致します。裁定に異議ある者に對しては、通常裁判所に出訴することを認めただけであります。而して認可または裁定を爲すに當りましては、朝野各方面から選任された評價委員の議を経ることを要件と致したのであります。右出資につきましては、これを擔保とする社債の處理を如何にするやの問題がありますが、勿論債權者の權益を害せざること第一義とし、既存の電力設備が本特殊會社に出資せられた後と雖も、依然として従來の工場財團に屬せしめ、特に外債關係については國際信用の保持に十分の配慮を致しまして、本特殊會社に於いて出資設備を擔保とする社債の保證を爲し、若し元利支拂を怠りたる場合には出資者に代りてこれを支拂ひ、更に政府自らもこの種社債の元利支拂を保證せんとするのであります。次に管理の方法と致しましては特殊會社の施設すべき電力設備の建設、または變更に關する計畫、電力料金、その他國策に關する重要事項は朝野の智識、經驗者を集めた電力審議會に諮問の上、政府がこれを決定命令し、會社がこれを受けて設備の建設、日常の業務等一切の運営を擔當致すのでありまして、電力管理の精神に反せざる限り、民間の總意を十分に發揮せしむる仕組としたのであります。

日本發送電株式會社は民間の資本と能力とを有効に活用し、國家管理の下、その業務を遂行すべき重要使命を有するのでありますから、一面資金調達に關する便益、配當の保證、租税の減免、その他事業の遂行上必要

なる種々の特權を與ふると同時に、他面類似の特殊會社と略々同様の監督を受けしむることゝしたのであります。

配電事業については國家管理の効果を透徹せしむるために、現状に十分吟味を加へ、區域の整理統合をはかつて、經營の不均衡を是正し或ひは業態の改善、料金の均衡低廉化、電氣の普及化を促進するために、現行電氣事業法の上に必要なる改正を加へたのであります。

右は電力管理法外三法の大綱であります。平戦兩時に於ける國家の要求に應ずるの目的を以つて立案したのでありまして、國民經濟の一大飛躍に備へんことを期するものであります。何卒御審議の上速に御協賛あらんことを切望する次第であります。

本案に對する質疑の第一陣を承つて民政黨の堀内良平氏起ち、官業の不振、資金調達困難、電力料金低廉化困難等について論難を試み、次いで清瀬規矩雄、小柳牧衛、高見之通、高岡大輔、富吉榮二、小山亮、青木作雄の諸氏が、各派を代表して質疑を行ひ、劈頭から前後五時間に互る論戰を見た。これらの質疑の内容は廣汎多岐に涉つてゐるが、これを壓縮綜合すると、大體に於いて左の諸點に歸するものであつた。今これを質疑應答の形式で摘記して見れば次の如くである。

(一) 問 日滿兩國は一體のブロック經濟體制であるべきに拘はらず、本邦に於いて電力を國家管理とし、滿洲國に於いてその開發を滿洲重工業の獨占に委するが如きは矛盾するところなきや。

答 滿洲に於ける産業は未開發のものであるから民間資本の活躍に俟つべきもの多く、また電力事業はその特殊性よりして滿洲産業の開發と同一方針に據るわけにはいかぬものがある。

(二) 問 本案は名は國家管理にして民有民營なるも、その實際の運用に至りては全然官營である。官營事業は鐵

道、日本製鐵、煙草、電話等の如く凡て非能率的なものばかりであるが、電力事業をかくの如き非能率經營に任せるは不可である。

答 國家が決定するのは國策の根本方針のみで、この大綱に基いて民間會社の創意を發揮して經營する仕組である。即ち官民協力に依るものであり、特に發送電部門について官營の非能率の惧はない。

(三) 問 將來の電力開發計畫には相當巨額の資金を必要とするが、これを調達するは困難で、隨つてその結果日本發送電會社の業務運營も困難となるべく、配當減をせねば會社が成立たなくなるのではないか。

答 政府は新會社に對して國策會社として特に金融上の便宜を圖る。開發資金の調達については、現在の民營の儘でも要るべき金は要るのであつて、特殊會社なる故特に多額の資金を必要とするといふわけではない。又特殊會社の業績は相當良好の見込で、配當減等の心配はない。

(四) 問 發送電會社が業務を開始する迄には相當の期間を要し、その間民間會社の新規開發は望まれないから、過渡的に電力飢饉を招來する惧はないか。

答 現在工事中の發電所が相當あり、また送電聯絡を充實するから電力飢饉の惧はない。

(五) 問 外貨債の擔保となつてゐる設備を出資するについては外債權者に不安を與へ、日本の國際信用を失墜し、外貨の輸入が困難となる惧はないか。

答 擔保設備の出資に當つては、出資後と雖も工場財團に屬せしめて擔保性を繼續し、また出資會社が債務を履行しない場合は日本發送電株式會社が代つてこれを履行し、日本發送電株式會社が履行しない場合は政府がこれを保證して、決して外債權者の權益を害することはない。

(六) 問 支那事變に於いて我が國は眞に舉國一致の體制を整備すべき秋である。然るに財界舉つて反對する電力

國家管理案を議會に提出することは殊更に摩擦相剋を助長し、舉國一致の趣旨に反すると思ふが如何。

答 電力國家管理は戰爭目的達成のため事變下に於いて特に必要なるものである。そのためには多少の摩擦も亦已むを得ない。

(七) 問 電力國家管理案と國防充實とは直接關係ありや、電力案不成立なれば國防に支障を來すのであるか。

答 本案が通過せざれば國防上支障あり。但し電力供給と軍備充實との具體的關係を述べることは軍の機密に屬する故差控へたい。

(八) 問 電氣事業は發送配電の一貫作業を本質とするものである。故に現行電氣事業法を改正強化して、この一貫作業の現狀に於いて電力統制を行つては如何。

答 現存の分立經營を綜合的單一經營にするのが本案の目的であるから、現行法の改正のみにては不可である。また一貫作業も必要ではあるが、これは發送配電の縦の一貫作業と共に各會社間に於ける横の連絡も必要で、それは綜合的に經營することを條件とする。

(九) 問 民有の電力設備を強制的に出資せしめ、これに日本發送電株式會社の株式、または社債を交付することは、憲法上保證せられたる臣民の所有權を侵害するもので、國民思想に悪影響を與へるものと思ふが如何。

答 臣民の所有權は公益のためには制限するも亦已むを得ないところで、憲法第二十七條にも第二項にその旨規定があり、本案は憲法に違反して所有權を侵害するものではない。

(十) 問 電力を國家管理としても、その仕組、將來の物價高、高建設費の趨勢から推して政府の言明する如く豊富低廉なる電力を得られるものとは考へられないが如何。

答 高物價、高建設費に依る電氣料金の値上りは民營の儘でも免れることは出来ない。併し國家管理とすれ

ば総合的單一經營に依り經營を合理化するが故に、民營に比し料金値上りを抑制すると共に、大規模なる電力開發に依りて豊富にして且つ低廉なる電力を供給し得る。

(中) 問 單に豊富にして低廉なる電力を得るのみの目的であれば、現行電氣事業法の改正に依りても可能なるに、特に本案を提出したる理由那邊にありや。或ひは豊富低廉なる電力の供給以外に別個の思想的背景に由るものではないか。

答 營利採算を基とする現在の電氣事業組織を公益的、國家的經營組織に改めんとするのであるから事業法の改正のみでは不可である。これに依り豊富低廉なる電力を供給して産業振興に資し、國防の充實に寄與し、銃後國民生活の安定に貢献することが目的で、それ以外に思想的背景はない。

(出) 問 管理の範圍を發送電のみに限定したことは不徹底で、將來配電にまでこれを擴張する必要が起ることはないか。そのために殘存配電會社に却つて不安を興へることがあると思ふ。政府の所見如何。

答 送電線を國家管理とすることに依つて電力管理の目的を達し得る。随つて配電會社に不安を興へることはない。

(イ) 問 水力開發に當つては水利、風致、魚族、舟筏、流木等諸般の問題と利害錯綜せるところが多いが、政府はこれを冒して水力開發を斷行する自信ありや。

答 充分調和を圖つて行く方針である。

(ロ) 問 電力管理の結果料金はどれだけ低下し得るか、電燈料は具體的に幾何になるのであるか。また現在の配電、特に農村配電には可成り不正のものがあるが、これらは如何にして取締るや。

答 料金低下の具體的數字は委員會にて説明する。配電會社の監督には適正を期する考である。

(ハ) 問 農村電化については政府は如何なる抱負を有するや。その具體策如何。

答 農村電化は刻下の情勢に鑑み極めて緊要である。關係各省と協力してこれが實現を期したい。

(ニ) 問 出資設備に對する評價を適正にするにあらざれば、會社資産の水膨れを來して業務運營に支障を生ずるが、これが評價の方針如何。

答 評價は勅令に基準を定め、また評價審査委員會を設けて充分適正を圖る。

本日の質問に於いて特に注目されたのは、富吉榮次氏が、將來戦は國力戦である、長期戦に入つた日本が執るべき途は區々たる反對論を押し切つても革新政策を斷行することである、自分は電力國家管理案は近衛内閣の庶政一新政策の先驅たるべきものだと思つてゐるが、政府は内閣の運命を賭してもこの案の通過を希望するや、その自信と肚ありや、後退の意思なきや否やを承りたい、と質問したのに對し永井遞信大臣並びに杉山陸軍大臣が左の如く答辯し、その所信を明らかにしたことであつた。

(永井遞信大臣) 富吉君の御質問にお答へ申し上げます。第一に今回の電力管理法は既設水力發電設備を買收しないことになつて居るが、それで電力管理の目的を全うし得るかといふ意味の御訊ねがあつたやうに存じます。政府と致しましては先程から申上げましたやうに、電力國家管理の實現は、今日の國家内外の情勢に鑑みまして、その急を要するものがあると思はるのでございますが、既設水力發電設備をも買收することに致しますると、現に存在して居ります數百の既存水力電氣會社の財産評價をしなければならぬのであります。その數百に及ぶ既存水力電氣會社の財産評價を致しますがためには、數年の年月日を要しますのみでなく、假令既設水力發電設備の買收を致しませぬでも、送電線を買收して送電線に依つて電力の統制を行いますれば、電力國家管理の目的を達し得ると存じまするので、本法案の如き方針を決定致したのでございます。

第二に政府の本法案に對する態度を御訊ねになりましたが、私は本案が電力管理案としては、現時の國情に即した最善の案であるといふことを確信致して居るのでありまして、諸君の御同意を得るためにこの議場に提出致しました。本案より斷じて後退する意思を持つて居ないといふことを言明致すのでございます(拍手)
(杉山陸軍大臣) 産業の擴充が國防上極めて重要でありますことは申す迄もなく、既に屢々逓信大臣より説明された通りであります。

またこの産業擴充のために電力の問題が極めて重要な關係を持つて居りまする事柄も、申す迄もない點であります。これらの關係より殊にこの事變に直面を致して居りまする軍と致しましては、なるべく速に電力の管理が實現されまして、愈々産業の擴充を期し得るやうに進みたいことを熱心に希望致して居るのであります。たゞ今富吉君から色々この案の内容について意見を伺ひましたが、本案は政治經濟その他諸般の情勢を較量して考へました外に、軍と致しましてはたゞ今申しました如く、最も速に電力を管理するにあらざれば、軍需の擴充が十分に出來ぬといふ點に於きまして、これに賛成をして居る次第であります。

かくて電力管理法外三法律案は、議長指命の三十六名の委員に附託された。委員會の構成左の如し。

委員長 依 孫一
理事 三好榮次郎 小柳牧衛 牧野賤男 田中好
窪井義道 富吉榮二
委員 平川松太郎 加藤鯛一 松村謙三 紫安新九郎
松尾四郎 小山倉之助 堀内良平 齋藤直橋
岡田喜久治 大島寅吉 岡野龍一 川島正次郎

田邊七六 南條徳男 中田儀直 武田徳三郎
土倉宗明 大野伴陸 大本貞太郎 増永元也
綾部健太郎 清瀬規矩雄 佐藤啓 青木精一
長谷長次 麻生久 三宅正一 小山亮
青木作雄

第三節 衆議院委員會審議經過

第一回委員會(一月二十六日)

數委員から資料の要求があり、永井逓信大臣は左の如く法案の説明を爲した。

(永井逓信大臣説明) 電力の國家管理に關する四法案につきましては、本會議に於いて提案の理由を説明しましたが、なほこの機會に於きまして、いさ少しく説明を補足したいと存じます。

電力の供給が豊富且つ低廉であるためには、全國的な送電網の完成に依つて全國各種の需用を綜合し、一方水力電氣を大規模に開發し、これに火力發電を合理的に併用致しまして、先づ建設費を低下し、且つ設備に利用上の遊びなからしむることが肝要であると思ひます。然るに電氣事業が分立する多數の事業者に依つて營まれてゐる現状では、水力電氣の開發も比較的狭い自己を單位とした消化力と、採算の埒内で行はれず、國家的な大規模開發の如きは望み得ないのであります。また營利會社としては、各社の利害の一致も困難でありますから、送電線の連絡も十分に行はれませぬ。これらの諸原因が集合して、結局本來圓滿無碍に流通すべき電氣の本質を歪曲するのであります。こゝに於いて少くとも電氣事業に關する限りは、國家

的な單一意思に依る計畫的運営を爲し、我が國唯一ともいふべき天與の資源である水力の徹底的開發を爲し、火力發電の合理的運轉と相俟つて、その經濟化を圖ると共に、石炭、石油等の、有限にして貴重なる燃料資源の節約を圖り、送電線の完成に依つて戦時非常の際に於ける動力の動員に備へ、且つ電力料金を衡平低廉なるものとし、更にこれに政策的考慮も加味致しまして、重要工業の伸展と併行して農村の振興を圖り、都市と地方との相剋氣分の解消に資すると共に、貿易收支の改善、國防の充實を達成せねばならぬと考へるのでございます。而してこれを具體化するに當りましては、電氣事業の經營上に於ける特殊性並びに既存電力會社への影響を考慮すると共に、廣く財政經濟一般、進んでは國際關係についても、その影響につき深甚の考慮を拂ひまして、最少の犠牲に於いて、而も最大の程度に電氣事業の重要使命を發揮せしむる趣旨の下に、本法案の立案に當つたのでございます。

電力管理法案は、發電、送電は昨日申上げました如く、原則として政府の管理に屬するものであること、及びその方法を宣明する基本法であります。而して管理範圍に屬する發電及び送電中、主要新規水力設備、主要火力發電設備及び主要送電設備に依る發電及び送電は、新に設立する日本發送電株式會社をして行はしむるものでございます。

既存の水力發電設備を原則としてこの範圍から除外致しましたのは、時局に鑑み管理の實現を迅速ならしむる必要上、水力發電設備の評価等の手續を要せずして、而も送電設備を通じて發生電力を全部的に買入ることに依つて、綜系統制の目的を達し得ると認められたからでございます。

而してこれに依り既存水力發電所の電力は適當なる値段で全部買上げられ、在來の卸賣業者は電力の不消化に悩むとか、或ひは小賣業者から料金を叩かれるといふやうな心配がなくなり、事業の基礎は寧ろ現在以

上に堅實化するものと考へるのであります。また配電業者は、電力の國家管理に依つて低廉なる電力を買ふことが出来るのでありますから、その事業を立派に維持發展させることが出来るのはいふまでもありません。政府は日本發送電株式會社の電力設備の建設並びに變更の計畫、電力料金、その他の電力の受給に關する重要事項を決定するのでありますが、これらの決定につきましては、朝野の知識經驗者を集めて構成される電力審議會に諮問することとし、官民孰れもの専恣に陥ることなく、各々の長所を十分に發揮し得る如き仕組と致したのでございます。

次は日本發送電株式會社法案のことでございます。

既存設備中電力の國家管理に必要なものは、日本發送電株式會社に出資せしむること、致しました。而して出資財産の評価につきましては、昨日本會議に於いても申述べました通り、出來得る限り當事者の意向を尊重することとして、まづ協議の方法に依らしむることに致しました。而して協議が成立した時は政府が認可し、不成立の場合には政府がこれを裁定するのでありますが、その認可または裁定は朝野各方面から選ばれた評價委員會議の議を経ることを要件とし、裁定に不服ある時は通常裁判所に出訴を認むること、致しまして、諸事その公正を期することしたのであります。

なほ出資財産に對しては本會社の株を交付するのでありますが、現金の交付を希望する者に對しては、その株式を額面で以つて本會社に買入を求むることも出來ますので、理論上も經濟上も、公用徴收の場合と異なる所はないのでございます。

なほ本會社は民間資本を有効に活用し、國策の線に沿ふて設備の建設及び日常業務の適正且つ敏活なる遂行を爲さねばならぬ使命を有し、國家の代行機關ともいふべき國策會社でありますから、資金の調達に關し

各種の便益を圖ると共に、配當の保證、租税の減免、その他事業の圓滿なる遂行上必要なる種々の特權を賦與し、また會社の役員中總裁及び副總裁については、本會社の有する特別な使命に鑑みまして、特に勅裁を仰いで政府が任命し、理事は株主總會に於いて二倍の候補者を選擧し、その中より政府に於いて選任する等、會社の幹部には、一般の例と異り單に株主中よりと限定せず、廣く練達堪能の士を充て得るやう留意し、定款の設定變更、社債の募集、利益金の處分等の重要事項は、この種會社の例に倣つて政府の認可を受けしむること、致しました。

次は社債の處理に關する法案であります。電力の管理に伴ふて、現に工場財團に屬してゐる電力設備が本會社に出資され、分離されることとなる結果、これを擔保とする社債の處理につき考慮する必要が生じたのであります。その方法としましては、何よりも債權者の權益を害せざることを第一義とし、特に外債關係については國際信用の保持につき十分の配慮を爲し、萬一將來の融資を受くる場合にも支障がないやうに致したのであります。

即ち電力設備が本會社に出資せられたる後と雖も、依然として工場財團に屬するものと致しまして、出資者が出資設備を擔保とする社債の元利拂を怠りたる場合には、本會社が代つてその支拂を爲し、更に政府自らも必要ある場合には社債の元利支拂を保證せんとするのであります。

隨つて社債の處理が債權者に何等の損害は勿論、不安をも與ふるものでなく、外債關係に於いてもそのため國際信用が損はれるといふが如き心配は絕對にあり得ないことと確信するのであります。この法案の關する最後に電氣事業法中改正法律案であります。配電事業は直接國家管理の對象と致しませぬが、電力管理の効果を徹底し、その目的の首尾一貫を圖ることが肝要でありますので、配電區域の整理統合を圖るため、

事業譲渡の命令に關する規定、電力普及を圖るための託送命令に關する規定、管理に因る料金低下の利益が消費者にも透徹するやう利益金の處分、銷却並びに供給の擴充に關する監督規定等を加へることが必要と考へまして、一部電氣事業法を改正したのでございます。

要するに今回の電力國策は、官民合體して各々その長所を生かし、電力經濟の理想とする豊富、低廉、確實なる電力の供給を確保し國民生活、國防、産業の上々に於ける電氣事業の重大使命を遺憾なく發揮せしめんことを期するのであります。斯業の本質及びその現狀に照し、且つは現下の時局と來るべき戦後の經營にも備ふるためのでございます。何卒政府の意のある所を諒とせられまして、御審議の上、一日も速に可決せられんことを切望致す次第でございます。

依委員長以下各委員は今後の審議方針に關し協議したが、結局三十一日から審議を開始することに決して散會した。

第二回委員會（一月三十一日）

川島正次郎氏が、電力案に關する近衛總理大臣、杉山陸軍大臣の答辯は電力案を政治問題として取扱ふものであるとの反響的質問を爲したに對し、永井遞信大臣は國防上必要な所以はいづれ詳にすると言明した。更に松尾四郎氏が國家管理に依る電力料金低下問題に關し質問したるに對し永井遞信大臣は、國家管理實施第一年（昭和十四年）には總販賣電力の原價は平均一キロ時一錢五厘程度となり、十年後には特殊料金をも含めて平均一キロ時一錢二厘見當、常時の料金は負荷率六〇%の場合に於いて第一年は一キロ時平均一錢六、七厘程度、十年後には一キロ時一錢三、四厘程度となり、現在と比較して初年度約一割、十年後には三割弱の料金低下が明であると、料金低下の基礎的數字について説明した。

同日逓信當局は、民間の出資財産は六億七千萬圓見當になるとの計數を發表した。

第三回委員會（二月一日）

土倉宗明氏の五大電力會社の共同計算案を尊重すべきであるとの反對的質問に對し、永井逓信大臣これを反駁し、更に業者の意向を尊重せぬといふ一部委員の意見に對しては、大和田電氣局長から、臨時電力調査會に於いて十分業者の意向を聴き、統制の趣旨は織込んだ積りであると答辯した。

第四回委員會（二月二日）

かねて右腕の疾患に悩んでゐた永井逓信大臣は、右腕を三角巾で吊つた痛々しい姿で登院した。

日本發送電株式會社の收支概算書並びに勅令事項の内容に關する資料が政府から提出され、論戰は漸く高潮に達した。増永元也氏の富山縣營電氣の料金の實例を擧げた料金の不均衡に關する質問に對し大和田電氣局長は、地方的に料金を決定し産業別に均衡を圖る方針で、現在より料金を引上げるやうなことはない、政策料金主義で應酬した。

第五回委員會（二月三日）

新設國策會社たる日本發送電株式會社の形態並びに機構が凡ゆる角度から解剖された。

第六回委員會（二月四日）

齋藤直橋氏の日本發送電株式會社の事業開始に至るまでの中間期に於ける電力需給關係の質問に對し、逓信省森技術課長より十三年、十四年の兩年度を通じて百二十萬キロの供給量が確保される旨の詳細な答辯があり、信濃川發電所の出資問題について中島鐵道大臣より同發電所の竣工を待つて決定する旨の答辯があつた。また大和田電氣局長から農村電化の具體的計畫につき説明があつた。

第七回委員會（二月七日）

電力國家管理案は國家社會主義思想から出發してゐるのではないかといふ所謂イデオロギイ論が行はれ、特殊料金の設定問題について論議された。なほこの日委員會に日本發送電株式會社の事業目論見書が發表された。

第八回委員會（二月八日）

窪井義道氏の管理とは何ぞやとの質問に對し、永井逓信大臣は國家の特別支配であると説明したが、委員側は容易に納得しなかつた。大和田電氣局長は會社の形態に關し、今回の案は精神は頼母木案と變りはないが、具體的には異り、謂はゞ官民抱合の共同經營であると説明した。外債問題については、賀屋大藏大臣は、現金償還の請求は起るまい、日本は未だ曾つて外債の支拂に不信行爲を爲したことはない、その見解を表明した。然るに委員側が最も重要視してゐる外債問題の論議に際して、賀屋大藏大臣は出席僅か三十分にして退席し、豫算分科會に出席したため電力委員會はこの日かなり紛糾した。

第九回委員會（二月十日）

この日も賀屋大藏大臣は、外債の繰上償還要求は絶対にないことを確信する旨答辯した。なほ逓信當局は、十年後の増加電力は四百萬キロの豫想である旨を發表した。

第十回委員會（二月十二日）

外債問題、強制出資問題が論議の中心となり、賀屋大藏大臣並びに永井逓信大臣が質問の矢面に立つたが、財界各團體の全面的反對運動に關しては、賀屋大藏大臣は國家管理の趣旨精神が明になるにつれて財界の反對は緩和するであらうとの見解を披瀝した。

第十一回委員會（二月十四日）

小山倉之助氏はコエルの著書と奥村喜和男調査官との思想的關聯や、河上丈太郎氏の著書を引用して、電力案は社會主義思想に成るものであると斷じ、引合に出された末次内務大臣は、電力案はかゝるイデオロギイ問題には關係なく、全く公益上の必要に據るものであると一蹴した。

第十二回委員會（二月十五日）

堀内良平、松尾四郎、増永元也の三氏は、昭和十四年トシ當り十四圓、十一年目トシ當り十一圓の炭價の見積に論及し、事業目論見書は配當年六分の收支計算から炭價を逆算したものではないか、この算定は現在二十圓するものとの間に六圓の開きがあると突込み、政府との間にその根據につき應酬した。

第十三回委員會（二月十六日）

主として未着手の水利權問題が論議の中心となり、政府は無償で回收する旨を明言した。

なほ今日迄の論戰に依つて議論の焦點といふものが大體明になつたので、政友會、民政黨は黨出身委員がそれぞれ黨機關に中間報告を行つたが、原案修正の空氣が濃厚になつて來た。

第十四回委員會（二月十七日）

料金低下問題と均一論が主として交されたが、既に質問は一巡してゐるので、論戰は漸く不活潑になつて來た。

第十五回委員會（二月十八日）

強制出資問題、富山電氣爭議問題並びに國防との關係の問題が主として論議された。

第十六回委員會（二月十九日）

三宅正一氏が尾瀬ヶ原の風致問題の質問に關聯して電力資本と政黨の結托問題を取上げたため、大本貞太郎氏

は「嘘八百」と彌次り、それがため議場は大混亂に陥り、一時議事中止の已むなきに至つた。この日大和電氣局長は、電氣協會の反對運動に言及し、公益團體としての限度を越えれば斷乎取締ると強硬なる見解を披瀝した。

なほ逓信當局は資料として發電所建設費の單價を發表した。

第十七回委員會（二月二十一日）

電力國家管理が國防上必要な理由を述べるため杉山陸軍大臣並びに米内海軍大臣が出席し、午後二時二十分から同五時二十分まで秘密會が行はれた。

この日午後六時民政黨は院内政務調査室に於いて黨出身電力案委員と政務調査會電力特別委員との聯合協議會を開いた結果、適當なる修正を加へて速に通過を圖ることに態度を決した。また貴族院研究會は、電氣協會池尾芳藏氏を招いて反對論を聴取した。

第十八回委員會（二月二十二日）

増永元也、大本貞太郎、土倉宗明氏等より、日本發送電株式會社の收支概算の計數的根據、特に購入電力料、水火力發電所建設費、石炭價格の見積が杜撰であるとの攻撃が行はれ、また尾瀬ヶ原發電計畫に關し政府を追及した。

第十九回委員會（二月二十三日）

提案後一ヶ月を経たるにも拘はらずなほ春日遅々たる審議狀況に政府も漸く焦燥を覺えて來た。本日より委員會は夜間も續行することに決定した。

政友會は牧野良三、名川侃市の兩氏を補缺委員として加へた。民政黨に於いては、櫻井兵五郎、俵孫一、松村謙三、平川松太郎、松尾四郎、加藤鯛一、三好榮次郎、小柳牧衛の諸氏を委員に擧げて修正具體案の作成に着手

し、一方高田耘平、中村不二男、百瀬渡、田村秀吉、森下國雄、中村梅吉、喜多壯一郎、森田重治郎、山田順策、土屋清三郎等の有志代議士が實行委員となり、黨幹部並びに俵委員長に對し至念本案の通過に努力するやう運動を開始した。

第二十回委員會（二月二十四日）

提出か不提出かで久しい間問題となつてゐた總動員法案が愈々衆議院に上程されたために、電力案に對して注がれてゐた視聽も一時その方面に奪はれた形であつた。この日は主として日本發送電株式會社の機構の問題、豊富低廉の根據、出資財産の評價の問題等に關して質疑應答が行はれた。

第二十一回委員會（二月二十五日）

審議促進のため議事は晝夜兼行で進められ、午後十一時迄論議が繼續された。永井遞信大臣は右腕の疾患と長時間應答のため疲勞漸く募り、稍憔悴の氣味であつた。

第二十二回委員會（二月二十六日）

この日長谷長次氏が電力案と國家總動員法案との關係につき質したるに對し、陸軍側説明委員佐藤賢了中佐は、電力を國家が管理すれば豊富且つ低廉に動力を準備することが出來、隨つて國家總動員の用意を爲すことも出來る、この意味に於いて電力國家管理は總動員法の基となるべきものである。陸海軍はまづ動力動員の計畫を立て、企畫院に提出し、同院に於いてこれを按排したる後主務官廳たる遞信省に廻付して、同省で配給計畫を爲すのであるが、具體的な動力使用に關する事項については軍需動員の問題となるから答辯は遠慮したい、と意味深き答辯を爲した。

政友會は午後六時芝三綠亭に政務調査會役員と電力案に關する黨出身委員との聯合協議會を開き、大口喜六、牧

野良三、清瀬規矩雄、川島正次郎、武田徳三郎、土倉宗明の六氏を擧げて取扱方を一任することに決したが、根本的修正意見が有力となつた。

第二十三回委員會（二月二十八日）

小山亮氏の、政府は原案修正に應ずる意思ありや否やとの質問に對し、永井遞信大臣は、根本的な修正には應じ難し、と答辯して、暗に小修正には應ずる用意のあることを仄めかした。

この日政友會の電力案小委員會は修正の必要ありとし、左の如き申合せを行つた。

申合せ

小委員會は修正の必要あることを認む。仍て大要左の趣旨により修正をすること

- 一、國有國營の趣旨を參酌すること
- 一、消費者大衆の利益を目的とするものなることを法文に明示し之を徹底せしむること
- 一、各種法律上の疑義を極力避くるに努むること
- 一、外債の處理に關しては影響するところ多大なるを以て慎重考慮すること
- 一、發送電會社に收容すべき目的物の範圍を法文に明示すること

三月二日午後六時、政友會小委員は更に芝三綠亭に協議會を開いて左の諸點につき修正を行ふことに決し、民政黨とも折衝することになつた。

修正點

- 一、電力會社の既存施設を強制出資せしめ、これに對し特殊會社の社債を給付することは所有權を侵害する惧がある。仍つて公用徵收の「所有權に對する安全保障」といふ趣旨を徹底せしめるため特殊會社法第十

五條を改正し、政府が交付公債を以つて買入れる途を講ずること

一、富山、高知、山口の諸縣の如く電力縣營或は特殊事情に依つて特に低廉なる料金を受けつゝある地方に對しては、從來通りの條件を繼承すべきこと

一、法案制定の目的を明記し、消費者大衆の利益を確保すべきこと

一、發送電會社の役員は總裁以下全部選舉に依ること、し官僚の獨善を排すること

社會大衆黨、第二控室及び東方會等の小會派は、原案支持のため代表者を選んで永井遞信大臣、杉山陸軍大臣に對し議事促進に關する決議文を手交した。

三月三日正午、民政黨は院内外總務會を開き左の如く方針を決定した。

一、修正案作成につき政友會との折衝は主として櫻内院內主任總務が當ること、但し政友會の交渉委員の人选如何に依つては改めて考究する。電力案は必ず五日の本會議に緊急上程し、可決の上貴族院に送付する方針で折衝を進むること

同日午後八時、民政黨側代表小川郷太郎、櫻井兵五郎、松村謙三、三好榮次郎、多田滿長、政友會側代表大口喜六、砂田重政、牧野良三、今井健彦、川島正次郎の諸氏は院内に參集し修正案作成に關し協議したが、會社法第十五條の修正につき兩黨の妥協ならず物別れとなつた。

第二十四回委員會（三月五日）

開會後直ちに休憩に入り、その儘散會した。

この日修正案をめぐつて政友會並びに民政黨の幹部の往來折衝頻りなるものがあつたが、漸く妥協點を發見、午後九時半町田民政黨總裁、前田、島田兩政友會代行委員は院內議長室に於いて會見し、遂に左の如き共同修正

案を作成した。

共同修正案要綱

電力管理法案中修正點

一、第一條を左の如く改む

電氣ノ價格ヲ低廉ニシソノ量ヲ豊富ニシソノ普及ヲ圓滑ナラシムルタメ政府ハ本法ニヨリ發電及ビ送電ヲ管理ス「但シ」以下は原文の儘とす

一、第四條に左の一項を加ふ

前項ノ命令ニヨリ生ジタル損害ハ政府之ヲ補償ス

一、附則に左の一項を加ふ

日本發送電株式會社ガ第二條ノ規定ニ依リ發電又ハ送電ヲ行フ場合ニ於テ第二條ノ規定施行ノ際現ニ存スル電力需給ノ契約ハ日本發送電株式會社之ヲ繼承ス

日本發送電株式會社法案中修正點

一、第九條を左の如く改む

出資ノ目的タル設備ノ價格ハ左ノ各號ノ金額ノ和ノ二分ノ一ニ相當スル金額ニ依リ之ヲ算定ス

一 當該設備ノ建設費ヨリ減價銷却金額ヲ控除シタル金額

二 當該設備所有者ノ過去三年間ニ於ケル建設費ニ對スル益金ノ平均割合ヲ出資設備ノ建設費ニ乗ジタル

金額ヲ一定ノ利率ヲ以テ還元シタル金額

前項ノ建設費減價銷却金額及益金ハ電力評價審査委員會ノ議ヲ經テ主務大臣之ヲ決定ス

第一項第二號ノ一定利率ハ勅令ノ定ムルトコロニ依ル

一、第十三條第一項中「裁定價格」を「出資價格」に「裁定ノ通知」を「同條第二項ノ規定ニヨル決定ノ通知」に改め同條第二項中「裁定價格」を「決定價格」に改む

一、第十四條第二項の次に左の一項を加ふ

價格ニ關スル當事者ノ協議ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ

一、同條第三項中の「前項」を「第二項」に改め同條第四項を左の如く改む

主務大臣第二項又ハ第三項ノ規定ニヨリ裁定又ハ認可ヲ爲サントスルトキハ電力評價審査委員會ノ議ヲ經ベシ

一、第十五條第三項を左の如く改む

第一項ノ買入代價ニツイテハ出資者ノ同意アルトキハ日本發送電株式會社ハ勅令ノ定ムルトコロニヨリ其ノ發行ニカカル政府保證ノ社債券ヲ以テ之ヲ交付スルコトヲ得

一、第二十一條の次に左の一條を加ふ

第二十二條 電氣事業ヲ監督スル官廳ノ官吏タリシモノハ其ノ職ヲ退キタル後五年間日本發送電株式會社ノ役員トナリ若ハ給與ヲ受クル事務ニ従事スルコトヲ得ズ

一、第二十二條以下第二十六條迄一條宛繰下グ

一、第二十七條中「正當ノ理由アルニ非ザレバ」ヲ削除

一、第二十八條を削除す

一、第三十二條を削除す

一、第三十三條第一項中「年百分ノ四ノ割合ニ達セザルトキ」の下に「(利益金ナキトキ及缺損ヲ生ジタルトキヲ含ム)」を加へ同項但書を削除す

一、第三十四條を第三十三條とし以下順次繰上グ

この修正案に對して政府は、遞信、大藏兩事務當局を中心として、修正の結果政府原案が如何なる掣肘、變改を蒙るべきやの研究を爲した。而してその得たる結論は大體次の如きものであつた。

一、電力管理法第一條の目的明記の修正であるが、電力管理案は豊富低廉なる電力の供給を目的とすることは勿論であるけれども、若し夫れ今回の國家管理の目的とする所を單に豊富低廉なる抽象的概念に限定するが如きは誤れるの甚だしきものである。蓋し電力國家管理の眞の目的は豊富なる電力を開發し、料金政策の遂行に依つて國防上、産業上、社會政策上の國家目的を達するに在る。故に或る場合、或る部門に對しては必ずしも供給潤澤ならず、また他部門の料金の低廉化より生ずる収入減を補給せんがためその料金を引下げざるのみならず、時としてはこれを引上げるも亦已むを得ないとなしなくてはならぬ。即ちかかる目的なる料金政策を行ふことが電力案の眞の目的であつて、單に電力料金を引下げさへすれば本案の能事終れりとなすものではない。然るに條文の上に明確に價格を低廉にする旨を記載し置く時は、將來の料金政策遂行に一の支障を生ずることなきを保し難し。

二、同法第四條の政府の損失補償の修正については、同條第一項の命令は行政命令であるのみならず、電力設備の積極的開發利用を目的とするものであり、受命者に對し利益をこそ與ふれ損失を與ふることはあり得ないものであるから、特にかゝる規定を附加する必要はない。

三、同法附則の追加修正は、國家管理となつたために特定地方の豊富なる電力を他方に送電することに依り主

として當該地方に於ける公營電氣事業に依る利益を侵害されることに對する豫防策と解されるが、公營電氣事業の國家管理に當つては(一)料金を現行率より引上げることはいし、(二)特定地方に於ける豊富なる電力は同地方の需用充足を第一義とし、餘利ある場合に於てのみ、その範圍に於いて他地方に送電するものであるから、特定地方の利益を害するものではない。(三)更に電力の特別に豊富なる地方に於ける工場誘致、産業開發等の特別利益をも存続せしめて行く方針である。故にかゝる特殊地方の電力利用上の利便は完全に保證されるのであるから、かゝる規定は無用であるのみならず、國家管理の結果電力料金が低廉になつた場合には、料金の高い現行需給契約を承継せずして、低きに就かざるを得なくなるであらう。然らばこの規定は却つて障礙となるものではないか。

四、次に出資設備の評価基準については、政府原案はまづ當事者の協議に俟つこととし、協議不調の場合には(一)建設費二、(二)利用價值一の割合を以つて當該電力設備を評價せんとするものである。蓋し今回の案は頼母木案と異り、個々の設備の出資を本旨とする精神から建設費を特に重く觀て評價すべきなりとの趣旨に基くものである。即ち原案に於いては建設費は全體の三分の二の割合となり、利用價值は三分の一の割合となつてゐるのである。然るに修正案に於いては、この趣旨を没却して建設費一、利用價值一の割合としたるを以つて、こゝに第一の難點がある。次に修正案に於ける第九條第一項第二號、即ち利用價值算出の方法であるが、當該設備の所有者の過去三年間に於ける利益金は、單に出資設備のみならず、水力發電所をも含めた事業全體の能率より生じたるものを算出するの外あるまい。然る時は出資設備の評価に當り出資せられざる部分の要素が混入して來るの結果、算出基準が著しく不正になるを免れない。一概に水力發電所が利廻りが良く、火力發電所がこれに劣るとか、或ひは又發送電部門に比し配電部門が利廻りが良いと斷ずるわけにはい

かぬが、火力發電所及び送電線のみを出資し、その評價を行ふに當り、その算定の基礎に水力發電所、配電業務等の營業成績が混入されることは不正である。殊に過去三年間は電力事業の最好況時である。その業績を基準とすれば、即ち修正案の基準に據つて概算すれば、現在の帳簿價格に比し約二割方増加して來る。これでは評價が水膨れとなつて、日本發送電株式會社の不良資産が増加し、その業務運営を困難ならしむるのであつて、政府としてはかゝる修正に應諾すべきでない。

五、株式買入に當り交付することあるべき社債に對し、その交付に買入請求者の同意あることを條件としたことは、日本發送電株式會社の運営資金を潤渴せしむる懼れがある。元來株式の買入は現金を原則としてゐるもので、これに社債を交付する時は既に日本發送電株式會社に於いて流通資金に相當多額の金を必要とする時であつて、かゝる場合買入請求者の同意あるにあらざれば社債交付不能となすが如きは、日本發送電株式會社の流通資金運用の自主性を損ずるものである。

六、新に第二十二條を挿入して官吏の會社入りを禁止したことは、最近頻發する民間會社に對する官吏の天下りの人事を排撃する趣旨に於いては可とすべきも、日本發送電株式會社の如き朝野官民の衆智を集めるべき國策會社に對し殊更に官吏にのみその門戸を閉することは却つて人材登庸の所以ではないし、實際問題として技術者の補充等に困難を生ずるものである。

七、日本發送電株式會社法の第二十七條を修正して同會社は民間の發生電力購入を拒むことを絶対に爲し能はずとしたことは、實際問題として會社の業務運営を窮屈ならしむるもので「正當の事由ある」時は買入を拒むことを得るの餘裕を残すことが必要である。

八、日本發送電株式會社法第三十三條を修正して配當を政府保證としたことは、とかく會社の業務を退嬰的な

らしむる惧れがある。政府の補助は配當補給とする原案が適當である。

九、なほその他の諸點についても必ずしも不可缺なる必要よりする修正なりとは解されないものが多い。かくて永井遞信大臣は修正案不同意の決意を固めて第二十五回目の委員會に臨んだのであつた。

第二十五回委員會（三月七日）

この日政府は院内に臨時閣議を開き、永井遞信大臣の修正案不同意表明を容認した。

委員會は各派各様の希望條項、附帶決議を附して政民共同修正案を決定した。これに對し永井遞信大臣は、原案を最善と信ずるとして左の如き見解を披瀝し、政府の態度を明らかにした。

委員諸君が連日御審議下さいました御勞苦に對して衷心から感謝し、且つ御研究の結果修正案を御作りになりましたことに對しましては、敬意を表しますけれども、政府は今なほ原案を以つて、現下國家の情勢上最も適當したるものであるといふ確信を捨てないのでございます。修正案の御趣旨で未だ明瞭ならざるものもありません。また修正のために本案の目的を却つて阻碍するにあらずやと惧るゝ點もあります。遺憾ながら修正案に對しましては賛成の意を表し兼ねるのでございます。

各派の希望條項または附帶決議の内容は左の如きものであつた。

民政黨附帶決議

一、電氣の價格を低廉にし其の量を豊富にするは電力國家管理の主要目的なるに鑑み、本法の運用に當りては極力之が實現を期し、以て國民生活の安定に資するは勿論生産擴充に支障を來さざるやう電源開發に努むること

一、電力管理法に基く電力管理に當りては政府は國策的の重要事項を決定するに止め電力業務運営に關しては

發送電株式會社をして民營の獨創的經濟機能を發揮せしむること

一、電力管理法第五條の規定に依る審議會の構成に付ては產業界經濟界の權威者並に消費者代表をも加ふること

一、公營電氣事業に關しては從來の運営を考慮し地方財政計畫及社業方針の遂行に支障を來さざる様努むること

一、電力管理法實施の結果租税、公課、公納金等の減少に因り地方財政に影響を及ぼす場合は適當の方法に依り補給の途を講ずること

一、電力管理法第三條の規定に依り決定すべき日本發送電株式會社の受給料金は現に存する料金を基準とし電力の性質及受給地點其の他の受給條件に依り之を定むべし

一、電力管理に伴ふ社債處理に關しては政府に於いても責任を以つて慎重考慮し特に外債に付ては國際信用を失墜せざる様注意すること

政友會附帶決議

一、發電用水の利用と他の利水事業との調節を圖る爲適當なる調査機關を設置すべし

一、政府は毎年（日本發送電株式會社をして）相當金額の經費を計上せしめ農村電化の促進を圖るべし

第一議員俱樂部修正案並びに希望條件

修正案

日本發送電株式會社法第三十三條第一項中「達セザルトキ」の下に「（利益金額ナキトキ及缺損ヲ生ジタルトキヲ含ム）」を加へ、同項但書を削る

希望條件

- 一、政府は本案成立の後更に電力國營の方策を樹立し案を具して議會に提出すべし
- 二、政府は現下の國際情勢に鑑み發電設備を充實し以て電力供給に萬遺憾なきを期すべし
- 三、政府は日本發送電株式會社法第九條の出資の目的たる設備評價に關しては特に慎重に審議し適正を期すべし
- 四、政府は速に農村電化に關する具體的方策を樹立し以て農村振興に資すべし
- 五、政府は電力供給の普及と料金の低廉均衡を圖るべし
- 六、政府は本案の運用に當りては廣く人材を求め以て所期の目的達成に努むべし
- 七、政府は日本發送電株式會社のみならず其の監督に屬する各種民間會社には嘗て之を監督したる官吏の入社を一定期間禁止する旨の一般法制を定むべし

東方會修正案並びに希望條件

修正案

電力管理法第一條並びに第四條に關する政民共同修正案に賛成、其の他は原案支持
日本發送電株式會社法案に於ける政民共同修正案に基く第二十二條追加修正には賛成
希望條件

- 一、政府は電力料金及出資物件の評価に當りては嚴正なる態度を以て臨み苟も電力料金低下を妨げ政府補給を大ならしむるが如きことなからしむべし
 - 二、配電區域の整理統合に當りては改正法の徹底的運用に依り電力料金低下の大衆化を促進すべし
- 社會大衆黨並びに第二控室希望條件

修正案反對、政府原案賛成なるも、政府原案に對し特に左の希望條件を附す

- 一、電力國策は發送電並に配電全體に互る國家管理を斷行する事に依り初めて十分に其の目的を達成し得るものなるに鑑み政府は今後完全國家管理の實現に邁進すべし
 - 二、農村電化或は政策料金を依る特殊産業の振興は配電事業を依然として分立せる營利會社に委すに於いては絶対に不可能なるに付き速に之を國家管理に移すか、少くとも配電公營を斷行し以つて所期の目的實現を期すべし
 - 三、本案が低廉なる電力の供給を爲し得るか否かは現物出資の資産評價を嚴正にし所謂水膨れを除去し得るか否かに係る點多大なるに鑑み評價委員會の構成並びに買收價格の決定等は特に嚴正を期すべし
 - 四、評價委員會、電力審議會等各委員會には必ず眞の消費者代表を參加せしめて其の運用の適正を期すべし
 - 五、電氣廳の職能に付ては特に電氣事業の發達と其の利用普及の爲めの調査企畫立案が重要なを以つて會社よりの納付金の如きは主として此の目的の爲めに使用すべし
 - 六、日本發送電株式會社に引繼ぐ従業員の身分保障並びに待遇に付ては萬遺憾なきを期し苟も失業若くは待遇低下等のことなきやう善處すべし
- こゝに二十五回を重ねた委員會は多數を以つて修正案を可決し、即日本會議を開いて緊急上程をなした。

第四節 修正案衆議院通過

三月七日午後の衆議院本會議は、電力關係四法案緊急上程のため議場は滿員の盛況を呈した。四時半緊張裡に日程は變更されて電力管理法外關係三法律案が上程され、依委員長より委員會に於ける審議經過並びに結果の

報告が行はれた。該報告書の内容左の如し。

報 告 書

一 電力管理法案（政府提出）

右ハ本院ニ於テ別紙ノ通修正スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和十三年三月七日

委員長 依 孫 一

衆議院議長 小 山 松 壽殿

〔別紙〕

（小字及——ハ委員會修正）

電氣ノ價格ヲ低廉ニシ其ノ量ヲ豐富ニシ之カ普及ヲ圖滑ラシムル爲政府ハ本法ニ依リ發電及送電ヲ管理ス

第一條 發電及送電ハ政府本法ニ依リ之ヲ管理ス 但シ自己ノ専用ニ供シ又ハ一地方ノ需用ニ供スル電氣ノ發

電及送電ニシテ勅令ニ別段ノ定アルモノハ此ノ限ニ在ラス

第四條 政府ハ其ノ管理ニ屬スル發電又ハ送電ヲ爲ス者ニ對シテ發電又ハ送電ノ方法ニ關シ管理上必要ナル命

令ヲ爲スコトヲ得

前項ノ命令ニ依リ生シタル損害ハ政府之ヲ補償ス

第六條 ^{第一項}第四條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

附 則

本法施行ノ期日ハ各條ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條ノ規定施行ノ際現ニ第二條ニ定ムル發電又ハ送電ヲ爲スコトヲ得ル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當分ノ内
仍從前ノ例ニ依リ發電又ハ送電ヲ爲スコトヲ得

日本發送電株式會社カ第二條ノ規定ニ依リ發電又ハ送電ヲ行フ場合ニ於テ第二條ノ規定施行ノ際現ニ存スル電
力需給ノ契約ハ日本發送電株式會社之ヲ繼承ス

附 帶 決 議

一 電氣ノ價格ヲ低廉ニシ其ノ量ヲ豐富ニスルハ電力國家管理ノ主眼目的ナルニ鑑ミ本法ノ運用ニ當リテハ極
力ノカ實施ヲ期シ以テ國民生活ノ安定ニ資スルハ勿論生産擴充ニ支障ヲ來サザル様電源開發ニ努ムルコト

一 電力管理法ニ基ク電力管理ニ當リテハ政府ハ國策的ノ重要事項ヲ決定スルニ止メ電力業務運營ニ關シテハ
發送電株式會社ヲシテ民營ノ獨創的經營機能ヲ發揮セシムルコト

一 電力管理法第五條ノ規定ニ依ル審議會ノ構成ニ付テハ產業界經濟界ノ權威並消費者代表ヲモ加フルコト

一 公營電氣事業ニ關シテハ從來ノ運營ヲ考慮シ地方財政計畫及社業方針ノ遂行ニ支障ヲ來サザル様努ムルコ
ト

一 電力管理法實施ノ結果租稅公課、公納金等ノ減少ニ因リ地方財政ニ影響ヲ及ボス場合ハ適當ノ方法ニ依リ
補給ノ途ヲ講ズルコト

一 電力管理法第三條ノ規定ニ依リ決定スベキ發送電株式會社ノ受給料金ハ現ニ存スル料金ヲ基準トシ電力ノ
性質及受給地點其ノ他ノ受給條件ニ依リ之ヲ定ムベシ

一 發電用水ノ利用ト他ノ利水事業トノ調節ヲ圖ル爲適當ナル調査機關ヲ設置スベシ

一 日本發送電株式會社法案（政府提出）

右ハ本院ニ於テ別紙ノ通修正スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和十三年三月七日

委員長 依 孫 一

衆議院議長 小 山 松 壽殿

〔別紙〕

日本發送電株式會社法案中左ノ通修正ス

第九條ヲ左ノ如ク改ム

第九條 出資ノ目的タル設備ノ價格ハ左ノ各號ノ金額ノ和ノ二分ノ一ニ相當スル金額ニ依リ之ヲ算定ス

一 當該設備ノ建設費ヨリ減價銷却金額ヲ控除シタル金額

二 當該設備所有者ノ過去三年間ニ於ケル建設費ニ對スル益金ノ平均割合ヲ出資設備ノ建設費ニ乗シタル金額ヲ一定ノ利率ヲ以テ還元シタル金額

前項ノ建設費、減價銷却金額及益金ハ電力評價審査委員會ノ議ヲ經テ主務大臣之ヲ決定ス第一項第二號ノ一定ノ利率ハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第十三條第一項中「裁定價格」ヲ「出資價格」ニ、「裁定ノ通知」ヲ「同條第二項ノ規定ニ依ル決定ノ通知」ニ改メ同條第二項中「裁定價格」ヲ「出資價格」ニ改ム

第十四條第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

價格ニ關スル當事者ノ協議ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其ノ効力ヲ生セス

同條第三項中「前項」ヲ「第二項」ニ改メ同條第四項ヲ左ノ如ク改ム

主務大臣第二項又ハ第三項ノ規定ニ依リ裁定又ハ認可ヲ爲サントスルトキハ電力評價審査委員會ノ議ヲ經ヘ

第十五條第三項中「第一項ノ買入代價ニ付テハ」ノ下ニ「出資者ノ同意アル場合ニ於テハ」ヲ加ヘ同項中「其ノ發行スル社債」ヲ「其ノ發行ニ係リ政府ノ支拂保證アル社債」ニ改メ同條ニ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ社債ニ付テハ政府ハ元利ノ支拂ヲ保證スルコトヲ得

第二十一條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第二十二條 電氣事業ヲ監督スル官廳ノ官吏タリシ者ハ其ノ職ヲ退キタル後五年間日本發送電株式會社ノ役員ト爲リ又ハ其ノ給與ヲ受クル事務ニ從事スルコトヲ得ス

第二十二條ヲ第二十三條、第二十三條ヲ第二十四條、第二十四條ヲ第二十五條、第二十五條ヲ第二十六條トス

第二十六條ヲ第二十七條トシ同條中「第三項」ヲ「第四項」ニ、「第二十四條」ヲ「第二十五條」ニ改ム

第二十七條ヲ第二十八條トシ同條中「正當ノ事由アルニ非サレハ」ヲ削ル

第二十八條ヲ削ル

第三十二條ヲ削ル

第三十三條ヲ第三十二條トシ同條第一項中「年百分ノ四ノ割合ニ達セサルトキ」ノ下ニ「（利益金額ナキトキ及缺損ヲ生シタルトキヲ含ム）」ヲ加ヘ同項但書ヲ削ル

第三十四條ヲ第三十三條トシ以下順次繰上ゲ

附帶決議

一 政府ハ毎年相當ノ經費ヲ計上セシメ農村電化ノ促進ヲ圖ルベシ

報告書

一 電力管理ニ伴フ社債處理ニ關スル法律案（政府提出）

右ハ本院ニ於テ別紙ノ通修正スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和十三年三月七日

委員長 俵 一

衆議院議長 小山 松 壽殿

〔別紙〕

（小字及——ハ委員會修正）

電力管理ニ伴フ社債處理ニ關スル法律案中左ノ通修正ス

第五條 政府ハ前條第一項ノ場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ日本發送電株式會社ヲ

シテ第二條第一項ノ工場財團ニ屬スル殘存電力設備及其ノ附屬設備ヲ買收セシムルコトヲ得

日本發送電株式會社法第十四條第二項乃至第四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ於ケル買收價格其ノ他ノ買收ノ條件

ニ付之ヲ準用ス

第一條及日本發送電株式會社法第三十一條ノ規定ハ第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス

附帶決議

一 電力管理ニ伴フ社債處理ニ關シテハ政府ニ於テモ責任ヲ以テ慎重考慮シ特ニ外債ニ付テハ國際信用ヲ失墜セサル様注意スルコト

報告書

一 電氣事業法中改正法律案（政府提出）

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和十三年三月七日

委員長 俵 一

衆議院議長 小山 松 壽殿

なほ俵委員長の委員會審議經過並びに結果に關する報告内容は左の如きものであつた。

たゞ今議題に相成つて居ります電力管理案外三案の委員會の經過並びに結果を報告致します。

本委員會は去る一月二十六日第一回を開き、爾來回を重ねること二十五回に及び、その間委員諸氏何れも熱心なる質疑を致され、政府當局の最も懇切なる答辯を致されたことは多と致す次第であります。本案は我が國に先例なく、また諸外國にもその類例のない法案でありますだけに、世間には是非の論議も頗る盛であります。随つて本委員會に於いて十分に質疑應答を重ね論議を盡すことが、問題の真相を世上に明にし、國民の認識を深むる途であると考へましたので、十分に時間を費して検討し、ために本委員會は稀に見る長日子を要したのであります。去る二月二十八日大體の質問を打ち切りまして、本日討論に入りました。

先づ委員會に於ける質疑應答の重要と考へまする點を聊かこゝに申述べて、御清聴を煩はしたいと思ふのであります。まづ本案制定の動機、かういふことについての質疑があつたのであります。本案の骨子は電力事業を國策會社に強制出資せしめ、これを國家管理に移し、その事業を政府の指揮命令の下に經營せしむるものであつて、民有の電力設備を強制出資せしむるといふ、國家權力の發動があるのであります。この點について幾多の疑問を生じたのであります。

まづ本案制定の動機は何れにあるか、即ち本案は或る主義の指導原理に基いたのではないか、革新意識に基く産業革命の指導精神に據るのではないか、また他の産業をもこの方法に依り公營または國營に移す考であるのではないか、この案の奥底には國家社會主義の流れがあつた、即ち本案はその主義に基いて行ふ改革の前提であるのではないか、かういふ種類の質疑は相當長時間に亙つてあつたのであります。政府はこれに對し、本案はさういふやうな指導の原理が何等あるわけではない、また國家社會主義とか産業革命とか、革新せんがための革新とか、或ひはこの方策を他の産業に及ぼす意圖を有するとかいふ様なことは、一切考へて居らぬのである。たゞ公益上電力事業を今日の儘に放任することは出来ない、これを綜合統制して目下の急に應ずることが、國策上緊要であるからこれを提案したのであつて、この裏面に何等の目的も意圖もあるのではないといふことを、繰返して居られるのであります。

第二には本案は所有權否認の疑がある、少くとも所有權を尊重せざる傾きがある、世界には往々私有財産制度を否認せんとする主張があるのであるが、本案はこの主張より出發したるものではないか、強制出資は公用徴收の精神に基くと當局は説明して居るのであるが、公用徴收の對象は從來は動産または不動産である。然るに本案の對象は民間の産業それ自體の業務そのものである、これは我が國にも亦諸外國にも類例が

ない、凡そ公用徴收の精神は、その收用したものに對し適正公平なる賠償を爲すことが要件である、即ち被收用者は價格の増加もなく減少もなき完全賠償を得なければならぬ。然るに本案に依りますれば、その賠償は新會社の株式または社債を交付するといふのである。新會社は政府の保護特典はあるのであるが、その確實なりや否やといふ點に於いては正に未知數である。故に出資者は現在に於いて有利なる事業の代りに、この未知數なる會社の株式または社債を交付せられるといふことは、我慢の出来ない損失である。これが即ち憲法に保障せられたる所有權の侵害であり、少くとも所有權尊重の觀念に反するのではないか。而も亦強制出資とは電力業務を強制收用するの外、新會社に參畫協力することを要求せられて居るのである。併しなから財物の徴收は強制は出来るが、將來の事業の協力は強制出来ぬ、故に新會社の株式を欲しない者、即ち協力を欲しない出資者は、新會社に對して株式の買収を請求することが出来るのであるが、この場合に現金の交付をすれば問題は起らないのであります。

然るに本案は社債を交付するといふことになつて居る、これがために社債の相場が下落するならば、下落するだけ被收用者は損失を蒙る譯である。これは完全賠償ではない、即ち公用徴收の原理に反し、社會正義に反するのではないか。かゝる方法が許さるゝとするならば、政府自らは物質上何等の犠牲を拂はずして、公益上必要な理由の下に民間有利の事業を續々收用して、その賠償としては新に出来る前途未知數の新會社の株式または社債を給付して、その事業を國家管理に移すといふことが出来るのではないか。これは獨り所有權に不安を與ふるだけではない、民間の企業を自由を奪ひ、産業を萎縮せしむる。こゝに財界の大なる不安があるのであるが、かういふ點について果して政府はどう思ふか、といふ質疑が多くの委員から各方面の觀點より論せられて大分この點に質疑應答が重ねられたのであります。

これに對し當局者の説明は、電力はその性質上公益性がある、また獨占性、特異性がある、これを民間の營利會社の經營に放任する譯に行かない、殊に水力發電の如きものは我が國の最も貴重なる天然資源である、であるからこれを綜合統制して、國民全體が地域的に、普遍的に恩惠を受くべきものである、況や産業の開發、國力増進の前途を考ふる時には生産擴充に先立つて動力たる電力の擴張計畫、これが必要である、而して電力の統制といふことについては、當業者も決して反對ではない、たゞ統制の方法について異論があるのである、所謂公益は私益に先立つといふ原理に基いて、國家全體主義の觀點より、國民經濟の再建設を考ふべきものであつて、固より社會主義の立法ではない、さういふことは毛頭考へて居らぬ。

かういふ風な答辯があつたのであります。なほまた強制出資の對價として給付する所の新會社の株式が、完全賠償であるかないかといふ問題に對しましては、新會社の採算が確實であれば所有權侵害の問題も幾分か緩和する、仍つて新會社の採算見込については、政府當局はどう考へてゐるかといふ點について質疑があつたのであります。政府當局は株式や社債の値下りは決して心配がない、何となれば今回出資させるところのものは、送電線または火力であります。その出資すべきものは、現に會社として有利に經營し、有利に採算を擧げつゝある品物であるのである、これを新會社の經營に移し、而も新會社としては全國的に綜合して經營をするものでありますから、益々採算が有利にこそなれ、決して不利な採算となるものではない、随つて株價や社債が値下りをして、出資者が損失を蒙るやうなことは、決して考へられぬのであると答辯致して居るのであります。

次に國家管理の管理といふ意義についての質問があつたのであります。電力國策として電力管理案の提出を致して居るのであるが、抑々管理とはどういふことを意味するのであるか。曩に逓信省は頼母木案とし

て民有國營案を考へて居つたのである。この度は民有民營案として居るのであるが、その立前は民營として民間の獨創性を發揮せしめ、政府は公益の立場よりこれを指揮命令するのであつて、國營でないといつてゐる。然らば本案の管理の意義、範圍、方法はどういふことであるか、随つて管理といふ意義について、その意義を究めることは本案審議の最も重要點である。かういふ意味に於いてこの問題について盛な質疑があつたのであります。政府は管理とは電力事業の綜合統一の必要上國家的見地より最高能率を擧げるため、必要なる事業經營の大綱を決定し、その實現を指揮命令し、會社をして決定に基き運營せしむるものであつて、政府が事業を運營するのではない。謂はゞ事業の根本事項を政府が握り、その自ら經營する部分を政府に留保し、他の部分は會社をして營まして、民間獨創の優秀なる能力を出勤せしむるのである。所謂官と民との各々長所を集めて協力して經營するものであると答へたのであります。

政府は事業の根本事項を自分獨創の見解を以つて決定し、その範圍内に於いて會社に仕事を命ずるといふのならば、協力々々といふが、協力の經營でないのではないか、新會社は全く「ロボット」の會社に止まるのではないかといふ間に對し、この點につきまして種々の批評があつたのであります。結局政府は左の文書を以つて管理の意義を明らかに致しました。即ち管理とは國家に於いて特別の支配を爲すといふ義であつて、單なる監督ではない、その具體的内容は本法の規定に依る、電力支配の根本方針は政府が決定をし、その實際の運營については會社に行はしむるといふ意味であると答へたのであります。

第四に本案の必要なる理由、本案の可否につきましては、世間隨分議論があります。當業者は眞劍に反對を致して居り、財界人も一般に反對を致して居る。然るにかゝる反對を押切つて提案をしなければならぬといふ理由は何處にあるのか。殊に支那事變下の今日相剋摩擦を避けて舉國一致を要望する時期に於いて業

界、財界舉つて反對をする本案を、何故に急ぎ提案したのであるかといふ質問に對しましては、當局は、一、我が國は天然資源に乏しく、殊に石油、石炭の如き燃料に恵まれないが、獨り電源たる天然水力に恵まれて居る、然るに電力事業は従來民間會社の經營に委ねてあるがため、水力電源の開発は、採算上小規模の計畫となり、水力の完全なる利用を爲し能はざるものがある。且つ一會社としては不用の電力を發電し得ざるがため、貴重なる水力を無駄に放水するといふことがとかく免れない、これは天物の暴殄である。將來同一水系の水力を浪費なく利用し、電力を豊富にするといふためには、國家統制の下に管理をする外はないのである。二に、我が國の電力事業の現状は、民間會社の分立經營であつて、横の統一がない。随つて各社供給の電力には地域的に過不足がある。また天然資源の水力の恩恵は地形上全國一様でない。随つて農村電化の如き、普遍的の實現は容易でない。また料金問題の如きも、各地甚だ相違がある。唯一の天然資源ともいふべき電力の恩恵を全國的に普及せしめ、全國民をして文化の恩恵に浴せしむるには、國家は公益的見地より電力を國家管理に移して、綜合統一して各地に電力を潤澤ならしめなければならぬ。三に、電氣事業は發電、送電、配電といふ三つの仕事であるのでありますが、孰れも國家經濟上同一地域には二つ以上の設備を許可する譯には行かない。自然獨占的性質がある。また電力の特異性としては、發生電力を綜合統一して、不經濟の經營に陥らしめざる必要がある。随つて各事業の設備を連絡統制して、有無相通じ、緩急相扶け、國家經濟上事業の最高能率を擧げしむる必要がある。四に、重要工業の擴張計畫に伴ふ電力の擴張計畫は、目下の情勢に於いて國防上最も急務とする所である。天然水力の完全利用並びに補助發電たる火力の高率使用、未開發の發電計畫の如き大規模の計畫は國家の命令の下に一元化的に且つ急速に一大綜合計畫を樹つる必要があるのである。更に、かゝる要求が何故に現行電氣事業法によつて、またはその必要があるならば、

その改正に依つて達成せられないか、といふ間に對しましては、本來電氣事業法は民間會社の經營を前提として居る、その監督のために出來たのであるから、自然その監督には自ら一定の限度がある、即ち發電計畫の緩急順序、發生電力の彼此流通、料金政策の均衡、農村電化の普及等、常に營利會社の採算を離れて命令する能はざるものがあるのは當然である。これを徹底するならば會社の企業壓迫を免れない。随つてこれらの企業形態を改めて組織制度の變更をする外はないのである。

第五には電力の豊富低廉といふ問題についてあります。この電力豊富問題につきましては、幾多の質問が長時間に互つて起つたのであります。即ち政府は本案の特色として豊富低廉を高調して居るが、電力は本法に依つて果して豊富低廉になり得るや否やその疑問の要領。一、まづ豊富といふことであるが、物が豊富となれば低廉となるといふのは原則であるが、如何に豊富であつても、生産費が高くなれば低廉にはならない、水力發電の残されたる河川の流域の地點といふものは、いづれも概して不經濟地點であるのである。また火力に致しましても、炭價が前途甚だ樂觀を許さぬ。即ち生産原價が高くなるならば、電力は豊富となつても低廉とはならないではないか。二に、新會社の設立は昭和十四年度であるのであるが、設立後にも起業資金の調達を爲し得るや否やの疑問がある。資金が出來なければ起業は出來ない。また現在の各會社は、この案の提案をした後に於いては、今後新規の發電起業を手控へをするといふ傾きがある。一方には生産物興に伴ひ電力の需用は段々増加して來るから、遂には電力飢饉といった様なことが起り、料金は甚だしき不廉になるといふ結果になりはせぬか。次に三、各會社は現に發電、送電、配電の一貫作業を致して居るのであるが、本法は送電のみを切取つて新會社の事業にするのであるから、一貫作業の原理に反し、生産費を高めるといつたやうな結果になるのではないか。四に、新會社は各會社の發電を買つて、これを各配電

事業者に賣渡すのであるが、買値を値切れば發電會社が立行かぬし、値切らなければ配電料金が下る譯に行かぬ、この雙方の間に新會社がはさまつて、結局電力の料金を下げるといふことが出来ぬのではないかといふ質問であつたのであります。

その他種々の例證を以つてこの豊富低廉の問題を検討し、政府提出の調査材料を基礎と致しまして、發電建設費、或ひは單價、或ひは買入電力料、かういふ問題の單價について計數的に斬込んだ質疑が度々繰返されたのであります。政府はこれに對しまして、一、現在の各會社は個々の經營であつて、電力の需用に應じて、その社の採算から割出して必要だけの電力をつくるのである。随つて不用の水を無駄に放流致して居る。今度の新會社は各會社の發電を全部買取るのであるから、水を力一杯に利用することが出来る。随つて多くの電力を起す事が出来る。そこに電力の豊富もあるし、生産費の低下もある。また火力の發電につきましても、大規模の計畫を樹て、高能率に運轉するのであるから、綜合的作用に依つて合理的に高能率になつて來るため豊富低廉になる。二に、未開發の水力は建設費が高まる地點もあるのであるが、各河川ともその河川を一元的に處理して、或ひは上流に調整池を造つて、洪水水量を貯水するとか、或ひは別の河川に流下するとか、同一水系の河水を無駄なく最も高能率的に利用することが出来る。また大規模の計畫に依つて、大資本を以つて新に經濟的發電計畫を立てることが出来る。こゝにも電力の豊富低廉がある。三に、現在各會社の發電を新會社が一手に取扱ふことが出来るのであるから、高度の送電網を作つて、その高度の送電網の運用に依つて地域的に過不足を共通せしめ、或ひは都市と農村との需用量の差違より生ずる料金の懸隔も調整することが出来、この點は電燈にも動力にもなるべく料金の均衡化を圖りたい。随つて地方に依る高價の料金を低下することが出来る。四に、新會社は未開發水力の建設に取り掛つて、その竣工までの間は電力

不足を起しはせぬかといふ疑があるのであるが、現在の各會社の發電計畫は着々工事が竣工して居る、その他水力、火力の發電が合理的に統制計畫の實行に掛つて居るのであるから、電力の飢饉、不足は決してな

ら

最後の一貫作業の原理は、電氣に關しては横の連絡が必要であつて、縦の連絡は假令所有權が變つても、電力の特異性に依つて恰も河水の如く發電より配電まで自然に流通するものである。随つて縦の連絡は自然につく。また新會社の電力賣買は總て合法的の基礎に依つて行はるのであるから各方面ともに摩擦は起らない、豊富低廉の實を擧げる事が出来る。以上の如く當局者の懇切なる説明があつたのであります。質問者の方に於いては、この問題については未だ十分満足を得るに至らなかつたことは洵に遺憾であります。

次に農村電化の問題であります。これについても相當論議を盡されました。農村電化は電力問題として最も重要な案件の一つである。政府は本法に依つて電力の恩恵を全國普遍的にするといふ目標を立て、居るのであるが、農村に産業能率を増し土地勞力の利用價値を高めることにすれば、農村文化の開発が自から進んで参り、國民の都市集中の不健全なる状態を防止することが出来るのであります。然るに現在農村は電力の需用が少いから随つて料金が低い、また電化事業も起らない、政府はこれに關して如何なる對策を有するのであるかといふ間に對して、農村と都市との配電區域の組合せを爲し、利用率の低い地域について配電設備の犠牲を拂はしめ、各地の料金の均衡化を圖り、政策料金の制を立て、電力事業を誘致し、或ひは灌溉、排水の如き土地の改良、耕地生産力の増加など大計畫を立て、或ひは部分品工業の誘致、家庭工業の奨勵など小規模の動力工業を起すことも出来る。

現に東北地方に於きましては、電力普及の指導を爲さしめ、その効果著しきものがあるのであります。こ

れを漸次全国に及ぼして行く考である。目下農村電化に使用する電力は約十萬キロであるが、將來灌漑事業のみに對しても四十萬キロの電力を農村に供給するならば、農村は餘程電化せられるといふ答辯であつたのであります。

實業に電力の豊富低廉は、我が國国力發展の途上に於いて、産業上、國防上極めて緊要であることは何人も異論がない。たゞ本法に依つてその目的を達し得るや否やは十分検討すべき問題である。かやうな見地より質疑が屢々繰返されました。政府は新會社創立後の十年計畫を發表して、未開發水力の建設、火力發電の増設に依り、五百四十萬キロの電力と六千二百軒の送電線を豫定し、資金十八億九千萬圓を要すると説明して居ります、併しその資金が果して調達し得るや否や、本法案については業者は勿論財界も極度に疑問を持つて居る、その疑問は獨り強制出資の主義に疑問があるといふ關係だけではなく、政府官僚の描きたる設計圖に従つて産業を經營する政策そのものに多大の不安を持つてゐるのである、本法案に依り出資會社は自己の意思に依つて株式の買取を請求し、事業への協力を離ることが出来るのであるが、かくの如く業者が協力をせずして、果して能く新會社の前途を樂觀することが出来るであらうか。

新會社は毎年二、三億圓の社債を募る計畫をして居るが、八億の會社資産の大部分は、前會社の擔保附出資になつて居るのである、隨つて新會社は無擔保の資金を調達するといふ運命に立つのであるが、これが出来るのであるかどうか、若し不可能とするならば、電力擴張の前途に大なる懸念があると謂はなければならぬといふ、この議論に對しては政府は確信を以つて、その懸念は斷じてないといふ言明をしたのであります。

次に社債の問題であります、五大電力會社はその財團を擔保として七億圓餘の内外債を持つて居りま

す。本法案はその擔保財團の一部を強制出資せしむるものであります。その社債の始末をどうするか、政府は、出資設備を擔保とする社債の元利支拂を新會社に代位せしめ、若し新會社が拂はなければ、その上なほ政府自らがこの支拂を保證して居る、隨つて社債権者は安心であるといふが、併し内債は暫く措き、外債は左様に簡單に行かない、外債は各々約款の規定がある、この規定に支配されるのであるが、包括擔保品の一部の所有権が他に移轉しても、工場財團の擔保力には變りはないといふが、擔保物の價格並びに經營能力に果して異變はないのであるか、元利支拂の源泉たる収益に違算はないのであるか、債権者は工場財團の一體性の見地より致しまして、一部移轉は約款違反であると主張して、一時に支拂を請求して來る懸念はないのであるか、特に將來外債を必要とする我が國の勃興發展の前途に於いて、外債の信用を害するが如き行爲を爲すといふことは、嚴に慎しむべきではないか。

かういふ質問が各方面の觀點より繰返されたのであります。これに對して政府は、社債は擔保物の権利の移轉後と雖も、會社の利益率を維持することが出來て、元利支拂には毫も差支がない、これが差支がなければ信用にも變りはない、また從來外債に依つて毫も間違つた事がなかつたため、我が國の信用は極めて厚いその上帝國政府がこの社債については保證の位置に立つて居るのであるから、期限の利益を失つて、社債の償還を一時に迫つて來る様な懸念は斷じてないといふ答辯であつたのであります。

次に公營電氣事業の問題であります、電氣事業の公益性、獨占性に鑑みて、府縣市町村は自らその經營を爲し、政府はこれを許可して居る。これら公共團體はその所轄河川の治山、治水、水利灌漑等に重大なる利害關係を有して居る立場にあります、これに顧みて政府は、公營電氣事業に對して十分尊重するの必要があると思ふ、況やこれらの公共團體は現に發電その他の設備のために七億圓の公債を持つて居る。またこ

れが償還計畫を實行しつゝあり、また一般會計の財源として一ケ年に約一千萬圓といふ歳入繰入を致して居る。今回のこの公營事業の一部が強制出資となつて、その豫定計畫に大いなる蹉跌を生じ、損害を生じ損害を興へるやうなことはないかどうか、また地方團體はこの電氣事業の經營に依つて工場誘致、その他地方振興の政策を行つて居るのであるが、管理の結果としてこれら地方開發に支障を來すことはないのかどうか。この間に對しまして政府は、これら公共團體の特殊の事情は十分考慮に入れ、實施に當りては損害を興へざる様なすべしと説明があつたのであります。

最後に従業員の問題であります。本案實行の結果送電と火力發電の部分は新會社の經營に移るのであるが、これがため従來この部局に就職致して居る多くの従業員が、或ひは失業し、或ひは待遇が低下するといつた如き不幸を見ることはないかどうか、この取扱はどうだ、かういふ間に對しまして、政府は新會社に出資する電力設備に附屬する従業員はその儘新會社に引継ぎ、退職手當とかその他の待遇に何等従來と變化がない、随つて従業員は安心して可なりといふ説明があつたのであります。何分にも長日子に互つた質疑應答でありますから、到底その要點を盡す譯にも行きませぬが、以上を以つて略々御諒承を願ひます。

而して本日の委員會に於いて修正意見があつたのであります、その修正意見は、民政黨、政友會共同の修正意見があります、これを御報告致します、これにつきまして諸君の御手許に印刷物を配布してありますから、この朗讀を省きまして、議長の許可を得て速記録に掲載することに願ひたいと思ひますので、民政黨、政友會の共同修正の事項及び附帶決議、これはいづれも玆に御報告を省略致します（委員長報告書内容と同一）

第一議員俱樂部の修正意見は、日本發送電株式會社法案の第三十三條の共同修正に賛成であります、その

他は反對であります、それから第一議員俱樂部のその修正意見に附隨致しまして、希望意見があります、これを朗讀致します。（前述内容と同一）

次に東方會の修正意見を御紹介致します。東方會の修正意見は、民政黨、政友會の共同修正案の中、電力管理法案については第一條と第四條、日本發送電株式會社法案については第二十二條は賛成であります。その他は原案に賛成、即ち修正に反對であります。東方會の希望條件を御紹介致します。（前掲内容と同一）次に社會大衆黨の意見は、全部修正案に反對であります。随つて原案に賛成であります、玆に希望條件があります、これを御紹介致します。（前掲内容と同一）

以上の修正提案が終りまして、討議に移ります前に、委員より政府の態度について質問があつたのであります。これをこゝに紹介致します。逓信大臣は本案についてはかういふことを述べられたのであります。各位が連日御審査下され、折角修正案を作成せられたる御勞苦に對しては敬意を表するものであります、政府としては、我が國現下内外の情勢に鑑み、今なほ原案を以つて最も適當なるものと確信して居ります。修正案の中には意味の明瞭ならざるものもあります。その案の目的に逆行する疑ある節もあります。仍つて遺憾ながら賛成の意を表し兼ねます。以上の通りであつたのであります。次に大藏省の意見を紹介致します。これも委員の質問に對しまして、太田大藏政務次官より簡單に、本修正案については速に御同意を致し兼ねますといふことであつたのであります。

そこで採決の結果を申し上げます。採決の結果につきましては、第一議員俱樂部及び民政黨、政友會の共同提案の三十三條の點は、勿論申上げる迄もなく多數を以つて可決致しました。次に東方會の國家管理法第一條及び第四條、日本發送電株式會社法案の第二十二條、この三點は曩に申上げました通りに、民政黨、政

友會の共同提案の儘でありますから、この三點はいづれも多數を以つて可決致しました。その他の共同提案の部分に對しましては、これまた多數を以つて可決致しました。以上を以つて報告を終わります（拍手）

かくて討論に入るや、先づ第一議員俱樂部の窪井義道氏起ち、民、政兩黨の修正案に反對を表明して社會大衆黨席から頻りに拍手を送られた。次で民政黨の三好榮次郎氏の修正案賛成、社會大衆黨三宅正一氏の修正案反對、政友會土倉宗明氏の修正案賛成論があつて討論を終り、採決に入つたが、投票總數三百十七、その中修正案を可とする者二百三十六、否とする者八十一で、この修正案は衆議院を通過した。

第一章 貴族院の審議經過

第一節 電力案貴族院に上程

修正案は三月七日衆議院を通過したが、この時は既に會期の三分の二を經過してゐたので、頗る慌しい空氣の裡に同日午後貴族院に送付され、貴族院に於いては翌八日午前十時十八分本會議に上程された。永井遞信大臣は案に關して左の如く説明すると共に、衆議院に於ける修正案に對して、政府の態度を明にした。

たゞいま上程せられました電力國家管理に關する四法案につきまして、一括してその提案の趣旨を説明したいと存じます。電氣は光熱用として、今日の國民生活に不可欠でありますのみならず、各種産業に對する動力として、且つ國防上、産業上最近益々その重要性を發揮しつつある新興化學工業の原料的要素として、重大なる職能を有し、殊に農山漁村に對しては、その供給を一層豊富且つ容易ならしむることに依り、或ひは排水、灌漑を便にして、生産を増大し、或ひは副業を助長して、収入を増加し、或ひはその地方に適切なる工業を起さしめ、以つて銃後の生活安定に貢献せんとする重大使命を有するのであります。電力事業はかくの如く廣汎なる公共性と、その供給に關しては特有の獨占性を有するものであります。故に、電力資源の開発並びにその供給に關することは、單に營利的若しくは私經濟的觀點よりの決定に委ねべきでなく、國防上、國民經濟上、且つ國民生活上の諸要求に應じ得るやう、國家的、公共的見地に立ちて、適切な計畫を樹立することが、即ち電力國策の眞精神でなくてはならぬと信ずるのでございます。

然るに現時の我が國に於きましては、電力事業が多數の營利會社の分立經營に委ねられ、これらの營利會

社は思ひ／＼の地點に於いて、小規模に且つ不經濟に電源の開発を行ひ、加ふるに業者間の利害關係が相錯綜し、その間に連絡統一を缺くこと少からざる結果、事業の經營に於いて國家的、公共的使命の達成に遺憾の點が頗る多いのでございます。こゝに於いて電氣事業はこれを國家管理の下に置き、單一意思に依る計畫的、綜合的且つ大規模的運營を爲し、平戦兩時に備ふることが必要であり、而もかくすることが電氣事業の特質として最も經濟的であつて、電力の原價を低廉ならしめ得るのでございます。

即ちかくの如くにして初めて水力資源の徹底的、合理的開發、石炭、石油等燃料資源の節約、非常時に於ける敏速確實なる動力動員、都市農村を通ずる電氣料金の衡平等を可能ならしめ、以つて電氣事業の國家的、公共的使命を達成することが出來ると信じます。

而してこれが實行方法としては、國家財政に及ぼす影響、乃至國家管理實施後に於ける事業の成績、既存電力會社への影響等、種々の點について慎重なる考慮を拂ひました結果、國家が管理する電力の範圍を發電及び送電のみに限ることゝなし、且つこれがために必要なる主要新規水力發電設備、主要火力發電設備、並びに主要送電設備は、新に日本發送電株式會社を設立して同會社をしてこれを所有、施設せしむるのでございます。而して既に存在する水力發電設備は原則として現状の儘とするのでありますが、その發生電力は國家の管理する送電設備を通じて買受けしむるのでございます。

特殊會社に出資せしむる電力設備の財産評價につきましては、財産權尊重の意味に於きましても、本特殊會社の基礎を堅實ならしむる意味に於きましても、最も公正妥當なる方法に依らしめなければなりません。朝野各方面から選任せられた電力評價委員會の議を経ることを要件と致したのであります。

右出資につきましては、これを擔保とする社債の處理を如何にするやの問題がありますが、勿論債權者の

權益を害せざることを第一義となし、既存の電力設備が本特殊會社に出資せられたる後と雖も、依然として従來の工場財團に屬せしめ、特に外債關係についてはその契約條項を尊重し、これに則りて一切を處理することゝし、法律上手落のないやうに十分努力したのみならず、國際信用の保持にも十分の配慮を致し、本特殊會社に對して出資したる設備を擔保とする社債に對しては、本特殊會社に於いてこれが保證をなし、若しその會社が元利拂を怠りたる場合には、本特殊會社が出資會社に代りてこれを支拂ひ、更に政府自らもこの社債の元利支拂を保證するのでございます。

次に管理の方法と致しましては特殊會社の施設すべき電力設備の建設、または變更に關する計畫、電力料金、その他國策に關する重要事項は、朝野の知識、經驗者を集めた電力審議會に諮問の上、政府がこれを決定し、會社はこれを受けて設備の建設、日常の業務等一切の運營を擔當致すのであります。かくして日本發送電株式會社は、民間の資本と能力とを有効に活用し、國家管理の下、その業務を遂行すべき重要使命を有するのであります。一面資金調達に關する便益、配當の保證、租税の減免、その他事業の遂行上必要なる種々の特權を與ふると同時に、他面類似の特殊會社と略々同様の監督を受けしむることゝしたのであります。配電事業につきましては、國家管理の効果を徹底せしむるために現狀に十分吟味を加へ、區域の整理統合を圖つて經營の不均衡を是正し、或ひは業態の改善、料金の均衡低廉化、電氣の普及等を促進するため、現行電氣事業法の上に必要なる改革を加へたのであります。

右は電力管理法外三案の大綱でございます。平戦兩時に於ける國家の要求に應ずる目的を以つて立案致したのであります。國民經濟の一大飛躍に備へんことを期するものであります。なほ電力管理法案、日本

發送電株式會社法案並びに社債處理に關する法案等の政府原案につきましては、衆議院に於いて若干の修正が加へられ、たゞいま提案せられました議案のやうな内容になつて居るのでありますが、政府と致しましては、國家内外の情勢に鑑み、政府原案を最上と確信致して居るのでございます、隨つて何卒政府の意のある所を諒とせられまして、速に原案の實現するやう御審議を賜らんことを切望致す次第であります。

第二節 松本丞治博士と永井遞信大臣の論戰

貴族院に於ける電力案に對する質問の第一陣は法學博士松本丞治氏であつた。松本博士は云ふ迄もなく我が國商法學界の權威で、既に度々反對意見を發表してゐたが、三月八日の貴族院本會議に質問を行ふこととなり、議場は非常な緊張振りを見せてゐた。

松本博士の質問は、これを要約するならば、憲法上の問題三點、商法上の問題三點、外債インデントチュアに關する問題二點を中心とする純粹法律論がその骨子を成すものであつた。これに對する永井遞信大臣の答辯は、我が國現下内外の情勢より説き起し、大乘の見地に立つた政治論であつた。尤も政府は、法律技術上のことは大和田政府委員をして答辯せしめたが、堂々松本博士を壓し、出色のものとの評であつた。

該論戰の要左の如し。

憲法所定の所有權に關する問題

松本博士は、先づ電力案に於いて、民間の發送電設備を現物の儘強制的に出資せしめ、これが對價として現金または公債を交付することなく、日本發送電株式會社の株式を以つて對價とする旨の規定につき質問を發し、鐵道國有法、公用徵收法、瓦斯事業法、その他の關係法令を引用して、民有財産を徵發する際は、必ず現金または公

債を交付するのが我が國現行法制の根本精神で、これは憲法第二十七條に於いて「日本臣民はその所有權を侵さるることなし」と定めてある所以であつて、假令同條但書に於いて「公益のため必要な處分は法律の定むる所に依る」と規定するところありとするも、その法律は必ず現金または公債に依る補償を定むるものなることが我が憲法の根本精神であるから、政府原案の如く現金、公債を交付せず、業績不測の會社の株式を交付するが如きは、帝國憲法の豫想せざる所であり、その趣旨に悖るものであると論じた。

これに對して永井遞信大臣は、日本臣民の財産は悉く上皇室の御預り物にして、國家公益のため必要ある場合に於いては、何時にても率先これを投げ出して國家全體の利益に資すべきものである、博士の如く個人の利益を先にし、國家の公益を顧みざるは、却つて帝國憲法の趣旨にあらざると應酬した。

評價基準の命令規定に關する問題

次に松本博士は、日本發送電株式會社法第九條第三項に依れば、出資設備に對する評價の基本は勅令に依りこれを定むることとなつてゐるが、出資設備を如何に評價するかは、前述の如く憲法上保障せられたる臣民の財産權に對する制限に關する問題であるから、これは頗る重要な問題である、仍つてこれは議會の協賛を経たる法律に依つて定むべきものにして、これを勅令に委任することはそれ自體憲法違反であり、憲法上の所有權保障に對する一つの陷穽であると非難した。

これに對し永井遞信大臣は、議會の協賛を経たる後法律に依つて評價基準を勅令に規定するのであれば憲法に抵觸するところはない、のみならずその勅令案は法律案審議の際議會に提示してその當否に對する議會の意見を問ふことになつてゐるから、憲法上の財産權保障に對する陷穽と非難するは當らぬと答へた。

株式買入の制限に關する問題

松本博士は、出資設備の對價として交付された株式は、これを日本發送電株式會社に對し買取ることを請求し得ることになつてゐるが、その際に「勅令ノ定ムルトコロニ依リ」としてその買入に一つの制限を設けてゐる、由來この株式買入規定は所有權侵害に對する一つの緩和策なるに拘はらず、これをも勅令に依つて制限し得ることとせるが如きは、これまた一つの陷穽に外ならず、憲法上の財産保障に對する脱法行爲ともいふべきものにして、許さるべきでないと論じた。

これに對して永井遞信大臣は、現物出資に對しては株式交付を原則とするものにして、會社の業務運営の必要上から特殊の場合に於いては、この株式買入に或る程度の制限を加へなければならぬ實際上の必要に基く規定である、株式交付を以つて原則とするものであるから、この原則に對する是非の論は別としても、これに對する例外的處置のみに偏傾して論及し、それを以つて問題全體の是非を斷ずることは當らぬと答辯した。

會社設立規定の缺除に關する問題

日本發送電株式會社法第四條以下に於いて強制出資を規定し、これに對する評價、株式割當をもつて直ちに會社が成立する旨規定しあるも、凡そ株式會社の設立に當りては株式の引受を前提條件とすることは我が國商法の根本原則であり、本法にこの株式引受規定を置くことなくして日本發送電株式會社を成立せしめんとすることは商法上不可能事に屬するものにあらずや、特に將來増資を行はんとする場合に於いて法の不備なる結果、不可能となる恐れなきや。

この質問に對し大和田電氣局長は、本法は商法に對する特別立法にして、商法と牴觸する限りに於いては本法に據るべきことは特別法の通則である、而して株式の引受に關しては、株式交付を條件として設備を出資せしむる規定に於いて既にその強制的引受を豫想せるものにして、出資設備を評價しこれに株式を割當つれば、その株

式は當然引受けらるべきものである、敢へて商法所定の自由なる株式引受に關する規定を必要としない旨を答辯した。

社債發行規定に關する問題

日本發送電株式會社法第十五條第三項には、社債を以つて株式買入を爲し得る旨規定しあるも、社債發行には商法上所定の手續を履まざるべからず、然るに本法案には何等かゝる規定なきを以つて實際社債を發行するに當り、法律手續不備のため社債發行不可能となる恐れはないか。

この質問に對して大和田電氣局長は、本法の特別法たる建前よりして、商法の一般規定に束縛さるゝことなく、また株式の買入請求があることは、その事自體既に社債の引受があるものと解されるから、法律上も實際上也社債の發行に支障を來すことなし、と答へた。

擔保一體性に關する問題

松本博士は次いで外債問題に言及し、外債インデントチュアの規定と社債處理法案の關係について見れば、電力設備は一體として工場財團となり、外貨債の擔保となつてゐる、而してその擔保としての價値は、これら諸設備が一體となつて事業上の収益力を有するところに存するのであるが、本案に依りこれが一部分は日本發送電株式會社に出資せしめられ、一部分は民間會社に残留して分離せらるゝことは、擔保物件としての一體性を毀損するものにして、外債權者の既得權益を侵害するものである、歐米の思想では契約を重視するものであるから、かりに本案が成立して法律となつても、歐米の裁判所に出訴せらるれば約款違反の故を以つて日本の債務者は敗訴すること明瞭である、社債處理法案第七條を削除して、外債權者の繰上債還請求を認め、その支拂に當つては電力會社に負擔せしめず、日本政府が正貨を現送してこれを肩代りしては如何、また日本政府の財政状態より見て、

かくすること不可能なれば、電力の國家管理を中止すべきである、と攻撃した。

これに對して永井遞信大臣は、政府案は、擔保設備を出資せしめた後も、依然として當該設備を工場財團に屬せしめ、また出資會社が債務を履行しないときは、日本發送電株式會社が代つて元利を支拂ひ、これに對しては日本政府が保證を爲し、決して外債權者の利益を侵害するものではない、されば、外債權者の期限前償還要求もあるべき筈はなく、また外債權者の繰上償還要求を豫想し、これが國家財政の負擔に堪え得ずとして、電力國家管理を中止するが如きは、日本の國際信用を自ら失墜する所以にして、不見識の甚だしきものであると逆襲した。

政府保證の手續に關する問題

外貨債に對しては日本政府が元利の支拂を保證するといふも、債務保證には債權者の同意を必要とし、また無記名債券なれば券面にその旨記載しなければならぬが、今回の政府案には何等かくの如き規定なく、法律上の不備缺陷は指摘すれば枚擧に遑がない程であつて、政府は更に今後十分期間を置いて本案を練り直す意思なきや。

この質問に對して大和田電氣局長は、政府保證は法定保證である、隨つて普通の契約に依る債務保證と異り、法律の制定を爲すことに依つて保證の効果が發生するものにして、保證契約の場合に於ける手續規定を敢へて必要としない、また日進月歩の進運にある今日に於いて、更に數年の日月を費して本案を練り直す如きは斷じて時局の要求に副ひ得る所以でない旨を答辯した。

改正商法第四百四十九條適用に關する問題

松本博士は最後に、遞信當局の提出せる日本發送電株式會社の企業目論見書は著しく不當にして、かくの如き不當なる目論見書を以つて株式會社の設立を企圖するが如きは、一般の出資者を惑はすものといふべく、改正商

法第四百四十九條に依る發起人處罰規定を適用して處罰さるべきものであると論じた。

これに對して永井遞信大臣は、自分は國家のため電力管理が必要なりと信じて、その計畫を發表したままである、若しその内容にして法に觸れるものであるならば、自分は國策のためには潔くこの一身を犠牲とするに吝なるものではないと應酬した。

かくて貴族院に於ける電力案上程劈頭の劇的論戰は一先づ幕を降り、論戰は特別委員會に移行した。

同日法案は一括して議長指名二十五名の委員に附託された。委員會構成左の如し。

委員長	伯爵 兒 玉 秀 雄	
副委員長	男爵 矢 吹 省 三	
委員	公爵 島 津 忠 重	侯爵 細 川 護 立
	子爵 大 久 保 立	子爵 井 上 匡 四 郎
	子爵 伊 東 二 郎 丸	眞 野 文 二
	岡 喜 七 郎	松 本 烝 治
	柴 田 善 三 郎	男爵 有 地 藤 三 郎
	堀 切 善 次 郎	男爵 飯 田 精 太 郎
	大 橋 八 郎	男爵 伊 藤 文 吉
	男爵 安 場 保 健	坂 野 鐵 次 郎
	有 賀 光 豐	松 本 眞 平
	下 出 民 義	岩 田 宙 造

風間 八左衛門

上野 喜左衛門

子爵 大河内 正敏

第三節 貴族院委員會審議經過

第一回委員會(三月九日)

第一回委員會は、午前十時三十二分開會された。先づ永井遞信大臣は、本會議に於ける説明を補足して左の如く述べた。

電力の國家管理に關する四法案につきましては、本會議に於きまして概要御説明申し上げたのでございますけれども、なほこの機會に於きまして、いさしく補足させて戴きたいと存じます。

我が國の内外に於ける情勢が、出來得るだけ豊富にして出來得るだけ廉價なる電力の供給、水力の徹底的開發利用、動力動員の體制確立等を、要望して居ります事は申上げる迄もないと存じます。然るに現在電氣事業は、分立する多數の事業者に依つて營まれて居ります事がために、電力開發の企畫は比較的狭い自己を單位とした消化力と採算の埒内に於いて行はれ、國家的大規模開發の如きは、これを望み得ない状態でございます。加ふるに各事業者の利害關係の一致も困難でありまして、隨つて送電線の連絡の如きも十分に行はれて居らないのでございます。そのために、電力事業の綜合的統一的經營に依つて得べき利益を擧げることが望み得ないのでございます。現行電氣事業法は、多數の電氣事業者が營利企業として分立せる事實を前提として制定せられて居るものであり、隨つて全體を綜合して恰も一つの會社をして經營せしむるが如き統制命令は、その能く爲し得る所ではないのでございます。由來、電氣事業は、典型的なる公益事業であり、自

然に獨占到歸すべきものであり、巨額の設備を固定せしむるものでありまして、國家大の經營に移して始めて能くその最大の効果を發揮し得る事業でございます。

本案は右の事實に鑑みまして、全國的なる送電網を完成して、全國各種の需用を綜合し、一方水力電氣を大規模に開發して、これに火力發電を合理的に併用致し、建設費を出來得るだけ低下し、且つ設備の利用を出來得るだけ最高度ならしめんとするものでありまして、これに依つて初めて電力の供給を豊富にし、石炭、石油等の有限にして貴重なる燃料資源の節約を行ひ、戦時非常の場合に於ける動力の動員が容易且つ迅速に行はれ、且つ電氣料金を衡平低廉なるものとなし、更にこれを政策的に考慮致しまして、重要工業の進展と併行して農村の振興を圖り、都市と農村との相剋氣分の解消に貢獻致しますると共に、貿易收支の改善、生産力の擴充、國防の充實を達成し得ること、なると思ふのでありまして、未曾有の非常時局に際會せる今日、これが實施は特に急を要すると信ずるのでございます。

本法案を立案するに當りましては、右に述べました通り電氣事業の特質に鑑み、その職能を遺憾なく發揮せしむることを主眼と致したのでありますが、更に既存電力會社への影響を考慮すると共に、廣く財政經濟一般、進んでは國債關係に關しましても、その及ぼす影響について深甚なる考慮を拂つたのでありまして、最小の犠牲を以つて而も最大の効果を收むるやう十分なる配慮を致した次第であります。以下各法律案について御説明申し上げたいと存じます。

電力管理法案は、發電及び送電は原則として政府の管理に屬すること、及び政府は如何なる方法に依りこれを管理するのであるかといふことを定めた基本法でございます。政府は本法に依りまして、發電、送電に對し特別の支配を爲すのでありますが、その中主要新規水力發電設備、主要火力發電設備及び主要送電設備

に依る発電及び送電は、新に設立する日本發送電株式會社をしてこれを行はしめんとするのでございます。即ち、發電、送電、配電の全機構の中樞として日本發送電株式會社を設け、本特殊會社を中心として、全體の電氣事業の合理的なる運営、電力の合理的なる配給を圖らんとするのでございます。

既存の水力發電設備を原則として管理範圍から除きましたのは、本特殊會社の送電設備を通じ、既存水力發電設備の發生電力の全部を買入れ、政府に於いてその發電及び送電の方法を指示し得るのであれば、綜合統制の目的は十分に達し得るものと認められたからでございます。なほ右の發生電力の買入は、適正なる價格を以つて行はれますから、その發電所の經營者は、往々にして從來ございました様な電力の不消化や、料金についての心配がなくなり、また配電事業者は、電力の國家管理に依つて、確實にして低廉なる電力の供給を受け得るのでありますから、兩者共に事業の基礎は寧ろ現在以上に堅實化するものと考へられるのでございます。日本發送電株式會社の電力設備の建設並びに變更の計畫、電力料金等は、電氣事業を國家大の見地に於いて計畫的に運営し、その公益性を確保して、國家目的の遂行に遺憾なからしむる根本義であることに鑑みまして、政府に於いてこれらの重要事項を決定致し、右の決定に基き、實際運営の業務は會社これに當ること、致したのでございます。

即ち本案は官民の長所を巧みに活かす、その孰れもの専念に陥ることなく、官民合體の新機構の下に、電氣事業の公益性と大規模高能率經營とを、併せて實現せんとするものであります。なほ政府の決定事項につきましましては、決して獨斷に流れぬ様、而してまたその適切妥當を期するため、朝野の知識經驗者を集めた電力審議會を設け、その參畫に俟つこと、致したのでございます。

次に日本發送電株式會社法案に於きましては、日本發送電株式會社の運営すべき電力設備の出資に關する事項、會社機關に關する事項、會社の特權、義務に關する事項等、本特殊會社の設立、機構、業務等に關し種々特殊の規定を設けて居るのでございます。電力設備の出資は、固より公益の必要に出でたものでありまして、これに依り本特殊會社と出資者との間に密接なる企業的聯携を保たしめ、以つて我が國に於ける全電氣事業の一元的綜合的運営を實現せんとするものであります。

而して現物出資の強制は所有權の強制移轉を伴ふものでありますから、出資財産の評価につきましまして、その公正妥當を期するため萬全の措置を講じて居るのでございます。政府原案に於きまして、先づ當事者雙方の協議に依らしむることとし、協議調ひたる場合の主務大臣の認可及び協議調はざる場合の主務大臣の裁定に際しては、一定の評価基準に據ることを要件と致します外、朝野各方面より選ばれたる電力評價審査委員會の議を経ることとし、更に裁定價格に不服ある出資者は、進んで通常裁判所に出訴し得るの途を開きましたのは、全く右の用意に出でたるものに外ならぬのでございます。なほ電力設備の出資の結果は、株主たる地位を取得することとなるのであります。特に本法案に於きましては、出資者は本特殊會社に對し、一定年限内株式の額面金額に依る買入を求めることが出来ることとし、希望に依り株主たる地位の脱退を認められたのでございます。この事は結局、日本發送電株式會社株式の價格を、少くとも額面を下らしめない効果をも伴ふものと認むるのであります。

本會社は民間資本を有効に活用し、國策の線に沿ふて、設備の建設、及び日常業務の適正且つ敏活なる運営を爲さねばならぬ使命を有し、公益目的の遂行に關しましては、國家の代行機關ともいふべき國策會社でありますから、國家はその資金の調達に關し各種の便益を圖ると共に、配當の補給、租税の減免、その他事業の圓滿なる遂行上必要なる種々の特權を附與するのであります。他面また會社の役員中總裁及び副總裁

については、本會社の有する特別な使命に鑑みまして、特に勅裁を仰いで政府が任命し、理事は株主總會に於いて二倍の候補者を選擧し、その中より政府に於いて選任する等、會社の役員は廣く練達堪能の適材を求め得るやう留意し、定款の設定、變更、社債の募集、利益金の處分等重要事項は、この種會社の例に倣つて政府の認可を受けしむることゝ致しました。なほ政府と本會社との關係は、これを經營の實際より見ますれば、一種の共同關係にあるのでありまして、この點が、政府原案に於きまして電力管理に必要な經費相當額を限度として本特殊會社の納付金の義務を法定致しました實質的な理由でもあるのでございます。

次に社債の處理に關する法案でございますが、電力の管理に伴ひ、現に社債の擔保となれる工場財團に屬して居る電力設備が、本會社に出資せられることゝなるのでありますが、これがため債權者の權益を害せざることを第一義とし、特に外債關係につきましては國際信用の保持に努め、將來の外債輸入にも支障がない様十分配慮を致したのでございます。即ち電力設備が本會社に出資せられた後に於きまして、依然として工場財團に屬するものと致しまして、出資者が出資設備を擔保とする社債の元利拂を怠りました場合には、日本發送電株式會社が代つてその支拂を爲し、更に日本發送電株式會社をして社債元利拂の保證を爲さしめ得ることゝする外、政府自らも必要ある場合には社債の元利拂を保證せんとするのでございます。また外債約款は固よりこれを尊重し、これに掲げられてあります種々の負擔制度は、國防上その他國家的必要ある場合は別と致し、原則としてこれを承繼することゝ致したのでありまして、萬一の場合を慮り電力管理に伴ふ資産の變動を理由として期限の利益を失はない旨を規定して居りますが、要するに本案に於いては、社債の處理は總て契約の内容に即したる方法に依つたものでありまして、實質的に債權者に何等の損害は勿論、不安を與ふるものではありませぬから、外債關係に於きましても、國際信用が損はれるといふ如き心配はあり得

ないものと確信するのでございます。

最後に電氣事業法中改正法律案について一言申添へます、配電事業は直接國家管理の對象と致しませぬが、電力管理の効果を徹底し、その目的の首尾一貫を圖ることが肝要でありますので、配電區域を整理統合して電氣の普及を圖るため事業讓渡の命令、託送命令に關する規定を設け、また管理に因る料金低下の利益が消費者にも及びます利益金の處分、銷却、並びに供給の擴充に關する監督規定を加へることが必要であると考へまして、電氣事業法の一部を改正したのでございます。

要するに今回の電力國策は、官民合體して各々その長所を活かし、電力經濟の理想とする豊富、低廉、確實なる電力の供給を確保し、國民生活、國防、産業の上に於ける電氣事業の重大使命を遺憾なく發揮せしめんことを期するのでありまして、斯業の本質、その現狀に照し、且つは現下の時局と來るべき戦後の經營にも備ふるためのでございます。目下の非常時局に於ける國家總動員に於いても、動力の動員の如きは、結局本案の實行に依る全國的統制の體制が整つて居るのでなければ、その迅速且つ圓滿なる遂行は困難ではあるまいかと考ふるのでございます。

最後に電力管理法案、日本發送電株式會社法案及び電力管理に伴ふ社債處理に關する法律案につきましては、本會議に於いても申述べました通り、衆議院に於いて若干の修正が加へられ、たゞいまこの會議に上つて居ります議案のやうな内容になつて居るのでありますが、政府と致しましてはこれには賛成致し兼ねるのでありまして、政府原案を最善と確信致して居るのであります。何卒政府の意のある所を諒とせられまして、政府原案の實現致します様御審議を賜らんことを切望致す次第でございます。

大臣の説明あつて後風間八左衛門氏、松本眞平氏、上野喜左衛門氏、岡喜七郎氏、有地藤三郎氏その他委員よ

り資料の請求あり、審議方針等を協議したのみで散會した。

第二回委員會（三月十日）

同成會坂野鐵次郎氏から、政府は衆議院の修正案を飽くまでも排撃する積りであるかといふ質問あり、これに對して永井遞信大臣は、政府原案支持を強調し、大和田局長は更に逐一修正に不賛成なる所以を明にした。大河内正敏子は、寧ろ全部國營にした方が宜いのではないかと説いたが、永井遞信大臣は、國家財政上の理由と、民間の創意または能力を極度に發揮せしむる意味に於いて原案の趣旨を可とする旨答へた。

午後の委員會に於いては松本博士起ち、獨占の弊害は官廳側に罪があると説き、配電關係法規について質し、更に五大電力會社の共同計算案につき大臣との間に質疑應答を重ねた。

第三回委員會（三月十一日）

この日岡喜七郎氏から杉山陸軍大臣に對し、國防上の見地より本法案に對して有する所見如何といふ質問あり、午前十時十分より午後零時七分まで秘密會が續けられ、秘密會終了後直ちに散會した。

第四回委員會（三月十二日）

電力案は一般經濟界を萎縮させるものであるとの岡喜七郎氏の質問に對し、永井遞信大臣は、今日の事變對策と同時に將來の恒久對策として必要なのであると答辯した。安場保健男は、電力動員は現行法で出来るのではないかとの質問を發したが、大和田電氣局長は、現象に即して一時的なら出来るかも知れぬが、不適當なる旨を答へた。

午後の委員會に於いては、岩田宙造氏より、國家管理の意味、内容、その他につき質し、配電事業をも國家管理に含むべきであるとの見解を披瀝された。

第五回委員會（三月十四日）

九日から十二日迄の四日間において、略々大綱に關する質疑は一巡した形なので、兒玉委員長は、今日より法案の逐條審議に入りたいと語り、その方針で進むことになつた。

松本博士は、電力料金の決定について、管理法の第三條は、例へば妻が第三者と賣買をするのに、夫がその料金を決定する様なもので、夫婦は同心一體であるといふに、かゝるやり方は、結局一方的に料金が決定することゝなつて不都合ではないか、自分がかゝる立法例を見たことがないと、蘊蓄を傾けたが、遞信省大野業務課長は、産金法にもかゝる意味の立法例があると答辯した。なほ有地藤三郎男から鐵道の電化と電力案の關係について質問があり、中島鐵道大臣が答辯に當つた。

第六回委員會（三月十五日）

上野喜左衛門氏から政策料金について、岩田宙造氏から有力會社の合併問題について質問があつた。法案に對する貴族院の空氣は、漸次再修正に傾いて來る模様が見えて來た。

第七回委員會（三月十六日）

松本博士は、電力株の騰落現象を中心として種々な角度より電力案を論難し、主として吉野商工大臣が答辯に當つた。岩田宙造氏は、引續いて配電問題に關し永井遞信大臣と質疑應答を重ねた。

第八回委員會（三月十七日）

堀切善次郎氏から尾瀬原發電工事について質問があつた後、松本博士は、本日夜東京市政會館に於いて電力案支持の演説會が開かれることになつてゐる事につき言及し、永井遞信大臣に對して、右は議會の論議を牽制するものであるとてこれを難詰し、自分はこの法案については缺點ありと信ずるからその修正に關し十分考へてゐる

譯であるが、政府はその缺點を毫も認めず、信念で行くといふ、この態度を改めるのでなければ、自分はこの議場に臨む必要はないとさへ思ふ程である、自分のいふ如き修正を爲さずしてこの法案が成立するものとせば、自分は法律學者としてその責任を痛感せざるを得ない、と極論した。これに對し政府も負けては居らず、大和田電氣局長は、政府もそれらの權威を以つて立案したその趣旨を説明して居るのである、これを拒否されたのでは議會は成立すまいといふ趣旨を述べ逆襲したため松本博士は席を蹶つて退場し、かくてこの日政府側と松本氏とが正面衝突の形に陥り、委員會の空氣は頗る險悪化した。

第九回委員會（三月十八日）

松本、岩田兩氏から外債問題及び東北振興電力の業績に關し質疑あり、廣田外務大臣、大野業務課長等が答辯に當つた。

貴族院の空氣は漸く混沌として來た。案の將來を憂慮した兒玉委員長は、頻りに議事促進について奔走した。永井遞信大臣も事態の容易ならざるを看取し、同日夜七時萩窪の別邸に近衛總理大臣を訪問して、貴族院に於ける審議状況並びに空氣を報告すると共に、貴族院工作について重要懇談を遂げた。

政府側に於いても、貴族院の再修正の内容如何に依つては、次善策も亦己むを得ずとする意嚮を臆はせるに至つた。それ程貴族院の空氣は險悪であつたのである。

第十回委員會（三月十九日）

貴族院の空氣を憂慮した近衛總理大臣は、この日委員會に出席して答辯に當つた。即ち堀切善次郎氏は、本法案は極めて重要なものであり、疑問の點も亦尠しとしないが、本法に對する總理大臣の見解を承りたいと質問したに對し、近衛總理大臣は、本法案は現内閣の最も重きを置く政策の一つである、國防上または國民生活上か

ら見ても極めて、重要な法案であると思ふ、隨つて政府としては、自分が聲明した如く、提出法律案に關し議論多きことは承知してゐるが、原案を以つて依然最適の案であると考へて居る、是非原案の通過せんことを希望して己まない所以である、と答へた。

更に堀切氏は、政府は本法案を再検討し、十分に審議し直すことを考へるかどうかと質問したが、これに對し總理大臣は、會期切迫せるもなほ餘日がないわけではないから、この案について審議を進めて貰ひたい、と答辯した。

近衛總理大臣の右の答辯は、險悪化した貴族院の空氣を緩和するに非常な効果があつた。

第十一回委員會（三月二十日）

貴族院の空氣緩和を看取した兒玉委員長は、委員會の劈頭「論議は論議として一應本日をも以つて質疑を打ち切り、二十二日より懇談會に入りたい」と提議し、質問の打切りを希望したが、質疑はなほ綿々と續けられた。

第十二回委員會（三月二十二日）

兒玉委員長の提議に依り漸く懇談會が開かれた。各委員の意嚮を取纏めるために一旦休憩し、更に續會されたが、兒玉委員長は、委員會の態度を決定するために、政府原案を採擇すべきや否やを諮つた。これに對して松本、岡、岩田三委員から簡単な發言があつたが、結局委員會としては、この際法案を否決することは當を得たものといへない、衆議院も修正は加へたがこれを通過させたのであるから、貴族院としてもなほ一段の努力を拂つて審議を進めやうといふことに根本方針の一致を見た。そこで政府原案、衆議院修正案、貴族院独自の修正案の三案を議題として、同日午後更に懇談會を續行した。

午後の懇談會に於いては、修正案につき論議されたが、結論には到達しなかつた。同日論議の中心となつた貴

族院修正案の主たるものは左の如きものであつた。

- 一、日本發送電株式會社法第四條以下強制出資に關するもの
- 一、外債處理に關するもの

前者は松本、安場、岩田三委員の提議に成るものであつた。外債處理に關しては、松本博士は對外信用上から第七條を削除すべきであると提議し、これに對し堀切氏は、第七條を削除せば本法案は骨抜きになると反對し、玆に兩様の意見が對立した。兒玉委員長は、懇談會としては殆んど異例ともいふべき決戦投票説を持ち出したが、議場混亂に陥りその儘散會の己むなきに至つた。

第十三回委員會（三月二十三日）

社債問題に關する疑義解消のため永井遞信大臣、賀屋大藏大臣、廣田外務大臣の三大臣が出席を求められ、懇談會が續行された。

まづ松本博士から、電力會社の信託契約に、既得の利益はその後に制定された法律を援用することに依り侵害されることなし、と規定されてゐるので、社債處理法案第七條の規定は全く無意味で、且つ政府が繰上償還の不安なしと説明する以上本條の規定は無用であるから削除すべきであると主張した。

これに對して永井遞信大臣は、今日外債の債務者となつてゐる會社から擔保物件を強制出資させるについては、出來る限りその債權者を保護することに重點を置き、各般の機關を動員して研究した、その結果外債の債務者となれる會社から出資させた擔保物件の一部分は、出資後と雖も工場財團の一部分として必要のある時には債權者がこれを處分することを認めてゐるのである、その上債務者たる會社が元利支拂を履行せざる時は新會社が責任を執り、新會社が爲し得ざる時は日本政府が支拂を保證するといふ三者が共同して債務者になる建前で債權

者を保護することに努力してゐる、本法案の實施についても十分信託約款を尊重し對手方に對しても十分諒解を求め積りである、同時にまた政府としては萬一日本に對して好意を有せざる者が特殊の動機から訴訟に依つて債務の償還を求むるが如き場合には、それに対する防衛の方法を講ぜねばならぬから、今日の金融爲替政策上から見たる公益規定として第七條を設けたのである、かくの如き確信を以つて政府は本案を提出したのであるから、この規定の運用が我が國財界に對しても亦外國に對しても、毫も日本の信用を傷けるものではないことを確信し、またその責任を十分感じてゐるものと答辯した。

廣田外務大臣は、遞信大臣の答辯の後を承けて、外國債權者に對しては十分の保護を與へてゐるから心配になるやうなことはあるまいと答へ、賀屋大藏大臣も亦同様の答辯を爲し、外債問題に關して遞信大臣の答辯を支持した。

政府委員の退席後、委員のみの懇談會に移つたが、その席上公正會の飯田精太郎男は突如左の如き意味の爆彈的動議を提出した。

即ち飯田男は、松本博士の外債に關する不安は尤もであるからこれを削除し、また政府の意圖する電力管理の目的を達するため一案を提議すると前提し、日本發送電株式會社に配電事業までも入れて外債の擔保物たる工場財團全部をその儘出資せしむることにしては如何、かくすれば外債の繰上償還の不安は一掃される、また我が國の電氣事業を一度に管理せずとも、豫定計畫を樹て、漸次整理し、數年後に全國の合併を行つては如何、結局配電まで行はねば國家管理の趣旨は徹底せぬのであるから、自分の主張するかゝる修正案は政府の目的とする統制強化の趣旨に合致するものと思ふ、と述べた。

會期極度に切迫せる折柄でもあつたので、右の大修正案は痛く政府を當惑せしめた。この修正案に對しては、

岩田、下出、松本各委員が賛意を表し、特に岩田博士の如きは、専門的立場から、飯田男の修正案ならば法文の作成も左程困難ではあるまいと、會期中修正法文の作成可能を裏書した。然るに研究会の掘切委員は、かゝる修正案は餘りにも原案からかけ離れ過ぎる、寧ろ「修正」の範圍を逸するものであるとなし、眞向からこれに反対を表明し、こゝに端なくも公正、研究兩會派の意見が正面对立した。事態は收拾の途なく、懇談は一旦休憩に入り、午後更に續行された。

午後の委員會は開會と同時に再び懇談會に入つたが、飯田男の修正案に對して先づ大橋八郎氏が、政府原案に依れば日本發送電株式會社の資本は七億八千萬圓であるが、配電部分をも入れると數十億圓になつて、管理がやりに辛くなる、と反対意見を述べた。飯田男は、自分の修正案に依ると、工場財團全部を出資させる事になるから外債問題もなくなり、農村電化、料金低下の餘地も大となる、隨つて資本が尅大になるから管理し難いといふ理窟はない、と反駁して譲らず、所謂飯田修正案を繞つて、岩田、松本、岡、下出各委員を擁する賛成者側と、大橋、掘切委員等を先頭とする研究会の反對者側とが對立して、會議は一向進行を見なかつた。結局小委員を擧げて修正案を協議することに決して散會した。小委員會の構成は左の如くであつた。

委員長	子爵 井上 匡 四郎	伯爵 兒 玉 秀 雄
委員	公爵 島 津 忠 重	伯爵 掘 切 善 次 郎
	子爵 大 久 保 立	男爵 飯 田 精 太 郎
	風 間 八 左 衛 門	男爵 岡 喜 七 郎
	男爵 矢 吹 省 三	岩 田 宙 造
	坂 野 鐵 次 郎	

右の小委員は別室に於いて直ちに飯田修正案を中心に論議を重ねたが、結局掘切氏の提議に依り二十四日午前の小委員會迄に公正會案に依る修正案文の提出を要求したる後衆議院の修正案に對する貴族院としての再修正案を議題として意見の交換を行つた。その結果統制の範圍、強制出資、出資設備の評價基準、電力關係四法案を通じての法文の不備等について検討を加へ、各委員に於いても局部的修正案について攻究し、これまた二十四日午前の小委員會に持寄ることとして散會した。

第十四回委員會（三月二十四日）

この日午前に開かれた小委員會は、飯田男から公正會案、掘切氏から研究会案と、それら、修正案試案を提出して論議した。兩案の内容左の如し。

（公 正 會 案）

- 一、電力管理法第一條、第二條、第四條、第五條及び附則の各條項中「發電及送電」とあるを何れも「發電、送電及配電」と、「發電又は送電」とあるを「發電、送電又は」と改め、同法案第三條「日本發送電株式會社」とあるを「日本電氣事業株式會社」に改む
- 一、電力管理に伴ふ社債處理に關する法律案は之を抹殺す
- 一、「日本發送電株式會社法案」を「日本電氣事業株式會社法案」に改め、同法案第一條、第二十八條に「發電及送電」とあるを「發電、送電及配電」と改む
- 一、電氣事業法中改正法律案中「日本發送電株式會社法」を「日本電氣事業株式會社法」に改む

（研 究 會 案）

- 一、電力管理法第四條の衆議院修正案を緩和すること。なほ衆議院修正案附則に付き考慮すること

一、日本發送電株式會社法案第四條の強制出資の規定を緩和し、同第九條の評價算定基準は新會社の經營上相當の考慮を拂ふこと、同第十五條第一項は「勅令の定むる所に依り」を法文化し、株式の買入に制限を設けること、同二十一條は「官廳の官吏たりし者は會社の役員となることを得ず」の次へ「但主務大臣必要と認めたるときは此の限にあらざ」と入れること

一、電力管理に伴ふ社債處理に關する法律案中第七條の規定を緩和し、外債所有者を刺戟せざるやうにするこ

と
小委員會に於いては右兩案につき飯田、堀切兩氏より詳細なる説明があつて後坂野、風間兩氏より會社法第九條の評價算定の基準について修正意見が開陳されて、未決定の儘一先づ午後の委員會に中間報告を爲すことになつた。

午後の委員會に於いては、井上子より小委員會の経過を中間報告した結果、先づ飯田案に對する政府の内意を聴取することになり、井上子は更に小委員會に永井遞信大臣の出席を求めて、その所信を訊したところ、永井遞信大臣は、假りに飯田案が通過したるにせよ、該案は政府の意圖する所とは根底から異なるから實質的には否決されたと同様であると述べて不同意を表明した。仍て井上氏はこの旨を委員會に報告した。

かゝる情勢の下に小委員會は更に深更まで審議を續行し、政府の内意を汲んで専ら堀切氏提出の修正案を中心に論議した。

この日は委員會を開くこと三回、小委員會を開くこと三回、都合六回前後十三時間に亙る審議を續けたのであるが、遂に結論らしい結論は得られなかつた。

第十五回委員會（三月二十五日）

會期最終日迄持越された小委員會は、この日午前九時から開かれた。前日に引續いて堀切案について審議の結果、前述の堀切案に左の三項目を追加して、小委員會案を作成した。

一、電力管理法第一條の衆議院修正案を削除し政府原案に復活す

一、日本發送電株式會社法案第十三條「會社の成立又は増資の日」を「設立又は増資の登記の後」に改む

一、電氣事業法中改正法律案中第二十三條第二項の「業務並に」の下に「利益金の處分、減價銷却其他」を、

「改善」の下に「供給の擴充」を加ふ

各會派代表は、この小委員會案をそれ／＼各會派に持ち歸つて各自態度を協議したが、大會派たる研究會は從來歩調亂れ勝ちであるやに取沙汰せられてゐたにも拘はらず全會一致この小委員會案を支持する態度を決したので、こゝに貴族院の空氣は俄然一變した。随つて他の會派に於いても妥協せざるを得なくなり、結局研究會案を中心にし、公正會案の趣旨を希望決議に織り込むことに決して、さしにも難航を續けた電力案も、漸く議會最終日に至つて貴族院通過の曙光が見えて來たのであつた。この小委員會案作成の際には、兒玉委員長、堀切善次郎氏、修正案の立法技術者としての樋貝法制局參事官等の努力が與つて大なるものがあつた。

午後開會された委員會に於いて、小委員會の経過は、井上子並びに堀切委員から左の如く報告された。

（子爵井上匡四郎氏）小委員會の経過御報告申し上げます、小委員會は昨日特別委員會終了後直ちに開催し、また今朝も開會を致しました、午前中に大體小委員等の間で、採決は致したのでありませぬが、大體纏りました成案を得たのであります、詰り修正を纏めたのであります、この修正は所謂飯田案と堀切案兩案共に大體、總てと申しても宜いかも知れませぬが、共通のものであるのであります、その大要を御手許に今お配りしてある筈であります、その修正の詳細の説明は、主たる提案者であられる堀切君から御説明を願ふこ

とに致します。

(堀切善次郎氏) それでは只今の小委員長から御話のありました、御手許に差上げまして、小委員会色々御審議を煩しました案についての御説明を申上げたいと思ひます。

この修正の案は大體政府の辯明を……政府の説明を是認しまして、この案の精神を取ることに致しました、さうして之に對しましては衆議院の修正が加へられてありますので、その衆議院の修正案に對しても、十分これを尊重致しまして、さうして貴族院独自の立場から判断して、これに對する修正案を小委員会に於いて相談された譯なのであります、でこれを逐條的にこの内容を一應説明を申上げたいと思ひます。

電力管理案につきましては、色々問題がありました、結局相談致しましたところは、この衆議院に於いて附加されました附則の第三項に對して、少し修正を加へまして、この文章は御手許に差上げてあります書類について御覽を願ふことに致しまして、この趣意は、衆議院がこれを加へましたその精神は、これは尤もであると考へます、たゞこの繼承する契約の範圍が明瞭でありませぬので、その範圍を明瞭にするために、その發電又は送電に關する電力需給の契約といふことを明にしたのであります、管理法案につきましてはこの一點であります。

次に日本發送電株式會社法案につきましては、色々な點が問題になりました。第一條、第九條に關しては、あります。第九條は出資の資産に對しましての補償の規定であります、これは政府の原案に於きましては、大體勅令に委任されて居りましたのを、衆議院の修正に於いてこれを法文化したのであります。この標準を法文の上になるべく現はすといふことにつきましては、この委員會の空氣もさうであつたと思ひますし、政府の方でも同意を表されて居るのであります、これをどういふ風に書き表すのが最も妥當であるか

といふことにつきまして、小委員会色々論議が重ねられ、色々な案が提出されたのであります、結局その議論の大體落ちついたと思はれますところは、この御手許に差上げてあります通り第一項の第二號……衆議院修正の第一項第二號にあります「過去三年」を「過去五年」に改める、その他は衆議院で加へました案文の通りといふことになつたのであります。

これはこの頃經濟界の變動が色々激しい實情に鑑みまして、この年限を短かく致しますといふことは穩當を缺く嫌ひがあると思はれます、で出来るだけこれをなるべく、これをもう少し長く考へる方が最も妥當な結果を來す所以であると考へます、この修正につきましても小委員会に於いて或ひはこれを七年にする方が宜いといふ説も相當強く主張される方もあつたのであります、先づ五年が最も適當であらうといふことで、過去三年とあるのを過去五年に改めるといふことに致しました、さうしてその他は衆議院の修正文の通り、その精神に依つてやるが宜いといふことに大體の意向が纏まつた譯であります。

次に第十二條の中に「成立又ハ増資ノ日」とありますのを「設立又ハ増資ノ登記ノ時」かういふことに改めまして、設立の日から登記の時迄の間に色々な法律關係の起りますのを、登記の時と改めます方が最も正確であるといふ義に松本さんの御意見もあり、その通りであると考へまして、これを登記の時と改めて、明確にした次第であります。

次に第十四條の第二項に、「前項ノ規定ニ依ル」とあります下に「事業繼續ノ能否」といふことを入れました、これは原案に依りますと、電力設備及びその附屬設備を出資しました残存電氣事業について、その事業を繼續すること能はざるに至りたる時は買収を請求することが出来るといふ規定であります、この規定の儘では事業繼續が可能であるか不可能であるかといふ認定について、不可能である場合にもこれを可能

と認めらるゝ様な問題が起るのではないか、さうであつては困るといふ御意見がありました、その事業の能否の認定の問題を第二項の中に入れて、先づ當事者の協議に依り、協議調はないときは主務大臣これを裁定するといふことに致した譯であります。

なほこの點につきましては或ひは岡さんから更に御説明を願ふ方が便宜かも知れませぬ、それから第十五條につきましては、第一項の中の「勅令ノ定ムル所ニ依リ」といふ所を削りまして、第三項の中で衆議院の修正致しました「出資者ノ同意アル場合ニ於テハ」と、これだけの文句を削りまして、その他は修正の通りといふ意味であります、第一項中の「勅令ノ定ムル所ニ依リ」を削りました理由は、なほ或ひは岩田さんから詳細な御話があるかも知れませぬのですが、一應申上りますと、この「勅令ノ定ムル所ニ依リ」といふ言葉を用いることに依つて、出資者が持つて居ります株式の買入請求を制限をせらるゝことなく、無制限に買入を請求することが出来、會社はそれを買取らなくちやならぬといふ趣旨に直した譯であります、この勅令の定むる所に依りといふことがあるに依つて、この勅令で制限されることのないやうに訂正した譯であります。

元來この會社は強制出資で、強制出資に依つて株式を與へられて居る譯でありますから、その強制出資の株主に對して株主として繼續して行くか、或ひは株主たる地位を離れるかといふことについては、全然その株主の自由にする方が穩當であるといふところから、買入の請求につきましてこれを制限を置かないといふ精神から、それを表すためにこの「勅令ノ定ムル所ニ依リ」といふことを一項から削つてしまふといふ案であります。

第三項につきましては衆議院修正の「出資者ノ同意アル場合ニ於テハ」といふ言葉を削除致します、これ

は出資者の同意のない場合に於いては、同意ある場合の外は現金を以つて總てその買入請求の株券を買入れなければならぬ、殊に衆議院に於て修正された譯であります、かういふ風に現金を以つて非常に多くの株券を買入れなければならぬといふやうな場合が起りました、これは本會社設立の目的の遂行を危殆ならしむる危険があるものと思はれますので、この文句を削除をする、その外については衆議院の修正に同意する意味であります、で即ちこの債券を以つて支拂ひます時にその債券は政府の支拂保證ある債券、政府はこの債券に對して保證をするといふことは衆議院の修正に同意をした譯であります。

次に第二十二條の規定を御手許に差上げてあるやうに修正を致しました、事業關係の官廳の官吏たりし者に對してのこの會社に對する就職の制限の制限であります、これはこの衆議院に於きましてこの法案決議後に法案となりました恩給金庫法、庶民金庫法に同様の規定がありますが、その規定の先例に依りまして、それと同じ様に規定するといふことが適當であらうと考へまして、その同じ精神で同じことを規定することに修正致した譯であります。

その次に第三十二條の規定は株式會社の租税の免除の規定であります、衆議院に於いて全部削除せられて居ります、これは會社の性質に鑑みまして租税を免除して出来るだけの特典を與へてやるのが事業遂行のためには必要であるものと考へまして、これを免除することに政府の原案を復活した譯であります。

終りに第四十五條、政府原案の第四十五條、衆議院修正の第四十四條になります、政府ハ設立委員會ヲ命ジ日本發送電株式會社ノ設立ニ關スル一切ノ事務ヲ處理セシム」とありましたが、この規定につきましてはこの會社の本質に鑑みまして設立委員に設立に關する一切の事務を處理させるといふだけの規定では不十分であると考へられますので、「設立及開業準備」といふことに改めることを適當と考へました。

その他日本發送電株式會社法案に關しましては衆議院修正の通りといふ考であります、その次に社債處理に關する法案につきましては、小委員會に於きまして急いで今の様な相談を致しまして、今申上げましたことに關聯してこの關係條文の整理をする點があると思ひます、それは今申上げること略して置きますが、今申上げましたことに關聯した字句の修正、或ひは整理でありますから左様御承知を願ひたいと思ひます。次には社債處理に關する法律案につきましては、第一條第一項の「成立又ハ増資ノ日」といふのを、前の會社法を直しましたが、同じ趣旨に依りまして「設立又ハ増資ノ登記ノ時」といふ方が明瞭であると思ひます、第二條の中で「前項ノ供託物」とありますのを「前項ノ規定ニ依リ供託セラレタルモノ」と改むる方が、松本さんから御指摘のありました権利に對する趣旨を包含する意味に於きましてこの方が宜からうと考へたのであります。

第四條の第三項の中の「成立又ハ増資」とありますのを「設立又ハ増資ノ登記ノ日」とするの、それに關聯した意味であります、第七條につきましては松本さんの御意見も十分に尊重致しまして、色々考を廻らしたのであります、こゝに御手許に差上げました様に「出資シタル者ハ」とありますのを「者ニ對シテハ」といふことにし、「期限ノ利益ヲ失フコトナシ」といふ言葉を、「其ノ社債ノ期限前ノ元利支拂ヲ請求スルコトヲ得ズ」とかういふ風に修正致しますことに依つて、一と通り前の原案の缺陷を補ふことが出来ると思へた次第であります。

それから第八條の第一項の中に「日本發送電株式會社ヲシテ」といふ下に「勅令ノ定ムル所ニ依リ」といふ言葉を加へまして、保證をする方法につきましては勅令でそれを決めますといふ方がこの趣旨が能く分ると考へまして、これを加へた譯であります、なほ第八條の第二項は御手許に差上げてあります様に修正を致

しましたが、これは原案とは趣旨は違ふのであります、原案に於きましては大體社債は發送電會社がそれを保證し、發送電會社の保證した保證に對して政府が保證するといふ建前になつて居りますが、債權者の利益を出るだけ尊重します様に、大體に債權者に對して出来るだけ不安なからしむるために色々な工夫を廻らしました結果、この修正案の様に社債に對しては政府が直接に保證するいふ方が債權者を安心させるのに相當効果があると信じて、第八條の二項を御手許に差上げてある様に直接保證に改めた譯であります、大體小委員會で話を致しました點は今申上げました通りであります。堀切氏の小委員會成案に關する報告あつた後、各委員間に質疑應答を重ね、委員會は遂に左の如き貴族院としての修正案を可決した。

電力管理法案

右別冊ノ通修正議決セリ依テ及報告候也

昭和十三年三月二十五日

委員長 伯爵 兒玉 秀雄

貴族院議長 伯爵 松平 頼壽 殿

〔別冊〕

電力管理法

第一條

發電及送電ハ政府本法ニ依リ之ヲ管理ス

電氣ノ價格ヲ低廉ニシ其ノ量ヲ豊富ニシ之ガ普及ヲ圓滑ナラシムル爲政府ハ本法ニ依リ發電及送電ヲ管理ス但シ自己ノ専用ニ供シ又ハ一地方ノ需用ニ供スル電氣ノ發電及送電ニシテ勅令ニ別段ノ定アルモノハ

（——ハ委員會修正）

此ノ限ニ在ラズ

第二條 本法ニ依リ管理スル發電及送電中勅令ヲ以テ定ムル電力設備ニ依ル發電及送電ハ日本發送電株式會社
法ノ定ムル所ニ依リ日本發送電株式會社ヲシテ之ヲ行ハシム

第三條 政府ハ日本發送電株式會社ノ電力設備ノ建設又ハ變更ノ計畫及電力料金其ノ他ノ電力受給ニ關スル重
要事項ヲ決定ス

前項ノ規定ニ依リ決定スベキ電力料金ノ基準ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條 政府ハ其ノ管理ニ屬スル發電又ハ送電ヲ爲ス者ニ對シテ發電又ハ送電ノ方法ニ關シ管理上必要ナル命
令ヲ爲スコトヲ得

前項ノ命令ニ依リ生ジタル損害ハ政府之ヲ補償ス

第五條 發電及送電ノ豫定計畫、電力料金其ノ他政府ノ管理ニ屬スル發電及送電ニ關スル重要事項ニ付政府ノ
諮問ニ應ズル爲電力審議會ヲ置ク

電力審議會ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六條 第四條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

第七條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シテ前條
ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ亦前條ノ罰金刑ヲ科ス

附 則

本法施行ノ期日ハ各條ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條ノ規定施行ノ際現ニ第二條ニ定ムル發電又ハ送電ヲ爲スコトヲ得ル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當分ノ内

仍從前ノ例ニ依リ發電又ハ送電ヲ爲スコトヲ得

日本發送電株式會社ガ第二條ノ規定ニ依リ發電又ハ送電ヲ行フ場合ニ於テ。其ノ發電又ハ送電ニ關スル電力需給ノ契約ニシテ
電力需給ノ契約ハ日本發送電株式會社之ヲ繼承ス

日本發送電株式會社法案

右別冊ノ通修正議決セリ依テ及報告候也

昭和十三年三月二十五日

委員長 伯爵 兒 玉 秀 雄

貴族院議長 伯爵 松 平 頼 壽 殿

〔別冊〕

日本發送電株式會社法

第一章 總 則

第一條 日本發送電株式會社ハ電力設備及其ノ附屬設備ヲ爲シ政府ノ管理ニ屬スル發電及送電ヲ行フコトヲ目
的トスル株式會社トス

日本發送電株式會社ハ主務大臣ノ命令ニ依リ又ハ其ノ認可ヲ受ケ前項ニ定ムルモノノ外附帶業務ヲ營ムコト
ヲ得

(一)ハ委員會修正)

第二條 日本發送電株式會社ノ存立期間ハ設立登記ノ日ヨリ五十年トス但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ延長スルコトヲ得
第三條 日本發送電株式會社ノ株式ハ記名式トシ政府、公共團體、帝國臣民又ハ帝國法人ニシテ社員、株主若ハ業務ヲ執行スル役員ノ半數以上、資本ノ半額以上若ハ議決權ノ過半數ガ外國人若ハ外國法人ニ存セザルモノニ限リ之ヲ所有スルコトヲ得

第二章 出資

第四條 政府ハ電力管理法第二條ノ規定ニ依ル勅令ノ定ムル電力設備及其ノ附屬設備ヲ本章ノ規定ニ依リ日本發送電株式會社ニ對シ出資セシムルコトヲ得

第五條 政府ハ前條ノ電力設備及其ノ附屬設備ヲ日本發送電株式會社ニ出資セシメントスルトキハ出資セシムベキ設備及出資ノ期日ヲ公告スベシ
前項ノ場合ニ於テハ政府ハ日本發送電株式會社及當該設備ノ所有者ニ其ノ旨ヲ通知スベシ

第六條 前條第二項ノ通知ノ後出資ノ目的タル設備ノ所有者當該設備ノ現狀ヲ變更セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ
第七條 第五條第二項ノ通知ノ後ハ出資ノ目的タル設備ノ所有者ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ當該設備ヲ讓渡シ又ハ當該設備ヲ新ニ所有權以外ノ權利ノ目的ト爲スコトヲ得ズ

第八條 政府ハ日本發送電株式會社ニ對シ國有ノ電力設備及其ノ附屬設備ヲ出資スルコトヲ得
第九條 出資ノ目的タル設備ノ價格ハ左ノ各號ノ金額ノ和ノ二分ノ一ニ相當スル金額ニ依リ之ヲ算定ス

一 當該設備ノ建設費ヨリ減價銷却金ヲ控除シタル金額

二 當該設備所有者ノ過去三年間ニ於ケル建設費ニ對スル益金ノ平均割合ヲ出資設備ノ建設費ニ乗ジタル金額ヲ一定ノ利率ヲ以テ還元シタル金額

前項ノ建設費、減價銷却金額及益金ハ電力評價審査委員會ノ議ヲ經テ主務大臣之ヲ決定ス

第一項第二號ノ一定ノ利率ハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第十條 電力評價審査委員會ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十一條 日本發送電株式會社ハ出資ノ目的タル諸設備ノ所有者ニ對シ第九條ノ規定ニ依リ決定シタル價格ニ相當スル株式金額ノ全額拂込済ノ株式ヲ割當ツベシ但シ當該株式一株ノ金額ニ滿タザル部分ニ對シテハ金銭ヲ以テ支拂フベシ出資ノ目的タル設備ニ變更アリテ其ノ變更部分ニ付株式配當ノ日迄ニ價格決定セザルトキハ當該部分ニ對シテハ金銭ヲ以テ決済スルコトヲ得株式割當後變更ヲ生ジタル部分ニ付亦同ジ
第十二條 出資ノ目的タル設備ハ日本發送電株式會社ノ成立又ハ増資ノ日ニ於テ日本發送電株式會社ニ出資セラレタルモノト看做ス

第十三條 第九條ノ規定ニ依ル出資價格ニ付不服アル出資者ハ同條第二項ノ規定ニ依ル決定ノ通知アリタル日ヨリ一月内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得第九條ノ規定ニ依ル出資價格ガ通常裁判所ノ認定シタル價格ニ違セザルトキハ其ノ差額ハ日本發送電株式會社ノ成立又ハ増資ノ日以後ニ於テ金銭ヲ以テ之ヲ支拂フベシ
第十四條 電力設備及其ノ附屬設備ヲ出資シタルニ因リ殘存電氣事業ヲ繼續スルコト能ハザルニ至リタルトキハ出資者ハ日本發送電株式會社ニ對シ當該事業設備ノ買收ヲ請求スルコトヲ得
前項ノ規定ニ依ル買收價格、買收範圍其ノ他買收ノ條件ハ當事者間ノ協議ニ依ル協議調ハザルトキハ主務大臣之ヲ決定ス

價格ニ關スル當事者ノ協議ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ

第二項ノ裁定中。事業繼續ノ能否又ハ買收價格ニ不服アル者ハ裁定ノ通知アリタル日ヨリ三月内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得

主務大臣第二項又ハ第三項ノ規定ニ依リ裁定又ハ認可ヲ爲サントスルトキハ電力評價審査委員會ノ議ヲ經ベシ

第十五條 電力設備及其ノ附屬設備ヲ出資シタル者ハ日本發送電株式會社ニ對シ出資ノ日ヨリ三年間ヲ限リ其ノ出資ニ對シ與ヘラレタル株式ヲ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ額面金額ヲ以テ買入ルルコトヲ請求スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ日本發送電株式會社ハ一時其ノ株式ヲ取得スルコトヲ得

第一項ノ買入代價ニ付テハ出資者ノ同意アル場合ニ於テハ日本發送電株式會社ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ發行ニ係リ政府ノ支拂保證アル社債券ヲ以テ之ヲ交付スルコトヲ得其ノ社債券ノ發行ニ付テハ勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

前項ノ社債ニ付テハ政府ハ元利ノ支拂ヲ保證スルコトヲ得

第十六條 第四條ノ規定ニ基キ日本發送電株式會社ニ出資セラレタル電力設備及其ノ附屬設備ニ付當該設備ノ所有者ガ有シタル河川、湖又ハ沼ノ使用ニ關スル權利義務並ニ道路其ノ他土地ノ占用又ハ使用ニ關スル權利義務ハ命令ノ定ムル所ニ依リ日本發送電株式會社之ヲ承繼ス

第十七條 第十二條及前條ノ場合ニ於ケル登記ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三章 役員

第十八條 日本發送電株式會社ニ總裁副總裁各一人、理事五人以上及監事三人以上ヲ置ク

第十九條 總裁ハ日本發送電株式會社ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス

副總裁ハ總裁事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ總裁缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

副總裁及理事ハ總裁ヲ補佐シ定款ノ定ムル所ニ從ヒ日本發送電株式會社ノ業務ヲ分掌シ又ハ之ニ參與ス

監事ハ日本發送電株式會社ノ業務ヲ監査ス

第二十條 總裁副總裁ハ勅令ヲ經テ政府之ヲ命ジ其ノ任期ヲ五年トス

理事ハ株主總會ニ於テ二倍ノ候補者ヲ選舉シ政府其ノ中ヨリ之ヲ命ジ其ノ任期ヲ四年トス

監事ハ株主總會ニ於テ之ヲ選任シ其ノ任期ヲ三年トス

第二十一條 總裁副總裁及日本發送電株式會社ノ業務ヲ分掌スル理事ハ他ノ職務又ハ商業ニ従事スルコトヲ得ズ但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二十二條 電氣事業ヲ監督スル官廳ノ官吏タリシ者ハ其ノ職ヲ退キタル後五年間日本發送電株式會社ノ役員ルコトヲ得ズ但シ主務大臣ニ於テ特ニ必要アリト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラズト爲リ又ハ其ノ給與ヲ受クル事務ニ従事スルコトヲ得ズ

第四章 業務

第二十三條 日本發送電株式會社ノ爲ス電力ノ受給其ノ他ノ業務ノ運營ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十四條 日本發送電株式會社ハ電力管理法第三條ノ建設又ハ變更ノ計畫ニ從ヒ主務大臣ノ命ズル所ニ依リ電力設備及其ノ附屬設備ノ建設又ハ變更ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ命令ヲ爲ス場合ニ於テ必要アルトキハ發電ノ爲ニスル河川、湖若ハ沼ノ使用ニ關スル許可又ハ電力設

備ノ施設ニ關スル許可若ハ認可ハ當該許可又ハ認可ヲ爲シタル行政官廳ニ於テ之ガ取消ヲ爲シ若ハ其ノ條件ヲ變更シ又ハ當該既設工作物ノ變更若ハ除却ヲ命ズルモノトス

第二十五條 日本發送電株式會社ハ前條ノ行政官廳ノ處分ヲ受ケタル者ニ對シ相當ノ補償ヲ爲スベシ

許可又ハ認可ヲ受ケ未ダ工事ニ着手セザルモノニ付テハ前項ノ補償ハ調査又ハ測量其ノ他工事準備ノ爲支出シタル通常ノ費用ノ限度ニ於テ之ヲ爲スベシ

第二十六條 日本發送電株式會社ノ爲シタル電力設備及其ノ附屬設備ノ建設又ハ變更ニ因リ著シク利益ヲ受クル電力設備ノ所有者ハ利益ヲ受クル限度ニ於テ當該建設又ハ變更ニ關スル工事ノ費用ノ一部ヲ負擔スベシ

第二十七條 第十四條第二項及第四項ノ規定ハ第二十五條ノ補償又ハ前條ノ負擔ニ付之ヲ準用ス

第二十八條 日本發送電株式會社ハ其ノ送電設備ニ接續スル發電設備ニ依リ發生シタル電力ノ買入ヲ拒ムコトヲ得ズ

第五章 特 權

第二十九條 日本發送電株式會社ハ株金全額拂込前ト雖モ其ノ資本ヲ増加スルコトヲ得

第三十條 日本發送電株式會社ハ商法ニ規定スル制限ヲ超エテ社債ヲ募集スルコトヲ得但シ社債ノ總額ハ拂込ミタル株金額ノ三倍ヲ超ユルコトヲ得ズ

第三十一條 日本發送電株式會社左ノ事項ニ付登記ヲ受クル場合ニ於テハ其ノ登録稅ノ額ハ左ノ額トス但シ登録稅法ニ依リ算出シタル登録稅ノ額ガ左ノ額ヨリ少キトキハ其ノ額ニ依ル

一 設立及第四條又ハ第八條ニ規定スル出資ニ因ル資本ノ増加

二 拂込株金額又ハ増資拂込金額ノ千分ノ一

二 第四條、第八條又ハ第十四條ニ規定スル出資又ハ買收ニ基ク不動産ニ關スル權利ノ取得
不動産ノ價格ノ千分ノ三

北海道、府縣及市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ日本發送電株式會社ニ對シ前項ニ規定スル不動産ニ關スル權利ノ取得ニ關シ地方稅ヲ課スルコトヲ得ズ

第三十二條 日本發送電株式會社ニハ初營業年度及爾後十年間ヲ限リ所得稅及營業收益稅ヲ免除ス但シ所得稅及營業收益稅ノ地方稅ノ賦課ニ付テハ之ヲ免除セザルモノトス

前項但書ノ規定ニ依リ所得稅又ハ營業收益稅ガ免除セラレザルモノト看做サル場合ニ於ケル地方稅ノ賦課ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十三條 日本發送電株式會社ノ每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ四ノ割合ニ達セザルトキハ(利益金額ナキトキ及缺損ヲ生ジタルトキヲ含ム)政府ハ初營業年度及爾後十年間ニ限り之ニ達セシムベキ金額ヲ補給スベシ

每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ハ前項ノ規定ニ依ル補給金ノ償還ニ充ツベシ

日本發送電株式會社ハ每營業年度ニ於ケル配當シ得ベシ利益金額(前項ノ規定ニ依ル償還金額ヲ含マズ)ガ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ノ二分ノ一以上ヲ配當準備ノ爲別ニ積立ツベシ

前項ノ規定ニ依ル積立金ハ後營業年度ニ於ケル第一項ノ規定ニ依ル補給金ノ計算ニ付テハ之ヲ配當シ得ベキ利益金ト看做ス

第六章 監督及義務

第三十三條^四 政府ハ日本發送電株式會社ノ業務ヲ監督ス

第三十四條^五 定款ノ變更、利益金ノ處分、社債ノ募集、合併及解散ノ決議ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ

第三十五條^六 日本發送電株式會社ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ電力設備若ハ其ノ附屬設備ヲ讓渡シ又ハ當該設備ヲ所有權以外ノ權利ノ目的ト爲スコトヲ得ズ第二章ノ規定ニ依ル場合ヲ除キ電力設備又ハ其ノ附屬設備ノ取得ニ付亦同ジ

第三十六條^七 主務大臣ハ日本發送電株式會社監理官ヲ置キ日本發送電株式會社ノ業務ヲ監視セシム

第三十七條^八 日本發送電株式會社監理官ハ何時ニテモ日本發送電株式會社ノ金庫帳簿及諸般ノ文書物件ヲ検査スルコトヲ得

日本發送電株式會社監理官ハ必要ト認ムルトキハ何時ニテモ日本發送電株式會社ニ命ジ業務ニ關スル諸般ノ計算及狀況ヲ報告セシムルコトヲ得

日本發送電株式會社監理官ハ株主總會共ノ他諸般ノ會議ニ出席シ陳述スルコトヲ得

第三十八條^九 主務大臣ハ日本發送電株式會社ノ決議又ハ役員ノ行爲ガ法令、法令ニ基キテ爲ス處分若ハ定款ニ違反シ又ハ公益ヲ害スト認ムルトキハ其ノ決議ヲ取消シ又ハ役員ヲ解任スルコトヲ得

第七章 罰 則

第三十九條^十 日本發送電株式會社左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ總裁又ハ總裁ノ職務ヲ行ヒ若ハ代理スル副總裁

ヲ五千圓以下ノ過料ニ處ス副總裁又ハ理事ノ分掌業務ニ係ルトキハ副總裁又ハ理事ヲ過料ニ處スルコト亦同ジ

一 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ許可又ハ認可ヲ受クベキ場合ニ於テ其ノ許可又ハ認可ヲ受ケザルトキ

二 本法ニ基キテ爲ス命令ニ違反シタルトキ

第四十條^一 日本發送電株式會社ノ總裁、副總裁又ハ理事第二十一條ノ規定ニ違反シ他ノ職務又ハ商業ニ從事シタルトキハ千圓以下ノ過料ニ處ス

第四十一條^二 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前二條ノ過料ニ付之ヲ準用ス

第四十二條^三 出資ノ目的タル設備ノ所有者第六條ノ規定ニ違反シ主務大臣ノ認可ヲ受ケズシテ電力設備又ハ其ノ附屬設備ノ現状ヲ變更シタルトキハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

出資ノ目的タル設備ノ所有者ハ其ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シテ前項ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第一項ノ罰則ハ當該所有者法人ナルトキハ取締役其ノ他法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

附 則

第四十三條^四 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十四條^五 政府ハ設立委員ヲ命ジ日本發送電株式會社ノ設立^{。及開業準備}ニ關スル一切ノ業務ヲ處理セシム

第四十五條^六 第五條第二項及第十一條ノ規定中日本發送電株式會社トアルハ會社設立ノ場合ニ於テハ設立委員

トス

第四十六條^七 第十三條ニ規定スル訴ハ日本發送電株式會社ノ成立前ニ於テハ設立委員ヲ相手方トシテ之ヲ提起

スルコトヲ得

前項ノ訴ハ日本發送電株式會社ガ成立シタルトキハ中斷ス此ノ場合ニ於テハ會社ハ訴訟手續ヲ受繼グコトヲ要ス

第四十七條^八 設立委員ハ定款ヲ作成シ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

前項ノ認可アリタルトキハ設立委員ハ株式總數ヨリ金錢以外ノ財産ヲ目的トスル出資ニ對シテ割當ツベキ株式ヲ控除シタル殘餘ノ株式ニ付株主ヲ募集スベシ

第四十八條^九 株式申込證ニハ定款認可ノ年月日並ニ商法第二百二十六條第二項第二號、第四號及第五號ニ規定ス

ル事項ヲ記載スベシ

第四十九條^五 設立委員ハ株主ノ募集ヲ終リタルトキハ株式申込證ヲ主務大臣ニ提出シ其ノ検査ヲ受クベシ

設立委員ハ前項ノ検査ヲ受ケタル後遲滯ナク第一回ノ拂込ヲ爲サシムベシ

第五十條^一 前條ノ拂込アリタル後設立委員ハ遲滯ナク創立總會ヲ招集スベシ

第五十一條^二 創立總會ノ決議ハ出席シタル株式引受人ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス

第五十二條^三 創立總會ニ於テハ第二十條ノ規定ニ準ジ理事候補者ノ選舉及監事ノ選任ヲ行フベシ

第五十三條^四 創立總會終結シタルトキハ設立委員ハ其ノ事務ヲ日本發送電株式會社總裁ニ引渡スベシ

電力管理ニ伴フ社債處理ニ關スル法律案

右別冊ノ通修正議決セリ依テ及報告候也

昭和十三年三月二十五日

貴族院議長 伯爵 松平頼壽 殿

委員長 伯爵 兒玉秀雄

〔別冊〕

（ハ委員會修正）

第一條 工場財團ニ屬スルモノハ日本發送電株式會社法第十二條及第十六條ノ規定ニ依リ日本發送電株式會社

ノ成立又ハ増資ノ日^{登記ノ時}ニ於テ同會社ニ移轉シタル後ト雖モ仍其ノ工場財團ニ屬スルモノトス

前項ノ場合ニ於ケル登記ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 日本發送電株式會社法第四條ノ規定ニ基キ工場財團ニ屬スル電力設備及其ノ附屬設備ヲ出資シタル者

ハ第四條第一項ノ規定ニ依リ支拂義務ノ承繼アリタル場合ヲ除クノ外日本發送電株式會社ガ抵當權實行ニ因リ受クルコトアルベキ損失ノ補償ニ充ツル爲勅令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ擔保ヲ供託スベシ

日本發送電株式會社ハ前項ノ規定ニ依リ供託セラレタルモノ

第三條 前條第一項ノ出資者ガ出資設備ヲ擔保トスル社債ノ元金又ハ利息ノ支拂ヲ怠リタル場合ニ於テハ日本

發送電株式會社ハ其ノ出資者ニ代リ當該社債ノ元金又ハ利息ノ支拂ヲ爲スコトヲ得

日本發送電株式會社前項ノ規定ニ依リ社債ノ元金又ハ利息ノ支拂ヲ爲シタルトキハ當該出資者ニ支拂フベキ株式配當金又ハ社債ノ償還金若ハ利息ヲ以テ其ノ元金又ハ利息ノ支拂額及避クルコトヲ得ザリシ費用ノ償還ニ充當スルコトヲ得

第四條 政府ハ工場財團ニ屬スルモノノ全部又ハ大部分ノ出資其ノ他ノ事由ニ因リ第二條第一項ノ出資者ニ工場財團ヲ擔保トスル社債ヲ負擔セシメ置クコトヲ適當ナラズト認メタルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ日本發送電株式會社ヲシテ當該社債ノ元利支拂義務ヲ承繼セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ社債ノ元利支拂義務ヲ承繼セシメントスルトキハ政府ハ當該社債ノ種類及名稱並ニ承繼ノ期日ヲ公告スベシ此ノ場合ニ於テハ政府ハ日本發送電株式會社及前項ノ出資者ニ其ノ旨ヲ通知スベシ

前項ノ承繼期日ガ日本發送電株式會社ノ^設成立又ハ増資ノ^{登記}日ナルトキハ當該出資者ニ對シ日本發送電株式會社法第十一條第一項ノ規定ニ依リテ爲ス株式ノ割當ハ出資設備ノ價格ヨリ社債ノ承繼價格ヲ控除シタル金額ニ依ル

第五條 政府ハ前條第一項ノ場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ日本發送電株式會社ヲシテ第二條第一項ノ工場財團ニ屬スル殘存電力設備及其ノ附屬設備ヲ買收セシムルコトヲ得

日本發送電株式會社第十四條第二項乃至第五項ノ規定ハ前項ノ場合ニ於ケル買收價格其ノ他ノ買收ノ條件ニ付之ヲ準用ス

第一條及日本發送電株式會社法第三十一條ノ規定ハ第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六條 日本發送電株式會社ハ勅令ノ定ムルモノヲ除クノ外前條及日本發送電株式會社法第四條ノ規定ニ基キ移轉セラレタル電力設備及其ノ附屬設備ヲ擔保トスル社債ニ關シ原契約上課セラレタル負擔及制限ヲ承繼ス

第七條 日本發送電株式會社法第四條ノ規定ニ^{依リ}基キ電力設備及其ノ附屬設備ヲ出資シタル者ハ其ノ社債ニ關スル契約ニ拘ラズ電力管理法、日本發送電株式會社法又ハ本法ニ依ル資産ニ關シテノ變動ヲ理由トシテ其ノ社債ノ元利支拂ニ付期限ノ利益ヲ失フコトナシ

期限前ノ元利支拂其ノ他ノ請求ヲ爲ス者アリタル場合ニ於テ之ニ應ズルコトヲ得ズ

前項ノ規定ハ日本發送電株式會社ガ第四條第一項ノ規定ニ依リ支拂義務ヲ承繼シタル場合ニ同會社ニ付之ヲ準用ス

第八條 第四條第一項ノ規定ニ依リ支拂義務ノ承繼アリタル場合ヲ除キ政府ハ第六條ノ社債ノ元利支拂ニ付日

本發送電株式會社ヲシテ^{勅令ノ定ムル所ニ依リ}保證ヲ爲サシムルコトヲ得

政府ハ第六條ノ社債ノ元利支拂ニ付勅令ノ定ムル所ニ依リ保證ヲ爲スコトヲ得

政府ハ第四條第一項ノ規定ニ依リ日本發送電株式會社ガ支拂義務ヲ承繼シタル社債ノ元利支拂ニ付保證ヲ爲スコトヲ得前項ノ保證債務ニ付亦同ジ

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

電氣事業法改正法律案

右別冊ノ通修正議決セリ依テ及報告候也

昭和十三年三月二十五日

委員長 伯爵 兒 玉 秀 雄

貴族院議長 伯爵 松 平 賴 壽 殿

〔別冊〕

〔ハ委員會修正〕

電氣事業法中左ノ通改正ス

第二十三條第二項中「業務並ニ」ノ下ニ「利益金ノ處分、減價銷却其ノ他」ヲ、「改善」ノ下ニ「供給ノ擴充」ヲ加フ

第二十四條第一項中「電氣ノ流用」ノ下ニ「若ハ託送」ヲ加フ

第二十六條ノ二 主務大臣ハ公益上必要アリト認ムル場合ニ於テハ電氣ノ普及、料金ノ均衡其ノ他供給業務ノ改善ヲ圖ル爲第一條第一號又ハ第三號ノ電氣事業者ニ對シ電氣事業ノ全部又ハ一部ノ讓渡ヲ命ズルコトヲ得

第二十九條第四項及第五項ノ規定ハ前項ノ命令ニ依ル讓渡ノ場合ニハ之ヲ準用ス

第二十七條第四號ヲ第五號トシ第三號ヲ第四號トシ同條第二號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

三、電氣設備ガ日本發送電株式會法第四條ニ規定スル出資ニ因リ日本發送電株式會社ノ所有ニ歸シタルトキ第三十二條第一項中「第二十四條第一項」ノ下ニ「第二十六條ノ二」ヲ加フ

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四節 修正案貴族院通過

委員會修正案を可決した貴族院は二十五日午後八時本會議を開いて、該修正案を緊急上程し、先づ兒玉委員長は委員會の經過並びに結果につき次の如く報告した。

電力管理に關しまする四法案の委員會の經過並びに結果について御報告申し上げます。本委員會は去る九月

以來會を重ねること十五回、慎重審議を盡しました。本案は衆議院に於いて修正せられ、政府はその修正に對し大體に於いて不同意を表してゐるのであります。而して本案の趣旨は過日本會議に於いて説明せられたる次第でありますから、詳しく申述ぶるの必要はないと思ひます。

その提案の主なる理由及び委員會に於きまする質疑の概要を概説致しますれば、政府は既存の會社をして火力發電及び送電の設備を強制出資せしめ、これと新規の水力發電とを共に綜合して國策會社に移し、政府の管理の下に右會社をして運営せしめ、民間の經營に屬する水力發電及び配電事業と相俟つて、共存共榮以つて電力國策の實を擧げんとするの計畫であります。

隨ひまして委員會に於きましては、第一に、電力統制の目的を達せんとするには種々の形態が考へられるといふ論議がございました。國有國營、發電送電及び配電の一貫的統合、民間會社の大合同、または民間會社の共同計算の如きがその主なるものであります。これらの點に關し政府は、國有國營は財政上の關係に於きましても、また民間の獨創的優秀なる機能を發揮せしむる點より致しますも、今日の現狀に即して決して適當なるものとは考へないのであります。而して綜合統制の目的は本計畫を以つて十分に達成し得べく、また事業法の強化に依る監督の結果は、會社分立の缺點を除き難く、民間會社の大合同は獨占の弊を醸すべく、共同計算案の如きは會社の實情よりして適當なる方法とは考へられない旨の答辯がございました。

次に會社の成立殊に國際信用問題に關聯し、最も熱心な論議が重ねられましたのは外債處理の問題であります。御承知の通り既存會社は巨額の國際債務を負ふて居ります。然るにこの國際債務の擔保の一部が新會社に移讓せられ、而してその結果國際債權者が元利償還を要求し得る場合が想像せられます。これに對し本法はその請求の權利の行使を阻止するの規定を設けて居ります。併しこの規定は萬一の場合を想像して設け

られたのでありまして、債権者の権利を尊重する觀念は毫も變りはないのであります。

そこで政府は債権者の権利尊重の趣旨を以ちまして、社債處理に關する法律を特に制定致しまして、既存會社の擔保に屬する工場財團をその儘に存続せしめ、社債の擔保力に變動なからしむることを期し、且つ新會社並びに政府自身元利支拂を保證するの途を開き、社債権者の権利の確保と安心との十全を期して居るのであります。

なほ現下の時局に於きまして、急に本案の制定を要する所以のものは、この重大なる時局に對應すべき準備工作として、また經濟上の發展、國民生活の安定、國防計畫の充實の諸點より、速にこれを實現することゝを要するがためであります。たゞ世上往々他の産業にも同一の管理方針を執るにあらざるやとの疑を懐く者があるのであります。併し本案の如きは全く電力の特異性に基くものでありまして、他の産業に及ぼすべき意圖なきことを明言して居ります。この點は特に申上げて置きます。

本中法律問題と致しまして、最も注意すべき點の一は出資に係る法律問題であります。本案に於きましてはその四條に於きまして、政府は既存會社をして新會社に對し、電力設備等を強制出資せしめ、その出資命令に依り出資者は當然株主としての義務を發生し、株式申込と同様の働きをなし、第十一條に依り株式の割當を爲すの仕組となつて居ります。

これに對し商法の規定に依れば、株式會社の設立は自由協議に依つて設立せらるべく、株式の引受はその第一歩であるに拘はらず、法案の不備なる結果、法律上株主たることを強制することを得ないとの意見が關はされました。政府はこれに對し、本法は商法、民法の特別法と致しまして、本法に於いては、特に株式引受強制の規定をせられなくとも、強制出資の結果當然株主の義務を生ずるものなりと説明して居ります。

次に重大なる問題たる第十五條新會社に對する株式買收請求權に對する制限を置くことは、強制出資に對する完全賠償の精神に反するものなりとの意見に對しましては、政府は原則として三年を限り、出資に對し與へられたる株式は請求に依り全部買收に應ぜしむるの趣旨であるけれども、極端なる場合、稀なる例外の場合を限つて勅令を以つてこれを制限せしむることを豫想するに過ぎざる旨言明して居ります。

次に出資の目的たる設備の評価を勅令に譲りたるは憲法の精神に反するものなりとの意見に對しまして、政府は勅令を以つて定めてはならぬとは考へて居らぬけれども、法律を以て制定せらるゝことについては毫も異議なき旨、衆議院の修正に同意を表して居ります。社債處理に關する法律案に關しましては、新會社に移りたる債務の擔保を、なほ従前の工場財團に屬せしむるの趣旨に對しまして、全般的に不可なりとの意味の質疑があり、殊に第八條の會社及政府の保證の法律上の性質につき質疑應答が重ねられました。政府は本法は政府または新會社をして保證の權限を與へたるに過ぎずして、保證の方法はこれを他に求むるの趣旨なりと説明して居ります。

最後に事業法につきましては、利益金の處分に關する監督の規定は不必要、且つ苛酷にあらざるやとの質問に對しまして、政府は利益を抑壓し、企業心を萎靡せしむるが如きことのなきやう十分注意を加へ、主として電力料金の公正を期するの趣旨に副はしめんとするの旨を説明して居ります。その他各案につきまして種々の質疑がございましたが、これは速記録に譲りたいと思ひます。

委員會は、或ひは懇談會を開催し、または小委員會を設け、本案に對して各方面より慎重に審議を進めました。かくて質疑を終了し討論に入り、原案に對して次の如き修正案が提出せられ、衆議院送付の原案と共に全會一致可決せられました。なほ三箇の希望決議をも併せて可決せられました。修正案の概要を御報告申

上げます。

電力管理法案中左の通修正す、「第一條 電氣ノ價格ヲ低廉ニシ其ノ量ヲ豊富ニシ之ガ普及ヲ圓滑ナラシムル爲政府ハ本法ニ依リ發電及送電ヲ管理ス」といふ條項を削りまして原案に復活を致しました。附則第三項を左の如く改む、「日本發送電株式會社が第二條ノ規定ニ依リ發電又ハ送電又ハ送電ヲ行フ場合ニ於テ其ノ發電又ハ送電ニ關スル電力需給ノ契約ニシテ第二條ノ規定施行ノ際現ニ存スルモノハ日本發送電株式會社之ヲ繼承ス」、これは衆議院の修正の趣旨を認めまして契約の範圍を明確にしたものであります。

次に日本發送電株式會社法案中左の通修正す。第九條第一項第二號「過去三年」を「過去五年」に改む。これは評價の標準の一層正確を期したる趣旨であります。第十二條中「成立又ハ増資ノ日」を「設立又ハ増資ノ登記ノ時」に改む。第十三條第二項中「成立又ハ増資ノ日」を「設立又ハ増資ノ登記ノ時」に改む。これは法文の整備に過ぎませぬ。第十四條第二項中「前項ノ規定ニ依ル」の下に「事業繼續ノ能否」を加ふ。これは残存財産の買収の場合を完備したる規定であります。第十四條第四項中「第二項ノ裁定中事業繼續ノ能否又ハ買収價格ニ付」云々と修正を致しました。これは裁判所に救済の途を開いたのであります。第十五條第一項中「勅令ノ定ムル所ニ依リ」を削り、また同條第三項中「出資者ノ同意アル場合ニ於テハ」を削る。これは新會社の株の買収制限を撤廢し、完全賠償の趣旨を明にし、而して政府保證の債券を與ふるの途を開いたのであります。なほ第二の點は出資者の同意なきときに於きましても、政府の支拂保證ある社債券を交付し得るの途を開いたのであります。第十五條第三項中「勅令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ支拂保證アル社債券ヲ以テ之ヲ交付スルコトヲ得其ノ社債券ノ發行ニ付テハ勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得」、これは社債券の發行に關する點を明確にしたのであります。第二十二條を左の如く改む、「電氣事業ヲ監督スル官廳ノ官吏

タリシ者ハ其ノ職ヲ退キタル後五年間日本發送電株式會社ノ役員ト爲ルコトヲ得ズ但シ主務大臣ニ於テ特ニ必要アリト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラズ」、役員任命に關する規定の修正であります。第三十二條「日本發送電株式會社ニハ初營業年度及爾後十年間ヲ限り所得稅及營業收益稅ヲ免除ス但シ所得稅及營業收益稅ノ地方稅ノ賦課ニ付テハ之ヲ免除セザルモノト看做ス」、前項但書ノ規定ニ依リ所得稅又ハ營業收益稅ガ免除セラレザルモノト看做サル場合ニ於ケル地方稅ノ賦課ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」、これは衆議院に於きまする租稅免除の規定を復活致したのであります。第四十四條を第四十五條とし、同條中「設立」の下に「及開業準備」を加へます。これは法文の整備に過ぎませぬ。次に第四十七條第二項「前項ノ訴ハ日本發送電株式會社ガ成立シタルトキハ中斷ス此ノ場合ニ於テハ會社ハ訴訟手續ヲ受繼グコトヲ要ス」、これも法文の整備に過ぎませぬ。

次に電力管理に伴ふ社債處理に關する法律案中左の通修正す。第一條第一項中の「成立又ハ増資ノ日」を「設立又ハ増資ノ登記ノ時」に改む。第二條第二項中「前項ノ供託物」を「前項ノ規定ニ依リ供託セラレタルモノ」に改む。二條とも法文の整備に過ぎませぬ。第七條第一項を左の如く改む。「日本發送電株式會社第四條ノ規定ニ依リ電力設備及其ノ附屬設備ヲ出資シタル者ハ電力管理法、日本發送電株式會社法又ハ本法ニ依ル資産ニ關シテノ變動ヲ理由トシテ其ノ社債ノ期限前ノ元利支拂其ノ他ノ請求ヲ爲ス者アリタル場合ニ於テ之ニ應ズルコトヲ得ズ」、期限前の支拂請求を拒絶するの規定を明確に致したのであります。第八條第一項中「日本發送電株式會社ヲシテ」の下に「勅令ノ定ムル所ニ依リ」を加へ、同條第二項を左の如く改む、「政府ハ第六條ノ社債ノ元利支拂ニ付勅令ノ定ムル所ニ依リ保證ヲ爲スコトヲ得」、これは會社並びに政府の保證を認めまして、債權確保の意を明にしたのであります。

次に電氣事業法中改正法律案第二十三條第二項中、「利益金ノ處分」この五字を削る。これは必要なしといふ理由の下に削除致したのであります。これが修正の概要であります。

次に希望條件を御報告申し上げます。「希望決議事項、一、電力管理法第三條ノ規定ニ依ル電力設備ノ建設又ハ變更ノ計畫其ノ他ノ重要事項ノ決定ハ之ガ大綱ニ止メ日本發送電株式會社ヲシテ出來得ル限リ其ノ創意ヲ發揮シ得ル様留意スルコト、二、日本發送電株式會社法第九條ノ規定ニ依ル出資ノ目的タル設備ノ價格算定ニ付テハ特ニ之ガ適正妥當ナランコトヲ期スルコト、三、日本發送電株式會社法第一條ノ規定ニ依ル附帶業務ニ付テハ眞ニ必要已ムヲ得ザルモノニ止メ安リニ之ヲ擴張セザル様注意スルコト、四、電力審議會及電力評價審査委員會ノ構成ニ付テハ出來得ル限リ多數民間ノ委員ヲ任命スルコト」、次に他の委員よりの希望決議であります。「日本發送電株式會社法第九條第三項ノ規定ニ依リ勅令ヲ以テ同條第一項第二號ノ一定ノ利率ヲ定ムルニ當リテハ強制出資ニ對スル完全補償ノ趣旨ニ基キ日本發送電株式會社ノ事業經營上ノ便宜ヲ偏重スルノ弊ニ陥ルコトナク一般市場利率ニ範リテ公正妥當ナル利率ヲ定ムル様留意スルコト」、更ニ他ノ希望決議事項であります。「本電力管理法及之ニ伴フ三案成立ノ上其實施ニ當リテハ諸種ノ支障ヲ各方面ニ及ボス恐レアリト認ムルニヨリ政府ハ左ノ諸點ニ付キ慎重考慮ヲ重ネ運用上誤リナカラシメンコトヲ期スベシ、一、將來發送電並ニ配電ニ就キテモ分割統制ノ弊ヲ除去シ綜合的經營ヲ實施スル事ニ十分検討ヲ加フベシ、一、消費者ノ料金低下ニツキ政府ハ十分ニ考慮スベシ、一、發送電豫定計畫ヲ確立シ事業統制指導ノ方針ヲ明カニスベシ、一、發送電豫定計畫ハ國策ノ表現ニシテ各省所管事項ニ互ルヲ以テ電力審議會ノ機構ニ關シテハ總理大臣ノ管轄下ニ組織シ、國策ノ綜合統一性ヲ發揮セシムベシ、一、水力發電資金ノ調達ニ支障ナカラシムル具體的方策ヲ樹立スベシ、一、外債處理ニ就テハ嚴密ナル注意ヲ拂ヒ國際信用上遺憾ナキヲ期スベシ」

スベシ」

最後に一言加へて置きたいと思ふのであります。元來電氣事業は發送電及び配電事業を一貫經營するのを理想と致しまするのに反しまして、本案はその一部たる發送電のみを引離して管理せんとするものであります。そこに無理が生ずるのであります。それ故に既設會社から送電線と火力發電所の一部を取上げる無理を止めて、既設水力發電所及び配電業務を一括して新會社に出資せしむることに致しまするならば、政府の聲明せる料金の低下を消費大衆に徹底せしむることも出來ます。農村その他に對する政策的料金を實施することを可能ならしめます。

また一方出資會社の部分的出資に依る混亂を避けて、資産の評価を公正容易ならしむることが出來ます。なほ最も困難とする外債問題をも解消することを得べきであります。即ち發電送電のみならず配電をも併せて會社事業に綜合せしむるを理想とするものであります。然るに現時の實狀に即し、これを實現するの困難を認むるに依り、政府はこの理想に到達すべく研究努力を重ねんことを：設立するの趣旨は、この最後の希望條件に於いて現はれて居るところの眞意であります。特にこゝに一言を附加して置きます。

貴族院本會議は、委員會の決定通りこの再修正案を可決し、直ちに衆議院に廻付した。時正に午後十時四十分であつた。

然るに衆議院は、小會派はこの貴族院の再修正案に同意を表したが、民政黨並びに政友會は、院議尊重の建前を執つて不同意を表明したため、これを採決の結果衆議院は貴族院の再修正案に不同意と決定、小山衆議院議長は前例に基いて兩院協議會を開くことに決し、この旨直ちに貴族院に通告すると同時に兩院協議委員十名を指名した。

一方右の通告を受けた貴族院に於いても、直ちに兩院協議委員十名を指名し、かくて問題は議會最終日に於いて兩院協議會に持込まれた。議會は最早議すべき案件なく、たゞこの電力案一件のみであつたが、この時左の如き詔書が降り、第七十三回帝國議會の會期は一日の延長を見たのであつた。

詔書

朕三月二十六日迄一日間帝國議會會期ノ延長ヲ命ス

御名 御璽

昭和十三年三月二十五日

各國務大臣副署

第三章 兩院協議會と法案成立

第一節 兩院協議會經過

三月二十五日夜、貴衆兩院議長から指名された貴族院並びに衆議院の兩院協議會委員は左の如くである。

(貴族院側)

侯爵 細川 護立	伯爵 兒玉 秀雄	子爵 井上 匡四郎
岡 喜七郎	掘切 善次郎	男爵 飯田 精太郎
男爵 矢吹 省三	坂野 鐵次郎	岩田 宙造
風間 八左衛門		

(衆議院側)

櫻内 幸雄	依 孫一	小川 郷太郎
大 麻 唯 男	櫻井 兵五郎	大 口 喜 六
砂 田 重 政	川 島 正 次 郎	清 瀬 規 矩 雄
志 賀 和 多 利		

會期延長の詔書が降つて間もなく、兩院協議委員は協議室に參集して顔合せを行つた。

兩院協議會が開かれたことは近年珍しいこととされ、新議事堂最初のものであつた。時に午後十一時半。一切は翌日に持越された。

翌二十六日は、協議委員全員出席の午前十時二十八分開會。先づ抽籤に依つて貴族院側委員井上匡四郎氏議長に當選、直ちに議事に入り、堀切善次郎氏より貴族院の再修正案の趣旨を説明した。

衆議院側小川郷太郎委員より貴族院再修正案の各條に涉り質問を開始し、特に管理法第一條、會社法第九條、第十五條、第二十一條、第三十二條の各條項については、修正に關する貴族院の眞意を詳細に質問し、これに對して貴族院側は堀切善次郎氏、岩田宙造氏が答辯に當り、一應質問を終了して十一時四十五分ひとまづ休憩に入つた。

午後一時四十二分再會。小委員を擧げ懇談の上妥協案を作成することに決し、左の諸氏が小委員會委員に擧げられた。

(貴族院側)

子爵 井上匡四郎

男爵 矢吹省三

堀切善次郎

岩田宙造

(衆議院側)

櫻内幸雄

大口喜六

小川郷太郎

砂田重政

小委員會に於ける懇談の中心題目は會社法第十五條であつた。殊に株式買入に關し社債を對價として交付する場合、並びにその社債に對する政府保證の場合に於ける公債市場政策の調和の點並びに勅令事項の内容に關する點が最も問題となつた。即ち政府保證四分二厘額面の社債を無制限に發行することを許せば、政府の公債消化政策に支障を生ずる恐れがあり、さりとて株式買入に當り交付する社債は、これに經濟的價値を附與する必要ある

點からいへば政府保證たらしむることを要するものがあるので、この兩要求の調和を圖らねばならぬ。また「勅令ニ定ムル所ニ依リ」といふ點に關しては、貴族院はこれを削除してゐるが、衆議院はこれが存續を主張して容易に譲らなかつた。ために小委員會は屢々危機に瀕したのであつたが、懇談に懇談を重ねて漸く妥協が成立した。その際政府と兩院との間に左の如き諒解事項が成立したのである。即ち第十五條の「特別ノ事情アル場合」の解釋については

一、本會社が事業遂行のため相當多額に社債を發行して市場狀況が現金交付のため新社債を發行して資金調達することを適當と認めざる場合を含む

二、金融市場の狀況社債募集に適せざる場合亦同じ

と諒解するといふのであり、同條中「勅令ノ定ムル所ニ依リ」とあるは

一、社債交付價格は交付前六ヶ月間の市場相場を標準となし得ることを含む

二、株式買入申込の時期と社債交付の時期との間に六ヶ月までの期間を措き得ることを含む

と諒解するといふのである。

小委員會には、永井逵信、賀屋大藏兩大臣も出席して説明に當つたのであるが、この困難な事項について政府並びに貴衆兩院三者の歩み寄りが出来たといふことは、いづれにしても成功であつた。爾餘の問題は、その餘勢で片づけられた感があつたからである。一方この情勢に對して政府は、午後八時二十分院内に閣議を開き、小委員會の妥協案に對して同意を與ふべきことを豫め決定して置いたのであつた。

兩院協議會は午後九時過ぎに至つて、遂に左の如き成案に到達することが出来た。

一、電力管理法第一條は、衆議院の修正通り電力管理の目的明示規定を挿入すること

- 二、同法附則第二項現行電力需給契約繼承に關する規定は貴族院修正通りの字句とすること
 - 三、日本發送電株式會社法第九條評價の基礎となるべき事業益金算定期間は過去十年間とすること
 - 四、同法第十五條株式の買入規定については、買入額に關する勅令の制限は貴族院修正通り削除し、同第三項中「第一項ノ買入代價ニ付テハ」の下に「出資者ノ同意アル場合（衆議院修正の復活）又ハ特別ノ事情アル場合（兩院協議會の新たな修正）ニ於テハ」を挿入し、また「社債券ヲ以テ」の下に「時價ニ依リ」を新に挿入すること
 - 五、同法第三十二條日本發送電株式會社の免稅特權規定は衆議院の修正通り削除すること
 - 六、その他は全部貴族院修正通りとすること
- この兩院協議會成案は、全委員の同意を以つて成立し、直ちに衆議院本會議に上程された。

第二節 法案成立

三月二十六日午後十時三十六分衆議院本會議は再開せられ、兩院協議會成案が議題に供せられた。兩院協議會衆議院側議長櫻内幸雄氏の報告書左の如し。

報告書

- 一 電力管理法案（政府提出）
- 右別紙ノ通兩院協議會成案成立セリ依テ及報告候也
- 昭和十三年三月二十六日

電力管理法案外三件兩院協議會

衆議院協議委員議長

櫻内幸雄

衆議院議長 小山松壽殿

〔別紙〕

電力管理法案兩院協議會成案

第一條ハ衆議院議決案ノ通トス

附則第三項ハ貴族院議決案ノ通トス

報告書

- 一 日本發送電株式會社法案（政府提出）

右別紙の通兩院協議會成案成立セリ依テ及報告候也

昭和十三年三月二十六日

電力管理法案外三件兩院協議會

衆議院協議委員議長

櫻内幸雄

衆議院議長 小山松壽殿

〔別紙〕